

議会制度年表

平成 25 年 7 月 2 日

資料編

(資料 1 政体)

(資料 2 公議所法則案)

(資料 3 集議院規則)

(資料 4 國會議院規則)

(資料 5 民撰議院設立建白書)

(資料 6 立憲政體の詔)

(資料 7 議院憲法並規則)

(資料 8 元老院職制章程)

(資料 9 國憲第三次草案)

(資料 10 大綱領)

(資料 11 勅諭)

(資料 12 廿三年國會開設ニ付緊要問題)

(資料 13 國會規則)

(資料 14 國會會議規則兩院通用)

(資料 15 內閣職權)

(資料 16 初稿)

(資料 17 議院法第一草案)

(資料 18 甲案)

(資料 19 議院法試草)

(資料 20 夏島草案)

(資料 21 十月草案)

(資料 22 二月草案)

(資料 23 淨寫三月案)

(資料 24 憲法草案)

(資料 25 樞密院官制)

(資料 26 大日本帝國憲法原案(諮詢案))

(資料 27 議院法諮詢案)

(資料 28 樞密院再審會議に付議せられた憲法修正條項)

(資料 29 大日本帝國憲法)

(資料 30 議院法)

(資料 31 衆議院成立規則)

1708 年 新井白石がローマの宣教師ヨワン・シローテからヨーロッパの政治模様を聴取し、議会政治に触れる。

1827 年 青地林宗が訳した『與地誌略』でアメリカの議会政治を紹介。

- 1851年 中浜万次郎が帰国。
- 1853年7月8日 嘉永6年6月3日、アメリカ東インド艦隊、浦賀沖に到着、ペリーが来航。
- 1854年2月13日 嘉永7年1月16日、ペリー再来日、翌月より横浜村にて幕府代表との会談開始。
- 1854年3月31日 嘉永7年3月3日、日米和親条約調印。
- 1854年 『海国図志』に米国議会の構成を記述。
- 1858年7月29日 安政5年6月19日、日米修好通商条約調印。
- 1858年10月13日 安政5年9月7日、安政の大獄始まる(万延1(1860)年3月24日桜田門外の変まで続く)。
- 1860年 「日米修好通商条約」の批准書交換のため米国に咸臨丸で使節団を派遣。使節団副使村垣淡路守範正の「航海日記」に米国上院を訪問して、全院委員会を傍聴し、「我日本橋の魚市のさまによく似たり…」と記述。
- 1861年 幕府は英仏他ヨーロッパ6カ国に使節を派遣して、開港延期の交渉を行う。この一行に参加した福澤諭吉は政治制度やその運営を研究して、後に『西洋事情』を出版。
- 1862年 幕臣大久保忠寛(一翁)は、政事総裁松平春嶽に「大小の公議会を設け、大公議会は全国に関する事件を議し、小公議会は一地方に止まる事件を議する所とし其議場は、前者は京都或は大坂に置き、後者は江戸其他各都会の地に置くべし、又大公議会の議員は諸大名を以て之に充て、内五名を選びて常議員とし、其他の議員は、諸大名自ら議場に出づるも、管内の臣民を選びて出場せしむるも、妨げなきこととすべし、五年に一回之を開き臨時議すべき事件あらば臨時にも開くべし。小議会の議員及会期は、之に準じて適宜の制を定めん。」との建白をした。
横井小楠は、政事総裁松平春嶽に対し、「大井二言論ヲ開キ天下ト與ニ公共ノ政ヲ為スベシ」とし、「上院」・「下院」より成る「議事院」の設置を献策した。
松平春嶽は、「虎豹変革備考」と題する政治改革意見書において、西洋諸国には「^{ハルリモン}バ力門、^{コンモンズ}高門士即上院下院」の制度があるとし、「今皇朝の制度も一変革して巴力門を江戸に高門士を江戸に創建し、此巴力門は幕府之臣下又は諸侯の内なるべく高門士は諸藩士之内有名之者也 又は巴力門を諸侯の藩士に命じ、高門士は百姓町人又は庶人を加ふるも一法なるべし 天下將軍といえども、此公共之論にいたっては、之を動揺することを得ず 従つて朝廷天下之政事を幕府に委任し、委任の朝命を奉して古来之制度を改むる事なきときは、幕府之罪尤重し、ここを以て天下の公共の論を求むる、巴力門高門士の挙なくんばあるべからざるなり」と述べている。
- 1863年9月30日 文久3年8月18日、禁門の変、朝廷内より尊王攘夷派を追放。
- 1864年 大鳥圭介は「上下両等」の「評議館」の設置を建白した。
- 1866年3月7日 慶応2年1月21日、薩長連合が成立。

坂本龍馬が「船中八策」をまとめる。

- 「一、大政ヲ奉還シテ政令ヲ朝廷ニ歸ス
- 二、上下ノ議政局ヲ設置シテ萬機ヲ公論ニ決ス
- 三、人材ヲ登庸シテ冗官ヲ省ク
- 四、外國トノ交際ヲ公議ニ基ツイテ至當ノ規約ヲ立ツ
- 五、古來ノ律令ヲ折衷シテ無窮ノ大典ヲ撰定ス
- 六、海軍ヲ擴張ス
- 七、親兵ヲ設置シテ京都ヲ守衛ス
- 八、金銀貨及ビ物價ヲ外國ト平衡セシム」

この第2項目が土佐藩の公式の藩論として

「上下議政局ヲ設ケ議員ヲ置キテ萬機ヲ參贊セシメ萬機宜シク公議ニ決スベキ事」

となった。

これが修正されて薩土盟約となったものは、

「議事院上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ルマデ、正義純粹ノ者ヲ選舉シ、尚且ツ諸侯モ自ラ其職掌ニテ上院ノ任ニ充ツ」

となった。

1867年7月23日

慶応3年6月22日、「薩土盟約」のための会合が、土佐藩側から後藤象二郎、福岡孝弟、間部栄三郎、寺村左膳、薩摩藩側から西郷隆盛、大久保利通、小松帯刀、その他に坂本龍馬と中岡慎太郎が同席して開かれた。この会合の最終合意案は6月26日に薩摩藩に届けられた¹。

「一、天下ノ大政ヲ議定スル全権ハ朝廷ニ在リ、我皇国ノ制度法則一切ノ万機、京師ノ議事堂ヨリ出ルヲ要ス。

一、議事院ヲ建立スルハ宜ク諸藩ヨリ其入費ヲ貢献スヘシ。

一、議事院上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ル迄、正義純粹ノ者ヲ撰挙シ、尚且諸侯モ自ラ其職掌ニ因テ、上院ノ任ニ充ツ。

一、將軍職ヲ以テ天下ノ万機ヲ掌握スルノ理ナシ。自今宜ク其職ヲ辞シテ諸侯ノ列ニ帰順シ、政權ヲ朝廷ニ歸ス可キハ勿論ナリ。

(中略)

右議定セル盟約ハ、方今ノ急務、天下ノ大事之ニ如ク者ナシ。故ニ一旦盟約決議ノ上ハ、何ソ其事ノ成敗利鈍ヲ視ンヤ。唯一心協力永ク貫徹セン事ヲ要ス。」

1867年10月29日

慶応3年10月3日、土佐藩主山内容堂の大政奉還の建白。

「正明正大之道理ニ歸シ、天下萬民ト共ニ、皇國數百年之國體ヲ一變シ、至誠ヲ以テ萬國ニ接シ、王政復古ノ業ヲ建テザル可カラザルノ一大機會ト奉存候」と述べ、次いでその王政復古後の政治体制については、

¹ 『日本憲政史』13～15頁。

「一、天下ノ大政ヲ議スル全權ハ朝廷ニアリ、乃我皇國ノ制度、法則、一切萬機必ズ京都ノ議政所ヨリ出ヅ

二、議政所上下ヲ分チ、議事官ハ上公卿ヨリ下陪臣庶民ニ至ル迄正明純良ノ士ヲ撰擧スベシ」などの8カ条を掲げていた。

1867年11月8日

慶応3年10月13日、「討幕の密勅」が出される。

1867年11月9日

慶応3年10月14日、徳川慶喜が大政奉還の上表を上奏。この上表に「政權ヲ朝廷ニ奉歸、廣ク、天下之公議ヲ盡シ」とある。

1867年12月

坂本龍馬、新政府綱領八策を起草。

1867年12月

西周助(周)は、「議題腹稿」の中の「議政院之件之事」で、①上院の構成を一万石以上の大名とし、法令などを評議の上決定し、天皇に奏上して天皇から政府に伝える、②下院は各藩が選出する藩士一名ずつからなり、上院同様に法令などを議定する——などの構想を示した。また慶喜への献言の中で、「政府」と「禁裏」との関係について、「議政院ニテ議定致候法度モ、政府ニ移シ、政府ハ禁裏ニ上リ、欽定ヲ可受事、但シ異議有之間敷事 右欽定相濟候上、再ビ政府ニ下シ、布告ニ相成可申事」と定めるべきことが延べられていた。

1868年1月3日

慶応3年12月9日、王政復古の大号令が発せられる。この大号令にも「公議ヲ竭シ」の文字が見られる。

1868年1月27日

慶応4年1月3日、鳥羽伏見の戦が始まり、6日までに旧幕府軍は総崩れ。戊辰戦争の緒戦となった。

1868年1月

越前藩の由利公正が會盟議事の體の案を起案。横井小楠の国是三論に圧倒的な影響を受けている。

「 議事之體大意

- 一 庶民志を遂げ人心をして倦まざらしむるを欲す
- 一 士民心を一にし盛に経綸を行ふを要す
- 一 智識を世界に求め廣く皇基を振起すへし
- 一 貢士期限を以て賢才に譲るへし
- 一 萬機公論に決し私に論するなかれ

諸侯會盟之御趣意右等之筋ニ可被仰出哉 大赦之事 」

1868年1月

由利案に対して福岡孝弟が直ちに修正案を作った。

「 會 盟

- 一 列侯會議を興シ萬機公論ニ決すべし
- 一 官武一途庶民ニ至る迄各其志を遂ケ人心をして倦まざらしむるを欲す
- 一 上下心を一にし盛に経綸を行ふべし
- 一 智識を世界ニ求メ大ニ皇基を振起すべし
- 一 徴士期限を以て賢才ニ譲るべし

右等之御趣意可被仰出哉且右會盟相立候處ニテ

大赦之令可被仰出哉

- 一 列侯會盟ノ式

一 列藩巡見使ノ式 」

1868年2月22日

慶応4年1月29日、幕府側でも、神田孝平の會議法則と加藤弘之の會議法之愚按の會議規則草案をもとに公議規則を作り、公議所の會議を開いた。近代的會議規則の日本最初のものといつてよい。

「 公議規則

- 一 公議之作法總テ公議掛ノ指揮ニ從ヒ座順ヲ不亂混雜無之様可致候事
- 一 公議掛頭取議題差出可申事
- 一 公議中題外之議論決シテ致間敷事
- 一 議題中不審之廉有之候ハハ公議掛ヘ可承合事
- 一 頭取ヨリ同意不同意相尋候得ハ異論之有無可申聞事
- 一 公議中頭取ヲ差置銘々之議論或雑話一切致間敷事
- 一 列坐之内ニテ議題差出度向ハ公議掛ヘ差出頭取之取捨ニ從ヒ可申事
- 一 各局總裁ヨリ議題差出候節ハ頭取ヘ相渡出座可致事
- 一 議論二様ニ分レ候得ハ頭取之指揮ニ從ヒ可申事

右之趣堅可相守者也 」

この會議では恭順の事件が諮問され、激論もあつたが、徳川慶喜が二月五日に恭順の態度を明らかにして、その後は會議は開かれず、公議所は自然消滅となつたと思われる²。

1868年4月6日

慶応4年3月14日、「五箇条ノ御誓文」を發布。越前藩の由利公正、土佐藩の福岡孝弟の案に対して、木戸孝允、三条實美、岩倉具視が修正を加えている。

「一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スベシ

一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フベシ

一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クベシ

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ

我國未曾有ノ變革を為ントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンジ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ 」

1868年6月11日

慶応4年閏4月21日、「政體書」を公布。起草者は參與副島種臣と參與福岡孝弟で、『聯邦志略』と『萬國公法』を参考としている。[\(資料1 政体\)](#)

「一 天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス、則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム、太政官ノ權力ヲ分ツテ立法行政司法ノ三權トス、則偏重ノ患無カラシムルナリ

一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ズ、行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ズ 」

² 『明治憲法成立史 上巻』37～42頁。

と定めて、明確に権力分立主義を宣言するとともに、公議主義の制度としては、

「一 各府各藩各懸皆貢士ヲ出シ議員トス、議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ、若シ抱議面謁ヲ乞者アラバ之ヲ宮中ニ出シ公論ヲ經ベシ」

などの条項が定められた。

上局の議定に三条実美、岩倉具視を、参与に中山忠能ほか 18 名を任命。

1868 年 7 月 13 日 慶応 4 年 5 月 24 日、下局の議長に大木喬任と坂田秀の 2 名を選出、貢士対策規則や貢士対策条件を定める。

1868 年 9 月 19 日 慶応 4 年 8 月 4 日、議事の体裁改正に付き、貢士対策所を廃止した。

1868 年 10 月 12 日 慶応 4 年 8 月 27 日、明治天皇即位。

1868 年 10 月 23 日 慶応 4 年 9 月 8 日、明治と改元、慶応 4 年 1 月 1 日(1868 年 1 月 25 日)に遡って適用するとした。

1868 年 11 月 3 日 明治元年 9 月 19 日、議政官を廃止し、議定・参与を行政官に編入した。

1869 年 1 月 1 日 明治元年 11 月 19 日、議事体裁取調所を東京に置いた。

1869 年 1 月 18 日 明治元年 12 月 6 日、東京旧姫路藩邸を以て公議所と定め、来春より開議するとした。

1868 年 1 月 24 日 明治元年 12 月 12 日、森有礼や神田孝平らにより、「公議所法則案」がつけられ、公議人に配布されて、不当の箇条があれば来春の会議で校定すべきとされた。これは明治政府がつくった近代的議会法の体裁を持っている最初のものだった。[\(資料 2 公議所法則案\)](#)

1869 年 2 月 明治 2 年 1 月、岩倉具視が「政體建定」・「議事院設置」などを建議。

「萬世一系ノ天子上ニ在テ、皇別神別蕃別ノ諸臣下ニ在リ、君臣ノ道上下ノ分既ニ定テ萬古不易ナルハ我カ建國ノ體ナリ、政體モ亦宜シク此國體ニ基ヅキ之ヲ建テザル可カラズ」

1869 年 4 月 18 日 明治 2 年 3 月 7 日、東京旧姫路藩邸（今の大手町）において、公議人 227 人が参集して公議所が開会され、議長に秋月種樹が任命された。その後 3 月 12 日、17 日、18 日、22 日、27 日、4 月 2 日、8 日、12 日、23 日、27 日、5 月 7 日、12 日、17 日、22 日、27 日、6 月 2 日、7 日と 18 回の会議を開いた。「公議所法則案補」が定められた。

「 公議所法則案補

一 先會之議案異論無之者ハ、讀上ケニ及ハス。且前ニ讀上ケタル者ト同意ナレハ、其趣相斷リ讀上ケニ及バズ。

一 讀上ケ中、二次毎ニ三十分時ツヽ、休息スベシ。

一 第五字ニ至リ終ラサレハ、翌々日例刻ニ再會シテ續讀スベシ。

一 讀上ケ済タル後、其書面ヲ議案臺上ニ差置ベシ。

一 以來第十一字出席、正午ヨリ議事ヲ始ムベシ。

一 正午ニ至リ、百人ニ充タサレハ、其日議事ヲ休ムベシ。

- 一 後會ニ可否ヲ決セハ、名前印形ヲ加フベシ。
- 一 議案中數ヶ條アリテ、毎條可否一ナラサレハ、逐條可否ヲ記スベシ。
- 一 代人ノ向ハ、讀上ケ可否共ニ無用タルベシ。
但シ議員中頼合ハ、此例ニアラス。
- 一 代人ノ向ハ、以來出席勝手次第タルベシ。

三月

議長 』

- 1869年6月3日 明治2年4月23日、詔勅とともに公議所に対して、「御国是の大基礎確立」について会議に付すようにとの口頭の指示があり、議長心得役森有礼が「御国体之議ニ付問題四條」という議案を提出し、討議の結果、「御国政改正の議」と修正して答申を決定し、第20項に「府県毎ニ衆議院ヲ設クベキコト」とあった。これが我が国で「衆議院」という用語が使用された最初と思われる。
- 1869年6月22日 明治2年5月13日及び14日、公撰制による入札撰擧の結果、輔相に三條實美、議定に岩倉具視、徳大寺實則、鍋島直正、參與に東久世通禧、大久保利通、木戸孝允、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助が当選任命された。公撰制はこの一回だけしか行われなかった。
- 1869年7月12日 明治2年6月4日、大久保利通の書簡に「公議府^{マツ}など無用之論多ク未今日之御國體ニハ適し申ましく候間一應閉局之内評ニ相成候」とある。
- 1869年7月15日 明治2年6月7日、公議所で可決された議案は14件あったが、留保付きで裁可されたものは3件に過ぎず、この3件も政府の法令の形となって公布されることはなかった。他方、公議所が開局された明治2年3月から6、7月頃までにかかなりの数の法令が発せられ、その中には極めて重大なものがあつたが、公議所の議を経たものはなかった。ただ版籍奉還に関しては、御国体の議についての問題として正式の議案としてではなく提出され、同論毎に諸藩の意見をまとめて7種類の案を作つた。公議所は近代的立法機関としての性格を備えてはいなかつたし、政府提出の重要議案を審議することを主としたものでもないから、諮問機関であつたということも適当ではない。政府に対して建議する機関であつたというのが最も適している。また公議所の議員は藩主が藩士中から指名したものに過ぎなかつた³。
- 1869年7月25日 明治2年6月17日、版籍奉還。
- 1869年8月15日 明治2年7月8日、「職員令」によって、従来の「行政官」に相当するものが「太政官」となり、太政官と並ぶ「神祇官」が置かれた。この官制改革で公議所が集議院に改められ、その権限も縮小された。
- 1869年10月 明治2年9月、集議院規則が制定された。[\(資料3 集議院規則\)](#)
- 1869年10月31日 明治2年9月27日、集議院の会議に天皇が臨御した。「集議院は立法上の議決機関でなかつたのはもちろん、立法上の諮問機関であつたということ

³ 『明治憲法成立史 上巻』48～51頁。

もできない。ただ一般施政上の弱体の諮問機関であり、また建白受理の機関であったというべきである⁴。「しかしとにかく、公議を尊重するという政府の主義を明らかにして各藩の不平を何程か緩和し、朝藩の気脈を通ずるといふ集議院を設ける最初の目的は、ほぼ達成されたとみることもできよう⁵。」

1871年8月29日

明治4年7月14日、廃藩置縣

1871年9月13日

明治4年7月29日、太政官職制は、太政官を分けて正院・右院及び左院とした。正院はほぼ従来の太政官に当たり、左右大臣に代わる太政大臣及び納言・参議が置かれた。「正院事務章程」は「正院ハ天皇臨御シテ萬機ヲ總判シ、大臣納言之ヲ輔弼シ参議之ニ參與シテ庶政ヲ獎督スル所ナリ」と定め、左右両院との関係については、「凡立法施政司法ノ事務ハ其章程ニ照シテ左右院ヨリ之ヲ上達セシメ本院之ヲ總制ス」、「左右両院ノ奏事取捨ノ便宜施行ノ緩急ハ本院ノ特權タリ」などと定めた。「左院事務章程」は「左院ハ議員諸立法ノ事ヲ議スル所」とし、議長は参議が兼任し、議員は一等議員・二等議員・三等議員に分かれていた。「新ニ制度條例ヲ創立シ或ハ從來ノ成規定則ヲ増損更革シ及未ダ例規ナキ事ヲ考定スル」ことは、すべて議長が議員の衆論を尽くしてこれを「判決」するものとされた。その議事方法については、「凡議事ハ衆論一決ノ説ヲ採ルヲ本旨トス、故ニ議長議員ノ論説ヲ審議シ同論多キヲ以テ其議ヲ判決ス、若シ同論ノモノ彼此同人數タラバ議長ノ可トスル所ヲ以之ヲ決ス、議員五分以上ノ闕席アル時ハ議事ヲ爲スヲ得ズ、議事ニ當リテ若シ施政ノ官員諮詢スベキコトアラバ、正院ニ乞ウテ其命令ヲ以テ其人ヲ出席セシメ之ニ推問スルコトヲ得ル」などと定められた。左院の制度は江藤新平が後藤象二郎の賛助を得て、立案したもので、大体フランスのコンセイユ・デタを模したものとされている⁶。右院は「右院事務章程」において「各省ノ長官當務ノ法ヲ案シ及行政實際ノ利害ヲ審議スル所」とされ、各省の長官・次官がこれに列した。右院は外国の閣議を多少参考として立案されたかもしれない⁷。

1872年12月9日

明治5年11月9日、太陽暦と定時法を採用。旧暦明治5年12月3日を新暦明治6年1月1日とした。

1873年3月

「大日本正規」草案が起草される。これは1872年8、9月頃から1873年2、3月頃にかけて、青木周蔵が木戸孝允の委嘱を受け、グナイストの教示を得てつくられたとされている⁸。

⁴ 『明治憲法成立史 上巻』84頁。

⁵ 『明治憲法成立史 上巻』85頁。

⁶ 『明治憲法成立史 上巻』101頁。

⁷ 『明治憲法成立史 上巻』100頁。

⁸ 『明治憲法成立史 上巻』204頁。

- 1873年5月2日 太政官職制の改正が行われ、参議が「内閣ノ議官ニシテ諸機務議判ノ事ヲ掌ル」ものとされた。これによって、「内閣」という文字が初めて官制上に用いられたが、正院事務章程は「内閣ハ天皇陛下参議ニ特任シテ諸立法ノ事及行政事務ノ當否ヲ議判セシメ凡百施政ノ機軸タル所タリ」と定め、これに伴って右院は勅命によって臨時に開くものとされた。左院の職務はほぼ従前と同じであるが、ここで左院が「國憲」を編纂する職務を有することが定められた。
- 1873年5月 左院は正式に「下議院ヲ設ケルノ議」の建議を正院に提出し、国憲編纂に着手し、まず「民選議院假規則」・「國會議院規則」を起草した。國會議院規則は左院議官松岡時敏によって、1873年(明治6年)1月乃至5月ごろに起草されたと推定されている⁹。[\(資料4 國會議院規則\)](#) 國會議院規則は、國會議院の組織権限に関する規定からなっており、比較的進歩的な内容もっている。高度の制限選挙制ながら民選議院となっており、選挙法の規定も備わっている。國會議院には法律予算の議定権が与えられ、國會議院の議定を経なければ法律及び予算は制定せられないとの主旨の規定もある。また政務調査権、質問権なども与えられ、常会の会期は三ヶ月となっている。近代的立法機関について一応整った規定を備えている。立法部の創設を定めている國會議院規則は近代憲法の主要部分を含んでいるのであるから、明治維新後最初の公的な憲法草案と称することができる。
- 1873年6月25日 集議院は左院の発足後も、左院の被管として、一般からの建白書受理の窓口として残されていたが、正式に廃止された。
- 1873年9月 政府は伊藤博文・寺島宗則を「政體取調」の主任とした。
- 1873年9月 木戸孝允は、「政規典則」を公にした。その中で、
「今日ノ急務ハ先ツ大令ヲ布キ、其五條(五箇條ノ御誓文)ニ基キ條ヲ増シ、典則ヲ建テ以テ後患ヲ防キ、且ツ務メテ生民ヲ教育シ徐カニ其品位賤劣ノ地ヲ免カラシメ、以テ全國ノ大成ヲ期スルニ如ク莫キナリ」とし、また「嗟呼、政規建テ典則存セザレバ何ノ國カ此覆轍ヲ免カレン」と述べている。
- 1873年11月 大久保利通は、「政體取調」の参考に資するため、政体改革の意見書を伊藤に提示している。
「妄リニ歐州各國君民共治ノ制ニ擬ス可カラズ、我カ國自ラ皇統一系ノ法典アリ、亦タ人民開明ノ程度アリ、宜シク其得失利弊ヲ審按酌慮シテ以テ法憲典章ヲ立定スベシ」
- 1874年1月12日 日本最初の政党として愛國公党が結成された。
- 1874年1月18日 江藤新平・板垣退助・後藤象二郎・副島種臣など、8名の連名による「民撰議院設立建白書」が提出された。[\(資料5 民撰議院設立建白書\)](#)
- 1874年2月 政府が台湾出兵を決定した。台湾出兵に反対した木戸孝允は参議を辞職した。

⁹ 『明治憲法成立史 上巻』128頁。

- 1874年4月 板垣退助は土佐で立志社を設立した。
- 1874年5月 「大日本國正典」草案が起草される。これは1873年11月頃から1874年5、6月頃にかけて、青木周蔵が木戸孝允の委嘱を受け、グナイストの教示を得て、「大日本正規」草案の修正案のようにしてつくられたとされている¹⁰。
- 1874年5月2日 太政官達として、今般地方官會議御開に相成議院憲法并規則別冊の通被定候と布達した。下院に比すべきものとして地方官會議を開くという意見は明治5年(1872)左院において起こって以来問題になっていたが、明治6年(1873)11月20日に伊藤博文と寺島宗則両参議が政體取調専任となって、政體調査の結果、地方官會議を6年末頃に開設することに内定したらしい¹¹。
- 1874年5月 正院は正式に左院に国憲編纂を命じた。
- 1875年2月 愛國社を結成した。
- 1875年4月14日 立憲政體の詔が布告された。[\(資料6 立憲政體の詔\)](#)
- 1875年6月14日 1874年5月2日の「議院憲法並規則」[\(資料7 議院憲法並規則\)](#)等に一部修正を施した議事運営方法の準則が、改めて制定された。
- 1875年6月20日 地方官會議は木戸孝允を議長、神田孝平を幹事長、中島信行を幹事とし、外7名の体制のもと、開院式を行い、議事を始めた¹²。
- 1875年7月5日 元老院が開院式を行った。
- 1875年7月17日 地方官會議が閉院式を迎えた。
- 1875年9月20日 江華島事件が起こる。
- 1875年11月25日 元老院職制章程が改正され、元老院に達せられた。[\(資料8 元老院職制章程\)](#)
- 1876年9月7日 天皇は元老院議長熾仁親王に「朕爰ニ我建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之ガ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰判トス」との勅語を賜り、国憲起草を命じた。
- 1876年9月8日 熾仁親王は議官柳原前光、同福羽美靜、同中島信行、同細川潤次郎の四人を國憲取調委員に任命し速に成功を奏すべき旨の勅旨をも傳えた。
- 1876年10月 元老院の國憲第1次草案が作成された。アメリカ人フルベッキ Verbeck、フランス人ジブスケ Du Bousquet が元老院雇となって外國憲法の翻訳などに従事した。この頃でき上がって参照されていた翻訳された外國憲法としては、イギリス憲法資料、アメリカ憲法、フランス諸憲法、プロイセン、ベルギー憲法、イスパニア、スイス、ポルトガル、オランダ、オーストリアの諸憲法、デンマーク、イタリアの諸憲法などがあつた¹³。
- 1876年12月頃 元老院の國憲第1次草案修正案が作成された。
- 1877年9月24日 西郷隆盛が自刃して西南戦争が終わる。

¹⁰ 『明治憲法成立史 上巻』204頁。

¹¹ 『明治憲法成立史 上巻』204～207頁。

¹² 『議院法制定史の研究』13頁。

¹³ 『明治憲法成立史 上巻』291～292頁。

- 1878年4月10日 2回目の地方官会議が開かれた。議長は参議伊藤博文、幹事長は東京府知事の楠本正隆、幹事は会議御用掛の松田道之と愛知県令の安場保和で、御用掛に井上毅、尾崎三良の名前も見えた。この会議は5月3日に閉院式を迎えた¹⁴。
- 1878年5月14日 大久保利通が紀尾井坂清水谷で暗殺された。
- 1878年7月9日 元老院の國憲第2次草案が作成された。
- 1878年12月3日 地方会議を開催。
- 1879年2月 山縣有朋が上奏文の體裁で憲法建議を行った。議會は當分は民會の名を用いず、その集合解散の權は初めは政府の手に存し、その議決する所も必行を事とせずと定め、漸次民會を成立し、國憲を確立するという方略をとるべきであるという意見を述べていた¹⁵。
- 1879年6月 元田永孚が天皇に國會開設に関する意見書を奉呈し、日本帝國の立憲政體は君主親裁の立憲政體であつて英國の如き君民同治の立憲政體ではないと論じた¹⁶。
- 1880年1月 千葉の民権派の櫻井靜が大日本國會法案を作成する。二院制度をとり、上院は勅選によることとし、下院は公選による。下院は新法起草權をもち、特に租税國需國債點徴の件については起草の權を專有すと規定している。また下院には執政官吏弾劾權、上院には弾劾事件の審判權を与えている。なお上下兩院は共に憲法議定權を持っている。その他議員の委員制度、調査權、建議權、建言書受理審査權などの規定もあり、また國會開設の期は明治14年とする¹⁷。
- 1880年2月12日 黒田清隆が太政大臣右大臣宛に憲法建議を行った。國會以て今日に施行すべきか、曰く不可時機尚早しとすと述べた¹⁸。
- 1880年2月 筑前共愛會の大日本國憲法大略見込書が民権派の私擬憲法草案として最も早く作成された。イギリス憲法や1814年、1830年のフランス憲法などの影響を受けた穩健なしかし自由主義的な立憲君主制の憲法が大体範にとられており、全体の色彩は元老院國憲案とやや似ているといつてよい。ただ元老院案と異なりいかにも民権派の手になったという感觸を持つ抵抗精神をあらわしているともみられる条項がところどころに見出される¹⁹。
- 1880年3月17日 愛國社を發展させて國會期成同盟とした。
- 1880年4月5日 集会条例を公布。
- 1880年4月17日 片岡健吉と河野広中は「國會を開設するの允可を上願する書」を太政官に赴き、天皇に捧呈するように要請した。

¹⁴ 『議院法制定史の研究』13-15頁。

¹⁵ 『明治憲法成立史 上巻』427頁。

¹⁶ 『明治憲法成立史 上巻』435頁。

¹⁷ 『明治憲法成立史 上巻』362~365頁。

¹⁸ 『明治憲法成立史 上巻』427頁。

¹⁹ 『明治憲法成立史 上巻』352、362頁。

- 1880年6月 山田顯義が憲法建議を行い、まず4、5年間は、元老院と地方官會議とを以てこれを試み、その實跡に就て可否を考究し、然る後憲法を確定し特命を以てこれを布告すべしと述べた²⁰。
- 1880年7月 井上馨が右大臣宛に憲法建議を行い、まず民法を編し、法律の範囲内において生活することを人民に理解せしむべし、然る後憲法を制定す、民法を編し憲法を定めんには第一に元老院を廢し、別に他日民撰議院に對抗するに足る上議院を設立すべし、第二にその議員は華士兩族より撰抜して一百員を限る、その全員の幾許は公撰に附し若干は勅撰に出づべしと述べた²¹。
- 1880年12月14日 伊藤博文が上奏文の體裁で憲法建議を行い、元老院を更張し元老議官を華士族に撰ぶを請う事、公撰検査官を設くるを請う事、聖裁より斷じ天下の方向を定むるを請う事などを述べた²²。
- 1880年12月28日 元老院の國憲第3次草案が作成された。参照した外国憲法は、プロイセン、ベルギー、オランダ、イタリア、オーストリア、イスパニア、デンマークなどであり、明治憲法に比べると遥かに民主的色彩が濃いと見える²³。これについては、伊藤博文は元老院國憲案は西洋各國憲法を模倣するに熱中して、日本の國體人情を無視したものと酷評し、未定案のまま引き上げるべしとの岩倉具視の意見に賛成し、岩倉は伊藤のこの意を三條實美へも伝え、結局形式的には上奏はさせるが、実際には不採択として葬るということで三條と岩倉間の意見がまとまったらしく、この日、大木喬任元老院議長から天皇に奉呈されたが、不採択として葬られることとなった²⁴。[\(資料9 國憲第三次草案\)](#)
- 1881年3月11日 大隈重信參議は有栖川熾仁左大臣に憲法意見書を提出し、イギリス流の議院内閣制をとるべきことを強調した。この意見書の執筆者は福澤門下で大隈幕下にあった矢野文雄であった²⁵。
- 1881年4月16日 東京日々新聞に國憲意見がこの日までに14回にわたって連載された。この國憲意見は皇統の神種、天皇の神聖を強調しており、また憲法を制定する目的は王道の顕彰であるといっている点など保守的色彩が強いようであるが、各条の多くはイギリスの憲法にならっており、大体においては自由主義的であるといえる²⁶。
- 1881年4月25日 交詢雑誌に交詢社の私擬憲法案が掲載された。大部分イギリス憲法に範をとり、他にアメリカ憲法をも参考にして、起草されたものであって、国民

²⁰ 『明治憲法成立史 上巻』428頁。

²¹ 『明治憲法成立史 上巻』428、429頁。

²² 『明治憲法成立史 上巻』429～432頁。

²³ 『明治憲法成立史 上巻』332頁。

²⁴ 『明治憲法成立史 上巻』335～337頁。

²⁵ 『明治憲法成立史 上巻』458～462頁。

²⁶ 『明治憲法成立史 上巻』375、380頁。

の権利の規定なども特色があるが、特に内閣の規定がイギリスの議院内閣制に則り詳しく描かれている²⁷。

- 1881年5月 大木喬任「乞定國體之疏」と題する上奏文で憲法建議を行い、日本獨特の憲法を制定し國會を開く時期を天下に公示すべしと述べた²⁸。
- 1881年5月 立志社の日本憲法見込案が起草された。自由権の規定はイギリス、アメリカの制を参照し、立法権、行政権など政治機構に関する諸規定は1791フランス憲法にならっている点が最も多く、少しばかり1815オランダ憲法をも参照している形跡がある。この案には人民主権の規定はないが、立法権は国家に属せしめ國帝には一回限り拒否できるという弱い停止的拒否権を与えているにすぎない。また國會は条約承認権、宣戦講和の権をも有し、その権能は広汎であり、特に1791フランス憲法にならって國帝が外国に転籍寄留することによりまた反逆重罪を犯すことによって廢位されることを規定して國帝の不可侵の特権を認めておらず、かなり徹底した人民主権の原則を採っていることは明白である。また國會は一院制となっている²⁹。
- 1881年6月 嚶鳴社の私擬憲法意見が出版された。イギリス流の議院内閣制その他主としてイギリスの制にならい、兼ねて大陸諸国の憲法を参酌したものと思われる³⁰。
- 1881年7月 井上毅が岩倉具視右大臣のために憲法の「大綱領」を起草した。[\(資料 10 大綱領\)](#) これは岩倉が三條、有栖川両大臣に送って、奏上を委託した³¹。
- 1881年7月28日 北海道官有物拂下問題で、閣議において黒田参議兼開拓長官の要求で安田定則外三人に一千四百餘萬圓を投資してきた開拓のための官營事業を三十八萬七千圓餘の代金で拂下の處分を決定した。
- 1881年8月28日 植木枝盛が日本國國憲案を起草した。連邦制を採用し、基本権保障に重点をおいており、多くの自由権の規定を設けしかも法律の留保がない。無法に抵抗するの權、國憲違反の政府に對する不服從の權、壓制官吏排斥權、政府の暴虐行為に對する武力抵抗の權、國憲に違反し人民の自由權利を侵害する政府を覆滅し新政府を建設するの權利などのラジカルな規定がある³²。
- 1881年10月11日 御前會議において大隈重信に辞表を提出させることと北海道官有物拂下處分を取消すことが採決された。
- 1881年10月12日 勅諭が發布された。[\(資料 11 勅諭\)](#) 井上毅が起草し、伊藤博文が修正したものがもとになっている。國會開設の時期については、岩倉具視は明治20年、山縣有朋も同意、三條實美は明治23年とし、山田顯義と伊藤はど

²⁷ 『明治憲法成立史 上巻』382、388頁。

²⁸ 『明治憲法成立史 上巻』431～433頁。

²⁹ 『明治憲法成立史 上巻』399～400頁。

³⁰ 『明治憲法成立史 上巻』366、371頁。

³¹ 『明治憲法成立史 上巻』487～491頁。

³² 『明治憲法成立史 上巻』410、420頁。

- ちらでも異議なしとし、大隈は三十年後としたが、明治 23 年とすることにこの日、裁決されたという。大隈重信は伊藤博文、西郷従道の勧めで 12 日付で辞表を提出し即日免官された。その後、河野敏謙、矢野文雄、犬養毅、尾崎行雄等が免官となり、大隈派は政府部内から一掃された。
- 1882 年 3 月 14 日 伊藤博文が伊東巳代治等を随員に従えて憲法調査のために欧州に出発した。
- 1882 年 5 月 16 日 伊藤博文等はベルリンに到着した。伊藤は欧州に十三か月前後留まり、グナイストの談話やスタイン及びモッセの講義を聴くことに主力を注いだ。グナイストは率直に鋭い保守論を展開し、彼の意見のかなり多くの重要な部分が、後年の憲法制定の際に採用された³³。
- 1883 年 8 月 3 日 伊藤博文等が帰朝した。
- 1884 年 3 月 17 日 宮中に制度取調局を置き、参議伊藤博文が長官を兼任した。なお伊藤は 3 月 21 日宮内卿をも兼任した。
- 1884 年 3 月 22 日 参事院議官井上毅、参事院議官輔伊東巳代治等が制度取調局御用掛として兼務を命じられた。後に参事院議官輔金子堅太郎等も御用掛となっている。
- 1884 年 6 月頃 制度取調局に於いては憲法の起草は行わず、伊藤博文の下、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎が主として國會規則の調査立案に従事していた。「廿三年國會開設ニ付緊要問題」([資料 12 廿三年國會開設ニ付緊要問題](#))という文書が残されている。
- 1884 年 7 月 7 日 華族令を制定し、五爵制を実現。
- 1885 年 11 月 伊藤博文文書の中に「國會規則」([資料 13 國會規則](#))と「國會會議規則兩院通用」([資料 14 國會會議規則兩院通用](#))という草案が見出されるが、これは制度取調局用紙に書かれており、尾崎三良を中心に、欧州各国上下兩院を調査して作成されたものと考えられる³⁴。
- 1885 年 12 月 22 日 太政官達をもって「今般太政大臣左右大臣参議各省卿ノ職制ヲ廢シ更ニ内閣總理大臣及宮内外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ置ク、内閣總理大臣及外務内務大蔵陸軍海軍司法文部農商務通信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス」と令された。内閣總理大臣に伊藤博文が任命され、各省大臣も任命された。又太政官達をもって、内大臣が置かれ、参事院及制度取調局が廃止され、その代わりに内閣に法制局が設けられた。また内閣職制が定められた。[資料 15 内閣職權](#) これは井上毅の反対意見があつたにもかかわらず、カール・ルードルフらによってハルデンベルク官制にきわめて近い内閣職權が制定されたといえる。³⁵
- 1886 年 11 月 伊藤博文は井上毅を始め、伊東巳代治、金子堅太郎の助力を得て、憲法の起草に着手した。

³³ 『明治憲法成立史 上巻』 568、579 頁。

³⁴ 『日本憲法史』 125 頁。

³⁵ 『明治憲法成立史 上巻』 757～758 頁。

- 1886年12月29日 井上毅の、兩院より成議を進呈したる後、荷蘭では國王制可又は不制可の旨を國會に通知すべしと定め、丁抹では次の集會の前制可の公告なき場合はその効力を有せずと定めているが、その何れをとるべきかとの問いに對して、ロesslerは英國、巴威爾その他の諸國に行われる議院相繼承せずとの原則（會期不繼續原則）は正當であり、これによれば國王は議院を閉會すると同時にその議決したる事件の許可を宣告することとなる、議院閉會せられたるときは既にその法律上の存立を失い、この時より國王の許否を受くべき議決は法律上なきが故である、また裁可後の頒布は専ら行政權に屬するなるが故にその期限は國王の随意なるべしと答えていた³⁶。
- 1887年5月11日 井上毅の、各國において議院の組織及び議事法の大要はこれを憲法にかかげ、細則はこれを議院自治の權に委ねるを通例とするが、獨り巴威兒及び^{パウイエル}奧地利においては、憲法の外に議院法ありて、他の國においては議院規則に委ねたる内部の規定をも包含して記載している、我が國においては巴威兒の例に倣うべきと思うが如何との問に對しては、ロesslerは、議院自治の權利を認めることは議院の不羈獨立を保證する所以であるが、この獨立が濫用せられ憲法の精神及び目的を害するに至ることがあるから、憲法を正當に施行する手續につき法律をもって確固安全なる規定を設けることは緊要であると答えていた³⁷。
- 1887年3月 井上毅がロesslerとモッセの説を参考にして憲法草案の初稿をつくった。
[\(資料 16 初稿\)](#)
- 1887年3月 井上毅がバイエルンの議院法(Gesetz, den Geschäftsgang des Landtages betr)の曲木訳「巴威里憲法の中の「一千八百五十年七月廿五日ノ法律(國會事務章程)」と奧地利の議院法を参考として議院法草案を作成した。
[\(資料 17 議院法第一草案\)](#)
- 1887年4月 井上毅が憲法の乙案を脱稿して、伊藤のもとに提出した。
- 1887年5月23日 井上毅が甲案正文を伊藤のもとに提出した。
[\(資料 18 甲案\)](#)
同日、井上毅は「議院法」も提出した。これは「議院法試草」として、伊東巳代治が井上毅の「議院法第一次草案」をオーストリア議院法などを参照して議院組織、兩院關係などを改めたものと思われる。
[\(資料 19 議院法試草\)](#)
- 1887年8月8日 井上毅は5月の「議院法試草」に増補を加え70カ条とした案を作成したが内容はよく分からない。
- 1887年8月 伊藤らはロesslerが作成した日本帝國憲法草案と井上毅の甲案乙案双方を材料として、夏島修正案
[\(資料 20 夏島草案\)](#)を作成した。

³⁶ 『明治憲法成立史 下巻』34～35頁。

³⁷ 『明治憲法成立史 下巻』35頁。

- 1887年10月16日 伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の4人は15日と16日に高輪の伊藤私邸で討議をして、夏島修正案の再修正案([資料21 十月草案](#))を作成した。
- 1887年12月9日 井上毅が17章114カ条の議院法草案「再修 議院法」を作成した。
- 1888年2月 伊藤以下四人の検討の結果、2月9日までに憲法草案([資料22 二月草案](#))がまとめられた。
- 1888年3月 2月10日から12日まで夏島での伊藤以下四人の会議を経て、その後も四人の会議で検討された結果、憲法草案浄寫三月案([資料23 浄寫三月案](#))が作成された。
- 1888年4月10頃 憲法草案が最終の修正をして、作成された。[\(資料24 憲法草案\)](#)
- 1888年4月26日 21章128か条からなる議院法「委員会議原案」が完成した³⁸。
- 1888年4月27日 伊藤博文が憲法の成案を得て、天皇に奉呈した。
- 1888年4月30日 「樞密院官制」([資料25 樞密院官制](#))と「樞密院事務章程」が公布された。
- 1888年5月8日 樞密院開院の式があり、憲法及皇室典範の草案が樞密院に諮詢された。[\(資料26 大日本帝國憲法原案\(諮詢案\)\)](#)
- 1888年5月25日 樞密院で皇室典範の審議が始まった。
- 1888年6月15日 皇室典範の審議が8日間13回ほどで議了した。
- 1888年6月18日 樞密院で憲法草案の審議が開始された。午前に第一讀会、午後からは第二讀会を開いた。
- 1888年7月9日 9日間16回で第二讀会を終わった。
- 1888年7月12日 3日間で總委員会を終わった。
- 1888年7月13日 第二條及び第五條の第二讀会と全条文の第三讀会を開き、10日間19回で一切を議了した。天皇は毎回親臨された。
- 1888年8月末 議院法の樞密院に付議される諮詢案が成立した。[\(資料27 議院法諮詢案\)](#)
- 1888年9月17日 樞密院において議院法、衆議院議員選舉法、會計法及び貴族院令の草案の審議が行われた。(12月17日まで)
- 1888年1月13日 樞密院再審會議に付せられる憲法修正案を確定。[\(資料28 樞密院再審會議に付議せられた憲法修正條項\)](#)
- 1889年1月16日 樞密院の憲法草案の再審會議が天皇臨席の下で開かれ、午前午後で終了した。
- 1889年1月27日 伊藤博文の高輪邸で伊藤博文、井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎の4人が憲法修正條項について會議をもった。
- 1889年1月29日 樞密院の憲法草案の第三審會議が開かれ、30日、31日までで終了した。
- 1889年2月5日 樞密院會議で、大日本帝國憲法、皇室典範、議院法、衆議院選舉法及び貴族院令の議事を完結した。
- 1889年2月11日 大日本帝國憲法發布。皇室典範を制定、議院法並びに衆議院選舉法及び貴族院令を公布。[\(資料29 大日本帝國憲法\)](#)、[\(資料30 議院法\)](#)

³⁸ 『日本憲法史』181-182頁。

1889年10月12日	臨時帝国議会議務局が設置された。
1889年10月14日	井上毅が臨時帝国議会議務局総裁に任命された。
1890年8月	臨時帝国議会議務局総裁井上毅から山縣内閣総理大臣に対し報告書とともに、兩議院規則の成案並びに各院成立及開会規則の成案が上申された。
1890年10月10日	山縣内閣総理大臣は、勅令第二百二十号をもって貴族院成立規則及び衆議院成立規則を制定して公布した。 (資料 31 衆議院成立規則)
1890年11月25日	第1回帝国議会召集日。
1890年11月29日	第1回帝国議会開院。

資料 1

政体 (慶応四年太政官達第三百三十一号)

去冬 皇政維新纔ニ三職ヲ置キ続テ八局ヲ設ケ事務ヲ分課スト雖モ兵馬倉卒之間事業未タ恢弘セス故ニ今般 御誓文ヲ以テ目的トシ政体職制被相改候ハ徒ニ変更ヲ好ムニアラス従前未定之制度規律次第ニ相立候訳ニテ更ニ前後異趣ニ無之候間内外百官此旨ヲ奉体シ確定守持根拠スル所有テ疑惑スルナク各其職掌ヲ尽シ万民保全之道開成永続センヲ要スルナリ

慶応四年戊辰閏四月 太政官

政体

一 大ニ斯国是ヲ定メ制度規律ヲ建ツルハ 御誓文ヲ以テ目的トス

- 一 広ク会議ヲ興シ万機公論ニ決ス可シ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 旧来ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基ク可シ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起ス可シ
- 右 御誓文ノ条件相行ハレ不悖ヲ以テ旨趣トセリ

一 天下ノ権力総テコレヲ太政官ニ帰ス則チ政令ニ途ニ出ルノ患無カラシム太政官ノ権力ヲ分ツテ立法行法司法ノ三権トス則偏重ノ患無カラシムルナリ

一 立法官ハ行法官ヲ兼ヌルヲ得ス行法官ハ立法官ヲ兼ヌルヲ得ス但シ臨時都府巡察ト外国応接トノ如キ猶立法官得管之

一 親王公卿諸侯ニ非ルヨリハ其一等官ニ昇ルヲ得サル者ハ親敬大臣ノ所以ナリ藩士庶人ト雖トモ徴士ノ法ヲ設ケ猶其二等官ニ至ルヲ得ル者ハ貴賢ノ所以ナリ

- 一 各府各藩各県皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツル者ハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ
- 一 官等ノ制ヲ立ツルハ各其職任ノ重キヲ知り敢テ自ラ輕ンセシメサル所以ナリ
- 一 僕從ノ儀親王公卿諸侯ハ帶刀六人小者三人其以下ハ帶刀二人小者一人蓋シ尊重ノ風ヲ除テ上下隔絶ノ弊ナカラシムル所以ナリ
- 一 在官人私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ若シ抱議面謁ヲ乞者アラハ之ヲ官中ニ出シ公論ヲ經ヘシ
- 一 諸官四年ヲ以テ交代ス公選入札ノ法ヲ用フヘシ但今後初度交代ノ時其一部ノ半ヲ殘シ二年ヲ延シテ交代ス断続宜シキヲ得セシムルナリ若其人衆望ノ所属アツテ難去者ハ猶数年ヲ延サ、ルヲ得ス
- 一 諸侯以下農工商各貢獻ノ制ヲ立ツルハ政府ノ費ヲ補ヒ兵備ヲ嚴ニシ民安ヲ保ツ所以ナリ故ニ位官ノ者亦其秩禄官給三十分ノ一ヲ貢スヘシ
- 一 各府各藩各県其政令ヲ施ス亦 御誓文ヲ体スヘシ唯其一方ノ制法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ私ニ爵位ヲ与フ勿レ私ニ通宝ヲ鑄ル勿レ私ニ外国人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ外国ト盟約ヲ立ツル勿レ是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ政體ヲ紊ルヘカラサル所以ナリ
- 一 官職
(掲載省略)
- 一 諸法制別ニ載ス
- 一 右諸官有司此規律ヲ守リ以テ失フナカル可シ若改革セント欲スルノ条件アラハ大会議ヲ經テ之ヲ決ス可シ

引用 : Wikisource

資料 2

公議所法則案

- 一 會議ハ律法ヲ定ムルヲ以テ、第一要務トス。其餘ノ事ハ、議長ノ酌定ニ依ルベシ。臨時非常ノ事ニ至テハ、會議ノ關カルベキ所ニ非ズ。
- 一 諸議員在職ノ年限ヲ四年トシ、二年毎ニ其半ヲ改選スベシ。退職スル者ヲ、直ニ再舉スルモ妨ケナシ。然ルトキハ、復タ新舊ノ別アルベカラス。

但シ初次改選ノ節ハ、^{きゅうしゆ}鬪取ニテ、半数ノ退職ヲ定ムベシ、

- 一 議員ハ、年齢二十五以上ノ者タルベシ。
- 一 議員ハ、他ノ職務ヲ兼ヌルヲ許サズ。
- 一 若シ移任或ハ退職ノ員アレバ、速ニ代員ヲ選舉スベシ。
- 一 議員中建言セント欲スル者ハ、議案ヲ作りテ之ヲ議長ニ渡スベシ。
- 一 議員ニ非ザル者、若シ議事所ニ建言セント欲セバ、議長若クハ議員ニ、議案ヲ托スベシ。
- 一 議案ノ體裁ハ、簡易明白ニシテ根據アルヲ要ス。
- 一 議長ハ諸議案ヲ受取り、番號ヲ附ケ、其大意ヲ抄シテ印行スベシ。

但シ公議ニ出タスノ順序ハ、議長免許ヲ與フルノ順序ニ任セ、必シモ番號ニ拘ハラザルベシ。

- 一 毎月二七ノ日ヲ以テ、會議ノ定日トス。
- 一 會議定日ニハ、朝第十字ニ出席スベシ。
- 一 公議所ノ席上、予メ番號ヲ定メ置、開席ノ節諸議員鬪取ニテ番號ヲ定メ、席上ノ番號ヲ見合セテ、着坐スベシ。

但右番號ハ、毎月ニ相改ムベシ。

- 一 毎月議員中交選シテ、幹事六員ヲ定ムベシ。
- 一 會議ノ法、每會一議案ヲ印行シテ、之ヲ各議員ニ渡スベシ。
- 一 各議員議案ヲ受取ラハ、携帰り、熟考ノ上評論ヲ加ヘ、次ノ會日ニ持参シ、衆中ニテ之ヲ讀ミアグベシ。

但シ右ノ節、質問スル者アラハ、之ニ答フベシ。

- 一 讀上ケ質問等、何レモ兼テ定マリタル番號ニ従フベシ。
- 一 第二次議案ヲ評論スル發言數定ナシ、他ハ皆一次ニ過ギズ。
- 一 諸議員互ニ衆說ヲ聴キ、退テ再考シ、可否ノ二端ヲ決シ、第三次ノ會日ニ持参シテ、之ヲ議長ニ渡スベシ。
- 一 右議長ニ渡ス紙面ハ、最初受取タル議案ヲ用ヒ、可トスル者ハ其表ノ右角ニ可ノ字ヲ朱書シ、否トスル者ハ左角ニ否ノ字ヲ朱書スベシ。
- 一 議長諸議員ノ決答ヲ悉ク集メテ點檢シ、可トスル者五分三以上ナレバ、衆ニ告ケテ可ト決シ、直ニ天裁ヲ乞フベシ。
- 一 否トスル者五分三以上ナレバ、衆ニ告ケテ否ト決シ、直ニ之ヲ廢スベシ。
- 一 若シ五分ノ三ニ三人マテノ不足アル時ハ、之ヲ決スルノ權、議長ニアルベシ。
- 一 可否トモ五分ノ三ニ至ラサル時ハ、一歳ヲ經テ再議スベシ。
- 一 未ター歳ヲ經スト雖トモ、再議ス可シト云フ者五分ノ三ニ至ラハ直ニ再議ス可シ。
- 一 每會ノ所為ヲ三事トス。第一ハ、前々會ニ受取りタル議案ノ可否ヲ決スルナリ。第二ハ、前會ノ議案ヲ評論スルナリ。第三ハ、新議案ヲ受取ナリ、之ヲ定例トス。

但シ定例ノ如クスル事能ハサル時ハ、議長ノ差圖ニ任スベシ。

- 一 會議中執政官ニ質問スベキ廉アラバ、其議ヲ次會マデ延引シ、以テ執政官ノ出席ヲ乞フベシ。
- 一 執政官出席ノ節ハ、議員幹事之ト應接スベシ。

- 一 右應接ノ節、議長之ニ附添居リ、双方ノ情實ヲ貫徹シ、不都合ナカラシムベシ。
- 一 諸議案并其評論書、可否ノ多少勅許ノ有無共、總テ印行スヘシ。
- 一 會議中議長ノ傍ニテ、木版ヲ打タハ、席上一統無言タルベシ。
- 一 議長故アリテ闕席ノ節ハ、他ノ一員ヲ頼ミ置クベシ。
- 一 頼ヲウケタル者ハ、其人ニ代テ可否ヲ決スベシ。
- 一 一員ニテ二員ノ頼ヲ受クベカラズ。
- 一 議員五分ノ二闕席ノ日ニハ、可否ヲ決スル事ヲ許サス。
- 一 議事中言ノ差謬アル時ハ、議長之ヲ糺スベシ。議長之ヲ糺サバレバ、他ノ議員ヨリ議長ニ促スベシ。
- 一 議事中、新聞紙及ヒ道路ノ流言ヲ援據スル事ヲ許サズ。

此書固ヨリ案ノ字ヲ題セルヲ以テ、公布ス可キニ非ズト雖トモ、議員ニ付シテ、各自ノ所見ヲ加エシムル為、急ニ上梓シテ以テ、傳寫ノ勞ヲ省クノミ。

議事體裁調 局

戊辰十二月

資料 3

集議院規則 規則中既ニ頒布ノ布告アリ然レトモ一部ノ刊本ナルヲ以テ重複ヲ避ケ
(ス
 詔 書

朕將ニ東臨公卿群牧ヲ會合シ博ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建ントス抑制度律令ハ政治ノ本億兆ノ頼トコロ以テ輕シク定ム可ラス今ヤ公議所法則略既ニ定ルト奏ス宜シク速ニ開局シ局中禮法ヲ貴ヒ協和ヲ旨トシ心ヲ公平ニ存シ議ヲ精確ニ期シ專ラ 皇祖ノ遺典ニ基キ人情時勢ノ宜ニ適シ先後緩急ノ分ヲ審ニシ順次ニ細議シ以テ聞セヨ朕親シク之ヲ裁決セン

明治二年己巳三月

規 則

集議院ハ廣ク衆議ヲ諮詢シ國家治安ノ大基ヲ建タマフ御心ニ體シ奉リ億兆心カヲ盡スノ場所ナリ故ニ議事ハ詔書ヲ遵奉シ太政官ト心志ヲ合シ專ラ政治ノ根本ヲ旨トシ普ク時勢ニ涉リ 皇國內氣脈睽離セサルヲ要ス

議案ハ太政官ヨリ下スヘシ當院ヨリ立ツル議案ハ太政官ニ白テ公議ニ付スヘシ

但未タ公議ヲ經サル議案ハ發行ヲ許サス

議院ニ關係ノ議事アル節ハ長官次官正權判官トモ太政官ニ參預可致事

議員中ヨリ幹事十二名ヲ公選シ正權判官ニ準シ可相勤事

但權判官ノ次席タルヘク候

會議ノ席ニ於テハ議員位次總テ同等タルヘキ事
府藩縣トモ議員ハ正權大參事中ヨリ選出スヘキ事
議員ノ進退ハ官許ヲ乞フヘキ事
議員中ヨリ名指ノ選舉有之節ハ議院ニ於テ熟議ノ上可申出事

但シ任用ノ官等職務トモ前以テ内諭可有之事
議員中名指ナク舉任被 仰出候節ハ長官次官正權判官幹事等二名ヲ選定シテ可伺出事
議員中ヨリ選舉ノ節ハ奏任以上ニ可相任事
各員移任或ハ退職スル者ハ速ニ代員ヲ選フヘシ若シ病アツテ六十日ニ滿ル者之レニ準ス
議員ハ廿五歳以上タルヘシ在職ハ四年ヲ以テ限トシ二年毎ニ其半ヲ改選ス時宜ニ因リ直ニ其人ヲ再舉スルモ妨ケナシ

但操行ヲ按シ勤惰ヲ察シ臨時ニ淘汰スルハ此限ニアラス
毎月二七ノ日ヲ以テ定日トシ辰ノ刻着到辰ノ半刻議事ヲ始ムヘシ

但議事終ラサレハ翌日再會ス若シ議事ナケレハ定日タリトモ休ス
毎月鬮ヲ探テ番號ヲ定メ席次評論等ノ順序トス
評論ノ體裁簡易明瞭ヲ主トシ忠厚ノ意ニ基クヲ要ス

但一篇ノ大意ヲ節略シ日誌編輯ニ便ス
鐘四聲ヲ以テ席ニ就キ磬二聲ヲ以テ議事ヲ始終シ磬一聲ヲ以テ討論ヲ止ム議事終ルト雖モ二聲鐘ヲ聞カサレハ退院ヲ許サス
每會議案ヲ頒チ各員受テ歸リ評論ヲ加ヘ次會壇上ニテ之ヲ讀ミ異同ヲ討論シ第三會ニ至熟考可否ヲ決スヘシ

但討論ハ虚心易氣ヲ旨トシ務メテ條晰洞悉センヲ要ス尤評論ノ次第ニ由リ議案ヲ改正シ再三公議ニ付スヘシ

凡ソ可否ハ自今行フヘキト否トニ就テ之ヲ決スヘシ
議案ト全ク同意及ヒ異論コレナキ者ハ評論ノ節其由ヲ別記シ幹事ニ出スヘシ
長官議員ノ決答ヲ集テ之ヲ點檢シ可トスル者五分三以上ナレハ衆ニ告テ可ト決シ否トスル者五分三以上ナレハ衆ニ告テ否ト決シ並ニ

天裁ヲ仰ク

但可トスル者ハ議案ノ右角ニ可字ヲ朱書シ否トスル者左角ニ否字ヲ朱書シ甲條ヲ可トシ乙條ヲ否トスル者各條上ニ可否ヲ朱書シ皆藩印ヲ押シ議案ノ前ニ姓名ヲ表ス
議員闕席ノ者ハ評論并可否外ノ一員ニ託スヘシ

但託ヲ受ケタル者闕員ノ評論ヲ讀ムヘシ

一員ニテ二員ノ託ヲ受クルヲ禁ス

可否トモ五分ノ三ニ至ラサル時ハ他日ノ會議ニ付ス若シ即決セント欲スル者五分三ニ至ラハ

直ニ再議スヘシ

議員五分ノ二闕席ノ日ハ評議ヲ休ムヘシ
議案并其評論可否ノ多少 勅許ノ有無總テ梓行世ニ公ニスヘシ
諸官ヨリ出席ノ人員議事ニ加ルモ妨ナシ

但可否ヲ決スルヲ許サス
議事參聽ヲ欲スル者ハ當院玄關ニ願ヒ出テ許可ヲ受クヘシ

但每會三十人ヲ許ス
集議院中別ニ一局ヲ設ケ天下之進言獻策有用ノ材ヲ總ヘ寄宿セシメ其德行才能ヲ考試スヘキ事

但右一局ハ集議院寄宿所ト名ツク寄宿スル者集議院寄宿生ト唱フ
諸藩士及農工商トモ待詔出仕可被 仰付者ハ一應議院ノ考試ヲ經テ任用スヘキ事

但人物ニヨリ特命ノ選舉ハ此限ニアラス
待詔出仕ニ命セラルヘキ者并進言獻策ニヨツテ寄宿セシムル者議事ニ加ラシメ其材能ヲ考試スヘシ

但席次議員ニ準シ可否ヲ決スルノ權ナシ
臨時ノ規則ハ長官ノ酌定ニヨルヘシ

先般待詔局被爲開草莽卑賤之者ニ至迄御爲筋之儀獻言可致様御布令相成候ニ付追々存付申出候就而ハ重大之事件ハ 上裁ヲ經夫々御取捨相成候得共各官府縣限リニ而可否決定可相成程之事件申出候族ハ待詔局ニ於テ一應尋問之上爲證據局印ヲ押其官及府縣江向當人差越書面爲差出候間其事之可否得失ニヨリ取捨可致ハ勿論假令即今採用難相成儀申出候トモ懇切ニ說諭ヲ加ヘ言路洞開下情壅蔽無之様トノ御旨趣致貫徹候様可取計旨被 仰出候事

五 月 行政官

局印ヲ受諸官及府縣江罷出候節萬一不都合之次第有之候ハ、不及爭論猶又當局江可伺出事

但建白書差出候向者大意並姓名月日共必表出シ差出ヘシ

七 月 待詔局

待詔院下局之儀ハ天下之才能ヲ待セラル、所ニシテ言路洞開上下壅塞之弊ナク草莽卑賤ニ至ル迄各抱負ヲ盡サセ其所長ヲ御採用可被爲在御趣意ヲ以被設置候處今度御詮議ニヨリ集議院中ニ於テ是迄待詔院下局ニテ取扱候御用等裁判可致旨被 仰出候間其旨可相心得候事

八 月 太政官

資料 4

國會議院規則

總 論

全國人民ノ多キ各思フ所アリ之ヲ言ニ發スルヲ得サレハ則上下隔絶弊害随テ生ス故ニ今一般人民ヲシテ各其思フ所ヲ盡サシメントス是ヲ以テ全國人民ノ代議人ヲ召集シ國家ノ利害ト生民ノ得失トヲ議セシメ政府モ亦之ト協同シ上下一致ノ政ヲ行ハンコトヲ欲ス是國會議院ヲ設ル所以ナリ故ニ各議員能ク此意ヲ體任セン事ヲ要ス其條目ニ至テハ各篇ニ詳載ス

國會議院規則目次

第一篇

- 第一款 國會議院ノ議員選舉ノ事
- 第二款 選舉人名簿ノ事
- 第三款 選舉入札ノ事 附入札場ノ手續
- 第四款 選舉開札ノ事 附開札場ノ手續
- 第五款 議員退任ノ事

第二篇

- 第一款 議院職制ノ事
- 第二款 議員職務ノ事

第三篇

- 第一款 國會議院開院ノ事
- 第二款 太政官ヨリ奉行スル特命ノ權ノ事

第四篇

- 第一款 會議ノ事
- 第二款 議事手續ノ事

第五篇

- 第一款 御下問ノ事
- 第二款 律法ヲ議スルノ權ノ事
- 第三款 出納ヲ議スルノ權ノ事

國會議院規則

第一章 國會議院ノ議員ハ年齡二十五歳以上ノ本邦人ニシテ民權ヲ完備シ第四章ニ掲クル議員タルヘキ財産アル者ヲ撰ヒ之ニ充ツルヘシ

第二章 國會議院ノ議員ヲ選舉スル者ハ其年齡成年二十一歳以上ノ本邦人ニシテ民權ヲ完備シ第四章ニ掲クル財産ヲ有シ第七章ニ掲クル選舉人ノ名簿ニ入リシ者タルヘシ

第三章 國會議院ノ議員ハ全國ヲ區分シ若干ノ選舉組ヲ設ケ其區分ノ図表ヲ作り各ソノ組内ヨリ出スヘキ議員ヲ選舉セシムヘシ其議員ノ在職ハ滿四年トス其半数ハ滿二年目毎ニ退任スヘシ撰挙組ハ滿五年ニテ図表ヲ改メ其組ヲ改正スヘシ

第四章 議員タルヘキ者ノ財産及ヒ撰舉人ノ財産ハ固ヨリ其定規アルヘキコトナレトモ租税法未
タ一定セサレハ其産ヲ甄別スルニ由ナシ故ニ假リニ其略規ヲ開列スル左ノ如シ

農民ハ本田新田ヲ論セス自分所持ノ田并ニ借田ヨリ毎年粗米十石以上ヲ納ムル者タルヘシ

商賈及ヒ雜業ノ者ハ自分所持ノ家屋并ニ地面等ノ不動産ヲ算計シ其價千五百圓以上ノ身代アル者タルヘシ

但シ三府外各縣ニ居住スル者ハ右諸物ヲ算計シ千圓以上ノ身代アル者ト爲ス

士族ハ其家禄高五石以上ヲ受ル者タルヘシ

第五章 全國ヲ區分シ選舉組ヲ設ルモ其方法アルヘキ事ナレトモ假リニ府ノ各區縣ノ各郡ニ基キ
撰舉組ヲ設ケ民口八萬人ニ議員一人ヲ撰フノ方法ヲ以テ各組ヨリ議員ヲ公撰スヘシ

第六章 此撰舉法ニ據レハ民權ヲ完備スル者トハ律法ヲ犯シ或ハ借財ヲ返濟セスシテ訴ヘラレ未
タ其裁判終ラス或ハ賄賂ヲ贈リ或ハ詐偽ノ罪ヲ明サレ裁判所ヨリ其譴責ヲ受ケ民權ヲ奪ハレシ
等ノ事ナキ成年以上ノ本邦人ヲ云フ

第二款 選舉人名簿ノ事

第七章 選舉人ノ名簿ハ各府縣ニ於テ作ル府ハ管下ノ各郡ニ令シ選舉人タルヘキ者ノ名簿ヲ出サ
シメ府知事ハ其參事典事大少屬及ヒ府會ノ議長縣令ハ其參事典事大少屬及ヒ縣會ノ議長ト共ニ
議シ以テ其名簿ヲ定ムヘシ

第八章 府ノ各區縣ノ各郡ニ於テ其名簿ニ登記スル者ハ第四章及ヒ第六章ニ載セシ定規ニ合シ少
クモ一周年前ヨリ本區本郡ニ居住スル者ヲ以テスヘシ本區本郡ノ名簿ニ入ルヘキ者他區他郡ノ
名簿ニ記スヘカラス

第九章 某區某群トニ箇所ノ居宅アル者ハ其勝手ヲ以テ一方ニ定メ申出ツレハ其方ノ名簿ニ書載
スヘシ但シ之ヲ改メンニハ次章ノ從觀期日內ニ兩所ノ地方官ニ申出ヘシ

第十章 本府本縣ノ命ヲ受ケ各區各郡ヨリ其府其縣ニ出スヘキ撰舉人ノ名簿ハ人名取調ノ上先ツ
之ヲ其區其郡ノ官廨ニ掲示シテ十四日間之ヲ諸人ニ縱觀セシメ其掲示終ルノ後更ニ十日ヲ限り
必ス其名簿ヲ其府其縣ニ出スヘシ

第十一章 各選舉組內ノ住人ハ右名簿中若シ左ノ二件アレハ十四日從觀ノ間各其官廨ニ異見ヲ訴
ヘ出ルコトヲ得ヘシ

第四章第六章ノ定規ニ合シ自身又ハ他人ノ名撰舉人ノ名簿ニ入ルヘクシテ入ラサル事

第四章第六章ノ定規ニ合セスシテ撰舉人ノ名簿ニ入り又ハ他區他郡ノ名簿ニ入ルヘキ者本區
本郡ノ名簿ニ入りシ事

第十二章 府知事縣令及ヒ府會縣會ノ議長ハ各區各郡ヨリ出タセシ名簿ヲ点檢シ決定ノ上速ニ其
名簿ヲ各區各郡ニ送り第十四章ノ件、ヲ施行スヘシ

第十三章 名簿ハ今年作りシ月ヨリ後チ改作ノ月迄ハ有用ノモノトス譬ハ今年ノ三月三十日ヨリ
滿二年目ノ三月三十日ノ間ト心得ヘシ

第十四章 府知事縣令及ヒ府會縣會ノ議長ハ選舉日ヨリ前八日ヲ隔テ選舉ノ日時及其場所ヲ記セ
シ呼出狀并ニ入札ノ用紙ヲ各選舉組ノ官廨ニ送り之ヲ其官廨ヨリ各選舉人ニ分附セシムヘシ撰
舉人其用紙ヲ受取りシ後紛失スル歟又ハ之ヲ受取ラサル者アレハ其官廨ニ至リ自ラ之ヲ受取ル
ヘシ

第三款 撰舉入札ノ事

第十五章 入札ハ名簿ヲ登記セシ府縣下各區各郡ノ官廨ニ於テ行フヘシ

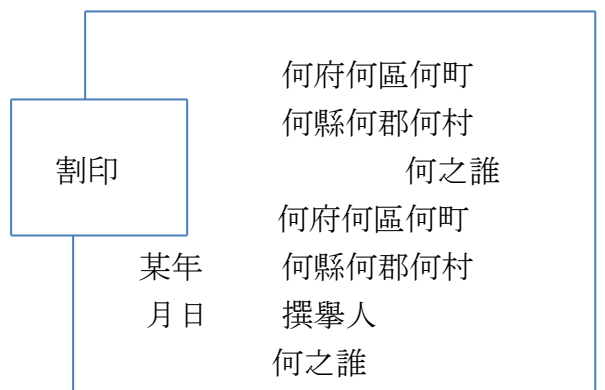
第十六章 入札ハ各撰舉人其撰舉セント欲ル人ノ姓名ヲ豫メ受取りシ用紙ニ自記シテ官廨ニ來リ
入札匱ニ投入スヘシ

第十七章 右官廨中ニ入札局ヲ設ク府縣ノ官員ヲ其局長トス其他ハ管下議院ノ議員ヲ以テ補助セ
シムヘシ

第十八章 入札畢レハ右局長選舉人ノ面前ニテ直チニ入札匱ニ府縣ノ公印ヲ押シ其掛リノ官員名
署シテ之ヲ鎖シ直チニ其由ヲ其府縣ニ通達スヘシ

入札場ノ手續

- 一 午前九時ヨリ午後第四時マテ府縣各選舉組ノ官廨ニ於テ入札局ヲ設クヘシ
- 一 入札局ノ官員ハ局長一員及府會縣會ノ議員ノ内ヨリ入札受取方幾員ヲ定メ出張セシムヘシ
- 一 入札局ニ几案ヲ設ケ撰舉人ノ名簿并ニ國會議院規則一篇ヲ右案上ニ備フヘシ
- 一 入札匱ハ検査ノ上其鑰ヲ鎖スヘシ其鍵ニツアリーハ局長之ヲ預リーハ入札受取方ノ内年長
ノ者之ヲ預ルヘシ
- 一 入札匱ノ入札ハ兼ネテ名簿ニ加ハリシ選舉人ヨリ之ヲ投入スヘシ
- 一 局長ヨリ入札ノ時限終リシ由ヲ布告シ入札匱ヲ鎖シ直チニ府縣ノ公印ヲ押シ并ニ其掛リノ
官員之ニ名署スヘシ
- 一 第十四章ニ掲ケタル入札用紙ノ雛形并ニ書式



右用紙ハ其紙堅牢ナルモノヲ選ミ朱圍ノ處ニ府縣ノ朱印ヲ押ス

第四款 撰舉開札ノ事

第十九章 撰舉開札ハ入札畢リシ翌日各撰舉組ノ官廨ニ於テ入札掛リノ官員之ヲ行フヘシ

第二十章 開札スル時ハ其掛リノ官員入札ヲ高聲ニ讀上ケ其年長ノ者一人之ヲ覆閱シ書記二人其
事ニ供ス

第二十一章 開札ノ節規則ニ適スルヤ否ヤヲ決シ正数ニ入ルヘカラサル者ハ直チニ之ヲ其入札人
ニ示スヘシ

第二十二章 入札ハ其正数四分之一以上ヲ得ル者ニアラサレハ落札人タルヲ得ス譬ハ入札人二千名
ナレハ札數五百枚以上ノ者ヲ以テ落札人ト定ム若五百枚以上ノ者無キトキハ更ニ第二回ノ選舉
ヲ行フヘシ其時札數四分之一以上ナル者無キトキハ其數ノ尤モ多キ者ヲ以テ落札人ト定ムヘシ

第二十三章 開札ノ節若シ札數彼此同クシテ選定シカタキ時ハ年長ノ者ニ定ムヘシ若シ年齡同シ
キ時ハ闡取ニスヘシ

第二十四章 開札畢レハ直チニ正數ニ入ルヘカラサル者ヲ除キ其正札ノ數并ニ落札ノ者及ヒ入札ノ多少ヲ論セス各入札ヲ受ケシ者ノ札數姓名等ヲ詳記セシ點檢書正副二本ヲ作り其府其縣ニ送り其寫ハ開札局ニ揭示スヘシ

第二十五章 府縣ニ於テ右點檢書正本ハ速ニ其落札人ニ送達シ之ヲ其委任狀ト看做スヘシ其副本ハ一周年間其府縣ニ納メ置クヘシ

第二十六章 落札人右點檢書ヲ受取り其府其縣ニ受取證書ヲ出スヘシ但シ其任ヲ辞スル者ハ其證書ノ日附ヨリ十日間ヲ限り之ヲ其府其縣ニ申出ツヘシ府縣ニ於テ其代人ノ撰擧ハ其撰擧組ニ命シ爾後十四日間ニ入札公撰セシムヘシ

第二十七章 議員撰擧ノ事ニ付キ若シ爭論起レハ其府縣ニ於テ宜ク之ヲ裁断スヘシ但シ其裁断ニ服セサル者ハ其地方ノ裁判所ニ訴出テ其裁断ヲ受クルコトヲ得ヘシ

第二十八章 議員ニ擧ラレシ者ハ其委任狀并ニ郷貫其生年月日及ヒ公務ニ關係スル事ヲ記シ之ヲ國會議院ニ出スヘシ

第二十九章 國會議院ニ於テ右新議員ノ委任狀并ニ右書面ノ條件ヲ檢査シ規則ニ合ハサル證據明白ナレハ其選舉ハ取消スヘシ

但シ毎年開院ノ節議長總議員ヲ七組ニ分チ委員ヲ撰ンテ右檢査ノ事ヲ行フヘシ

第三十章 右選舉取消シノ上ハ再ヒ其組ノ選舉人ヲ集メ更ニ新員ヲ改選セシムヘシ

第三十一章 選舉組ノ外大學校ニ於テ議員二人宛ヲ選舉スヘシ

第三十二章 大學校ノ選舉ハ貧富ヲ論セス其學術尤モ優ナル者ヲ入札公選スヘシ

開札場ノ手續

一 開札ハ其府縣各撰擧組ノ官廨ニ於テ開札局ヲ設ケ午前第九時ヨリ午後第四時迄之ヲ行フヘシ

一 開札局ノ官員ハ局長一員及ヒ府會縣會議員ノ中ヨリ開札掛リ幾員ヲ定メ出張セシムヘシ

一 右局長ハ入札匱ヲ局中ノ案上ニ備ヘ其調印ヲ點檢シ終テ入札匱ヲ開キ其札數ト撰擧人ノ名數トヲ較ヘ兩數吻合スルヤ否ヤヲ點檢スヘシ

但シ差異アレハ其由ヲ示シ其入札ヲ取消スヘシ

一 入札ハ一旦混淆セシ上ニテ局長一員コレヲ開キ高声ニ讀上クヘシ

但シ正札ナラサル者ハ其證實ヲ記シコレヲ衆ニ示スヘシ

一 正札ノ數并ニ落札人ノ名及ヒ入札ヲ受ケシ總人員ノ姓名ヲ記スヘシ

一 正札ノ數尤モ多キ者及ヒ稍多キ者トヲ記シ別ツヘシ

一 開札ハ必ス一日ニ行フヘシ若シ一日ニ開札シ終ルコトヲ見込アルトキハ別ニ開札場ヲ設ケ其札全數ノ半ヲ分付シテ之ヲ開札セシムルコトアルヘシ又開札ノ日異論等起リ開札シ難キ事故アル時ハ延期スヘシ延期三日ヲ限リトス

第五款 議員退任ノ事

第三十三章 議員在職ノ年限ヲ四年トシ二年目コトニ其總員ノ半ハ退職スヘシ退職スル者直ニ再擧セラル、モ妨ケナシトス再擧セラレシトキハ後新旧ノ別ナシ

但シ右半数退職ノ前後ハ闡取ニテ之ヲ定ムヘシ

第三十四章 任官或ハ死去又ハ事故アリテ退職ノ者アレハ臨時ニ其代員ノ選舉アルヘシ

第三十五章 右代員ニ選マレシ者ハ元議員退職ノ期ニ至ラハ退職スヘシ

第三十六章 議員ハ諸省并ニ府縣ノ官員ヲ兼帶スルヲ得ス又三等内ノ親族縁族ト同僚タルヲ禁ス但シ離縁及ヒ死去ノ後ハ妨ケナシトス尤モ議員ニ選マレシ後縁族トナル者ハ退職ニ及ハス
第三十七章 議員若シ給料ヲ受クヘキ官ニ任セラル、時ハ其職ヲ退クヘシ但シ其官免職ノ後ハ再ヒ議員ニ舉ケラル、モ妨ケナシトス

第二篇

第一款 議院職制ノ事

第三十八章 國會議院職制左ノ如シ

議長一人 勅任一等官

議院中ノ諸規則ヲ掌リ七組ノ議員ヲ總轄シ同数兩立ノ衆議ヲ判定シ下問并ニ議院ノ議案ニ就テ衆議ヲ興シ或ハ上奏シテ開院ノ期限ヲ延ハシ其餘議員中申立ノ事柄ヲ熟考シ其志ヲ達セシメ凡諸省ニ應接スルノ事務ヲ主ル會議ノ席ニ於テ自ラ發論スルヲ得ス

副議長一人 勅任二等官

職掌議長ニ準ス

議員幹事若干人 奏任官相當自四等至七等

右幹事ノ内ヨリ書記長司計長ヲモ兼ヌ其他ハ平常組分ヲ以テ事ニ任スヘシ其組分ハ期日ヲ定メ闡取ニテ之ヲ改メ其組替ヲ爲スヘシ平常瑣小ノ事件ハ議長ノ指揮ヲ受ケ之ヲ決スルノ權アリ尤モ其總會議ノ席ニ於テハ他ノ議員ニ異ナルコトナシ

書記官若干人 判任官相當自八等至十等

議員ヨリ兼人ス院中記録ノ事一切之ヲ掌ル○書記長ハ幹事ヨリ兼任ス

司計若干人 判任官自八等至十等

議員ヨリ兼任ス院中ノ庶務ヲ總ヘ用度ヲ算計スルヲ掌ル○司計長ハ幹事ヨリ兼任ス

但十一等以下ハ臨時院費ヲ以テ之ヲ雇フヘシ

議員若干人

東京ニ往來スルハ十等官相當ノ旅費ヲ以テシ在京中モ亦十等官相當ノ俸給ヲ附與スヘシ

第二款 議員職務ノ事

第三十九章 國會議院ノ議員ハ全國人民ノ代議人ナレハ全國一般ノ人民ニ對シ當ニ務ムヘキノ職務アリ其職務ノ最モ大ナルモノヲ掲クル左ノ如シ

凡テ歳入歳費ノ見積高ヲ定メ其出納ノ本ヲ審明ス故ニ國會議院ノ可否ヲ經ルニ非サレハ一切ノ租稅太政官ヨリ派斂セシムルヲ得ス

凡テ國內ニ施スヘキ法律ノ可否ヲ協議ス故ニ國會議院ノ可否ヲ經ルニ非サレハ一切ノ律法太政官ヨリ之ヲ布告セシムルヲ得ス

第四十章 議院ニ於テ與リ議スル所ノ條件其概略ヲ掲クル左ノ如シ

- 一 道路橋梁水利堤防等築造修理費用ノ多寡及ヒ其工役ノ興スヘキヤ否ヤノ適度ヲ協議スヘキ事
- 一 轍道鐵橋併ニ船艦電信機海港燈明臺等ノ件々ニ至テハ其費用尤モ大ナレハ特ニ注意シテ協議スヘキ事
- 一 兵卒ヲ召募シ併ニ其軍費ヲ催徴スルヲ協議スヘキ事
- 一 民夫ヲ派役スル平均ニシテ偏頗ナク併ニ其役使ノ寛猛ヲ檢査シテ適度ヲ得セシムルヲ協議スヘキ事

- 一 租税ノ多寡其地ノ肥瘠ニ適スルカ適セサルカヲ協議スヘキ事
 - 一 牛馬牧畜等地ノ宜キヲ得ルヤ否ヤヲ協議スヘキ事
 - 一 金銀銅鐵等總テ礦山ノ費用及ヒ之ヲ創開スヘキヤ否ヤヲ協議スヘキ事
 - 一 新街道ノ往來新掘割ノ通船及ヒ蒸氣馬車人力車等ノ税ヲ協議スヘキ事
 - 一 金銀銅紙幣ノ製其融通ノ爲メニ設ケタル金銀便換坐等其他海港輸出輸入品等ノ税ヲ協議スヘキ事
 - 一 國債ヲ取調ヘ并ニ其支消及ヒ利息ノ方法ヲ協議スヘキ事
- 右條件ノ外ト雖モ總テソノ事ニ付下民ヨリ金穀ヲ出サシムヘキ箇條或ハ民ノ疾苦ニ係ル事件ハ悉ク協議スヘキ事

第四十一章 國會議院ハ前章ニ揭示セル件々ニ關セシ太政官諸省并ニ府縣ノ政務ニ付其原由ヲ糾判スルノ權アリ尤モ其議員糾判セント述ルモノ五人以上ニ至ラサレハ之ヲ糾判スヘキヤ否ヤヲ各組ノ協議ニ掛クルヲ得ス

但糾判セント述ル者五人以上アレハ其書面ヲ議長ニ差出シ議長七組ノ議員ヲシテ其事件ヲ協議セシメ四組以上可トスレハ之ヲ糾判スルヲ得ヘシ

第四十二章 總テ糾判ノ事ニ付議院ヨリ呼出シヲ受ル者何人ニ限ラス其審問ヲ受ル時ハ其事情ヲ明白ニ答フヘシ

第四十三章 各議員ハ開院毎ニ期限ヲ違ハス上京シ其期月終レハ各其府縣ニ歸リ時トシテ府縣ノ廳或ハ府會議院縣會議院ニ出テ府知事縣令ノ行フ所ノ事務ニ就テ其預リ聞クヘキ條件ヲ區別シテ之ヲ聞クヘシ

第三篇

第一款 國會議院開院ノ事

第四十四章 國會議院ノ開院ハ今茲 月各府縣ヨリ代議人東京ニ集会スルヲ首回トス

第四十五章 東京外ニ居住スル議員ハ召書其本人ニ達セシ日ヨリ東京ニ到着スルノ期ハ三十日ヲ過クヘカラス

第四十六章 議院ノ議長ヲ撰ムニハ各議員互ニ入札公選ノ法ヲ以テ其職ニ任スヘキ者正副議長各三人宛ヲ擬定シ其姓名ヲ書上ケ其中ヨリ

天皇特選ニテ正副議長ノ職ヲ任シ給フヘシ

第四十七章 議院幹事ハ議長其人ヲ議員ノ中ヨリ入札公選セシメ上奏シ以テ之ニ任スヘシ

第四十八章 書記并司計ハ議員中ヨリ其人ヲ撰ヒ議長之ヲ任スヘシ

第四十九章 總議員ハ議長ノ指揮ニ由リ闡取ヲ以テ人數ヲ分チ第一組ヨリ第七組迄ヲ設クヘシ書記長之カ掛リタリ書記中年少ノ者四人ヲシテ其事ヲ取扱ハシムヘシ

第五十章 右七組ハ毎月闡取ヲ以テ人數ヲ改換スルコト前條ノ例ニ倣フヘシ

第五十一章 右七組ハ議長之ヲ管轄スト雖トモ各組ノ議員モ其組ノ上席人併ニ其書記ヲ撰擧スルノ議ニ與カルコトヲ得ヘシ

第五十二章 開院本日

天皇臨幸皇子并ニ太政官三職左院正副議長及ヒ諸省ノ卿輔供奉シ開院ノ禮式ヲ執行シ給フヘシ

第五十三章 右本日

天皇開院慶祝ノ意ヲ勅シ且ツ議事ノ際公平至當ノ條理ヲ盡シ協議致スヘキノ勅旨ヲ宣セシメ今年施行セント欲スル事件ノ議案ヲ下シ給フ可シ本日議院ヨリ答議ハ上ラサルナリ

第五十四章 議院ヨリ上ルヘキ答議ハ開院ノ後議長委員ヲ選ミ下問ノ各條ニ付テ之ヲ作ラシメ稿本既ニ成レハ總會議ニカケ評論シ以テ之ヲ定ムヘシ

第五十五章 右答議決定セシ上議長共ニ參朝スヘキ議員數人ヲ闡取ニテ定メ其答議ヲ持參シ天皇陛下ニ上奏スヘシ

第五十六章 下問ノ事及ヒ之ヲ協議スル方法ハ議事手續キ并ニ下問ノ款ニ依據スヘシ

第五十七章 議院ハ毎年必ス秋冬ノ間一度開クヲ以テ常例トシ其開院ハ三ヶ月ヲ以テ期限トシ其議員ハ第三十五章ニ載タル召書ヲ待タス上京スルヲ定例トスヘシ

第二款 太政官ヨリ奉行スル特命ノ權ノ事

第五十八章 常例開院ノ期限ヲ伸縮シ臨時ニ議院ヲ開鎖シ其議員ヲ聚散シ或ハ議員ヲ解放スルノ權獨リ

天皇ニアリテ太政官ヨリ之ヲ布告スヘシ若シ其議員ヲ解放スル時ハ其次日ヨリ二ヶ月ヲ過キスシテ更ニ新院ヲ開クヲ定例トス故ニ太政官ヨリ各府縣ニ命シ解放ノ後四十日間ニ新ニ議員ヲ選舉セシムヘシ

第五十九章 若シ律法改革ノ議案下リ議員ノ議論時勢ノ適度ヲ得サルノ兆アル時ハ天皇太政官ニ命シ其議案ヲ収メ其議員ヲ解放新選スル事アルヘシ

第六十章 國會議院ニテ決定セシ議案ハ總テ

天覽ヲ經ヘシ其律法ニ関スルモノハ宜ク之ニ御璽ヲ押シ以テ其發行ノ期ヲ定メ之ヲ太政官ヨリ布告スヘシ

第四篇

第一款 會議ノ事

第六十一章 新ニ議員ニ選マレシ者ハ初テ會議ノ席ニ就ク時議長ノ前ニ於テ誓約スヘシ其辭ニ曰上ハ國律ヲ遵奉シ下ハ全國人民ノ爲メニ心カヲ盡シ以テ清廉ヲ守リ他人ノ贈物又ハ内託ヲ受ル事ナクソノ身ヲ檢束シテ励精奉職スヘシ冀クハ

皇祖天神之ヲ監ミ玉ハンコトヲ

第六十二章 凡議員ハ議事ニ臨ンテ誓約ノ本意ヲ忘ル、勿レ敢テ憚ル事ナク公平ニ事ノ可否ヲ議スヘシ或ハ己ヲ選舉セシ者ノ意ニ泥ミ私議スヘカラス

第六十三章 會議ノ節議長議事規則ヲ掌リ以テ議員ヲ檢束ス若シ之ヲ乱レハ之ヲ警ムヘシ若シ改メス三度迄規則ヲ乱ル者ハ其席ヲ退カシメ尚ホ衆議ノ上ニテ其人ヲ退職セシムル事アルヘシ

第六十四章 會議ニ於テ事ノ可否ヲ議スルハ各口上ヲ以テ其可否スル所以ヲ演述シ或ハ其旨趣ヲ書シ之ヲ讀上ルモ妨ケナシ獨リ人選ノ事ニ至テハ其氏名ヲ書シ封印シテ出スヘシ

第六十五章 會議ニ於テ發論セシ事件ハ何事ニ限ラス總テ非違ヲ以テ之ヲ譴責スルヲ得ス若シ天皇陛下ニ觸犯スル事件ハ此限ニ非ス且ツ妄リニ政躰ヲ議シ或ハ他ノ議員ヲ誹謗スル者ハ議長是ヲ戒ムヘシ

第六十六章 議員自身若クハ三等内親族縁族ニ關係スル議事アル時ハ自己ノ說ヲ述ルヲ得ス

第六十七章 議院會議ノ日ハ衆人ノ參聽ヲ許シ公然議ヲ開キ其決議モ亦衆人ノ面前ニ於テスヘシ若シ他聞ヲ憚ルヘキ事件ヲ述ントスレハ先之ヲ議長ニ問ヒ議長之ヲ衆議ニカケ十分ノ一可ト爲サハ内議ニ及フヘシ

第六十八章 総テ議事ノ條件ニ於テ秘議スヘキ時ハ議院ノ門ヲ鎖シ番兵ヲ置キ之ヲシテ護衛セシムヘシ

第六十九章 會議ノ節三職及ヒ諸省ノ卿輔時トシテ議院ニ出テ會議ニ列席シテ説ヲ述ルコトアリト雖トモ事ノ可否ヲ決スルノ權ナシ

第七十章 其他議院ヨリ時トシテ諸省ノ卿輔ヲ出席セシメ其事務ニ付問フ事アルヘシ右ノ節ハ議員其問ヒヲ發スルニ先ツ其論セント欲ル事ヲ議長ニ述ヘ其許可ヲ受クヘシ諸省ノ卿輔其省ニ關係スル事件ヲ答ルニハ又議長ニ述フヘシ若シ即答シ難キ事ハ歸省ノ後省中ノ官員ヲシテ取調ヘシメ書付ヲ以テ答ルモ亦妨ケナシ

第二款 議事手續ノ事

第七十一章 國會議院開院中會議ノ定日ハ月曜日金曜日トスヘシ臨時ノ會議ハ此例ニ非ス會議ノ日ハ午前第九時ニ參院スヘシ

第七十二章 議院中會議ノ席ニハ常ニ第一組ヨリ第七組迄ノ番號牌ヲ掲ケ置キ開議ノ節闡取ニテ各組ヲ交換シ其組ノ順序ヲ逐テ着席スヘシ

第七十三章 鐘四聲ヲ以テ席ニ就キ鐘二聲ヲ以テ議事ヲ始メ又鐘二聲ヲ以テ議事ヲ終ヘ席ヲ退ク此ヲ常例トス

但シ席ヲ退キ重テ鐘四聲ヲ聞カサレハ退院スルヲ許サス

第七十四章 會議中若シ鐘ヲ打ツコト五聲ナレハ議員一統發言ヲ止ムヘシ

第七十五章 議事ニ掛ル諸議案ハ議長其前後ヲ次第シテ番號ヲ記スヘシ尤モ其議案ヲ會議ニ掛クルノ順序ハ議長時宜ニ随ヒ番號ニ拘ハラサルコトアルヘシ

第七十六章 凡ソ議事ハ之ヲ行フ二次ソノ第一次ハ議案ノ旨趣ヲ領承シ其第二次ハ議案ノ條件ヲ協議シテ其可否ヲ決ス是ヲ平常ノ議事ト爲ス

但シ當日議事ノ決セサルトキハ順延開議シテ其可否ヲ決スヘシ

第七十七章 會議ノ日其席ニ於テ議案ヲ讀上ケ各議員ヲシテソノ説ヲ陳述セシメ點燈夜半ニ及フトモ其席ニ於テ其可否ヲ決ス是ヲ至急ノ議事ト爲ス

第七十八章 條件ニヨリ刊行シテ第二次會日前ニ各議員ニ分附スル議案ハ其第二次會議席ニ於テ委員之ヲ讀終レハ各議員之ヲ討論シ互ニ衆説ヲ聽キ退テ之ヲ再考シ各其意見ヲ書シ第三次ノ會日前ニ之ヲ議長ニ出スヘシ是ヲ平常ノ議事ト爲ス

但シ意見書ハ簡易明白ニシテ根據アルヲ要ス右議案ニ異論ナキ者ハ其議案ノ右角ニ朱書シテ之ヲ出スヘシ

第七十九章 議長ハ各議員ノ意見ヲ檢査シ第三次ノ會日其席ニ於テ更ニ其意見ノ大意ヲ口演セシメ三分ノ二以上ノ同説アレハ衆ニ告ケテ其可否ヲ決スヘシ

第八十章 凡議事ハ可否共議員ノ三分ノ二以上同論アルニ非サレハ其議事ヲ決スヘカラサルハ固ヨリ定則タリ但シ可否共三分ノ二ニ至ラストモ若シ同數兩立タルカ或ハ一方ニ總議員ノ半數以上アル時ハ議長ノ權ヲ以テ之ヲ決スルコトアルヘシ

但シ議長ノ見込ヲ以テ之ヲ決セサル時ハ次會ニ至リ其議案ヲ再議スヘシ

第八十一章 會議中太政官及ヒ諸省ヘ質問スヘキ條件アラハ其議ヲ次會マテ延引シ以テ太政官及ヒ諸省ノ官員ヲ迎フヘシ右官員出席ノ節ハ幹事之ニ應接スヘシ但シ右應接ノ節議長モ亦其席ニ出テ双方ノ情實ヲ貫徹セシムヘシ

第八十二章 諸議案決定ノ上ハ議長ノ見込ヲ以テ之ヲ刊行シ世ニ公ニスルモ妨ケナシトス

- 第八十三章 議事ノ日議員故アリテ闕席ノ節ハ他ノ一員ヘ頼ミ置クヘシ
第八十四章 右頼ミヲ受ル者ハ其人ニ代テ可否ヲ述フヘシ一員ニテ二員ノ頼ミヲ受ルヲ許サス
第八十五章 議員ノ出席三分ノ一ニ滿タサレハ議長出席スヘカラス
第八十六章 総議員十分ノ四闕席ノ日ニハ事ノ可否ヲ決スルコトヲ許サス
第八十七章 會議中時宜ニヨリ議長俄ニ其議ヲ停ル時ハ其可否ノ決ヲ次ノ會日ニ讓ルヘシ其議ヲ
停ル以上ハ各議員ノ述ヘシ説ハ採用ニナラサル事ト看做スヘシ
第八十八章 議事中新聞紙及ヒ道路ノ流言ヲ援據スルヲ許サス
第八十九章 議事ヲ參聽セント欲スル者ハ議院ニ抵リ取次ヲ以テ申入レ然シテ後參院スヘシ

第五篇

第一款 御下問ノ事

第九十章

天皇ヨリ新法ヲ設ケントスルニ當テ之ヲ國會議院ニ下問セントシ給フトキハ豫メ左院ニ命シテ其議案ヲ作ラシム左院各分課ニ於テ議案ノ稿本ヲ作り院中總會議ノ上ニテ之ヲ決定シ左院議長其議案ヲ

天皇陛下ニ上奏スヘシ

第九十一章

天皇太政官ヲシテ右下問ノ議案ヲ國會議院ニ下サシメ左院ノ議官ヲ遣シ明カニ其旨ヲ陳述セシムヘシ

第九十二章 下問ノ旨趣ニ由テハ太政官參議ノ中又ハ左院ノ議長副議長ノ中一人ヲ選ミ遣ス事アルヘシ之ヲ政府ノ名代人トス

第九十三章 下問ノ旨ヲ協議セントスルニハ國會議院ノ議長先ツソノ下問ノ條件ヲ院楣ニ掲示シ政府ノ名代人又ハ左院ノ議官更ニ之ヲ讀ミ下問ノ旨趣并ニ其箇條ヲ逐一辨明スヘシ是ヲ第一次ノ會トス

第九十四章 各議員下問ノ議案ヲ熟考シ各意見ヲ書シ或ハ之ヲ口演シ以テ下問ニ奉答ス是ヲ第二次ノ會トス

第九十五章 右下問ノ條件ニ由テハ國會議員各組ヨリ一人或ハ二人ヲ選ミ委員トナシ或ハ幹事ヲ其委員中ニ差加ヘ先ツ右條件ニ就テ其意見ヲ詳ニ記セシメ第二次ノ會議席ニ於テ諸議員ニ讀聞カセ之ヲ討論セシムル事アルヘシ

第九十六章 右會議ノ日委員ソノ意見ヲ詳ニ記セシ議案ヲ讀終レハ各議員ソノ議案ニ就テ逐一ニ協議スヘシ

第九十七章 委員ノ議案ニ就テ異存ヲ述ント欲スル議員ハ會議前之ヲ議長ニ請フヘシ

第九十八章 議長ハ豫メ異存ヲ述ント請ヘシ者ノ姓名ヲ記シ置キ其申出ノ順序ヲ以テ第一番ヨリ發論セシムヘシ

第九十九章 議案ノ箇條ニ就テ其異存ヲ申述レハ委員之ニ答フヘシ答ヘ終レハ第三番第四番ト順及スヘシ

但シ右討論ノ節政府ノ名代人又ハ左院ノ議官出席シテ下問ノ旨趣ヲ辨明スル事アルヘシ

第一百章 議案ノ箇條ニ就テ異存ヲ述ル者ハ箇條外ノ事ヲ論スルヲ許サス若シ之ヲ論スル者アレハ第六十三章ニ載セタル規則ノ如ク議長之ヲ指止ムヘシ

第百一章 異存ノ者順序ヲ以テ其説ヲ述ヘ終リシ後議長其箇條ヲ其他ノ議員ニ附シテ可否セシムヘシ

第百二章 総議員箇條ノ可否終レハ其議案ヲ修正セシメ議長更ニ其議案ヲ讀聞カセ總評議ニテ下問ノ條件ヲ論定スヘシソノ決議ノ方法ハ議事手續ノ款ニ載ス

第百三章 下問ノ議案ソノ可否決セシ上ハ委員ヲ選ミ其答議ヲ作ラシメ以テ各議員ニ廻覽セシメ然シテ後議長之ヲ左院ニ送り右委員ヲ遣シ其旨ヲ辨明セシムヘシ

第百四章 右答議ハ先ツ左院ニ示シ然シテ後國會議院ヨリ之ヲ上奏スヘシソノ文ニ曰
本院ニ御下問アラセ給ヒシ

天皇陛下ノ思食ニ於テ國會議院一同ニ欽遵スヘキ條件ト奉存候也

若シ敬承セサル時ハ亦左ノ法式ヲ以テ之ヲ上奏スヘシ其文ニ曰

陛下國事ノ爲メニ叡慮アラセ給ヘシ事議院ニ於テ深ク奉感戴候然處御下問ノ旨趣ハ恐レナカラ今一應叡慮ヲ加ヘサセラレ度伏シテ奉懇願候也

第二款

第百五章 律法ハ全國ニ施行遵守セシムルモノナレハ全國ノ民ト共ニ之ヲ議シ全國ノ民ト共ニ之ヲ定ムヘシ然レトモ全國ノ民盡ク相會集スルニ由ナケレハ其代議人ヲ集メ以テ之ヲ商議シ以テ之ヲ改正シ以テコレヲ布告シ以テ之ヲ全國ノ民ト共ニ守ルヘキ律法ト爲ス是議院全國ノ律法ヲ總議スル所以ナリ

第百六章 律法ヲ制定スルノ權ハ

天皇之ヲ有シ給ヒ其權ハ太政官ト國會議院ト相俟テ備ハルヲ要ス是ヲ以テ太政官ヨリ新ニ設ケントスル律法ノ議案ハ必ス國會議院ニ下シテ協議セシメ其可否ヲ經テ之ヲ決定ス故ニ其權太政官ト相俟テ備ハレリ

第百七章 國會議院ニ於テ律法ノ文案ヲ造リ之ヲ協議シテ太政官ニ出サントスル時ハ先ツ之ヲ協議一定シ左ノ法式ヲ以テ左院ニ送ルヘシ

別紙文案一通及廻達候右ハ當院ニ於テ建白可仕儀ト致協議候御廻答有之度候也

第百八章 左院ニ於テ右廻達文案ノ趣ヲ熟議シ其旨承諾スルニ決シ廻答ノ上議院ヨリ左ノ法式ヲ以テ之ヲ上奏スヘシ

別紙文案ノ趣ハ國家ノ爲メ御採用有之度奉存候依テ

陛下御許可ノ程伏シテ奉懇願候也

第百九章 其他律法ニ関セサル議院ノ諸建白ハ議院ヨリ直ニ太政官ニ差出スヘシ

第三款 出納ヲ議スルノ權ノ事

第百十章 國會議院ニ於テハ財貨ノ出納ヲ總議スルノ權アリ其大綱ヲ擧クレハ太政官及ヒ諸省總費用ノ程度併ニ一切租稅ノ收納ヲ議ス故ニ凡ソ全國財貨ノ出納ニ関スル事件ハ國會議院ノ議ヲ經サレハ

天皇ニ於テモ之ヲ專制シ給ハス此出納ヲ議スルノ權國會議院ニ在ル所以ナリ

第百十一章 國會議院ハ右出納ノ本ヲ審定スル所ナレハ毎年

天皇太政官ニ命シ太政官併ニ諸省官員ノ俸給其他諸費用トモ其翌年ノ積リ高及ヒ其遣拂ノ會計高併ニ收納高等ノ明細簿ヲ作ラシメ以テ之ヲ國會議院ニ下シ給フヘシ

第百十二章 太政官ニ於テ全國ノ政務ニ付キ翌年ノ歳費見積ヲ立ルニハ其簿冊ハ太政官諸省ヲ各篇ニ區分シ官省費用ノ見積ヲ記シ又官省費用ノ見積ノ外ヲ四篇トシ其一ハ

天皇ノ使用ニ供スル費用其二ハ議院ノ費用其三ハ毎年拂フヘキ國債ノ利息其四ハ預備ノ費用ヲ記スヘシ但シ諸官省ノ部ニハ其寮司等ヲ區分シテ毎篇其費用ヲ詳載スヘシ

第百十三章 右官省見積ノ每端ニハ精細ノ表ヲ附シ其廉々ヲ開列シ毎篇長官ノ見込書ヲ附スヘシ

第百十四章 官省費用ノ見積法ハ若シ其定額不足アランモ計リ難ケレハ豫メ其不足ヲ補フヘキ条件ヲ摘録シテ預備金ヲ設クヘシ

但シ甲ノ条件ニ付キ其不足ヲ補フヘキ預備金ヲ乙ノ条件ニ用ユルヲ許サス

第百十五章 全國歳入見積リ内ニハ全國一切ノ租税海港諸税金等ヲ區別シテ之ヲ記シ且ツ其小件モ詳載スヘシ

第百十六章 歳費ニ充ツヘキ歳入ヲ見積ルニハ十ノ七八ハ租税ヨリ充ツルヲ以テ法トス他ハ郵便電信機蒸氣車等官ニ屬スル諸設施ノ收納ヲ以テ之ニ充ツヘシ若シ軍ヲ行ルノ際ニ當リ尋常ノ收納ヲ以テ其費用ニ充ツヘカラサル舉アル歟又ハ轍道併ニ道路橋梁ノ築造等一般ノ公益トナスノ設施アリテ其費用尤モ大ナル時ハ止ムヲ得ス國債ヲ興シ其用ニ供スルコトアルヘシ

第百十七章 歳入歳費ノ見積案ハ毎年常例開院ノ節太政官ヨリ國會議院ニ出シ其可否ヲ經テ之ヲ定ムヘシ

第百十八章 太政官ニ於テ國債ヲ興サントセハ御下問ノ款ニ載セタル手續ヲ以テ其文案ヲ議院ニ下シ協議シテ可否ヲ決セシム太政官ト國會議院トニ於テハ能ク時勢ノ緩急人民ノ利害ヲ熟察セズンハアルヘカラス國債ハ止ムヲ得サルニ非サレハ興スヘカラサルモノナレハナリ

第百十九章 歳入見積簿ニ載スル租税ハ左ノ如ク區別シテ其細目ヲ開列スヘシ

直税 直税トハ地稅家産稅婢僕馬稅等是ナリ譬ハ自己ニ所持スル物ノ稅ニシテ物主ヨリ直チニ納ムル所ノ其物稅ヲ云フ

間稅 一名不直稅ト稱ス 間稅トハ賈人賣品ノ代價ノ内ヨリ上納スル若干ノ稅ニシテ其税金ハ其物品ノ買主ヨリ償ハシムル見込ヲ以テ預メ賈人ノ代テ納ムル稅ヲ云フ

必需物品稅

輸入稅

輸出稅

第百二十章 太政官ニ於テハ年々遣拂ノ金高ヲ前年ノ歳費見積簿ニ照シ諸官省遣拂ノ金高其定額ニ合スルヤ否ヤヲ檢査シ且ツ其定額金ノ外其不足ニ充テシ預備金ノ遣拂高ヲ明細ニ記シ又諸官省ニ於テ其證據ト爲スヘキ書付ニ載セタル遣拂ノ廉々ノ員數ト其官省定額金及ヒ預備金ノ高トヲ算計シテ各其差違アルヤ否ヤヲ記シ又前年一切租稅ノ收納高ヲ審明シ總會計ノ見積ヲ立テ議院ニ下シ其可否ヲ經然ル後之ヲ日誌ニ載セテ公布スヘシ

附 言

全國錢貨出納ノ本ヲ審定セントセハ必ス會計檢査局ヲ置キ其出納ノ會計ヲ嚴ニセスンハアル可カラス前條ニ掲タル方法ハ未タ其精ニアラス記シテ以テ他日ノ全備ヲ俟ツ

資料 5

民撰議院設立建白書

それがしら けんげんしたてまつり しばしばけんげんにおよび これあり
某等別紙奉 建言 候次第、平生ノ持論ニシテ、某等在官中 屢 及 建言 侯者モ有之候処、

欧米同盟各国へ大使御派出ノ上、実地ノ景況ヲモ御目撃ニ相成、其上事宜斟酌施設可相成トノ御評

議モ有之。然ルニ最早大使御帰朝以来既ニ数月ヲ閲シ 侯得共、何等ノ御施設モ拝承 不 仕、昨今民

心 洵々 上下 相 疑、動 スレバ土崩瓦解ノ兆無之トモ 難 申 勢ニ立 至 侯義、畢竟天下輿論公議ノ

壅塞スル故ト実以残念ノ至ニ 奉 存 侯。此段宜敷御評議ヲ可被遂侯也。

明治七年第一月十七日

高知県貫属士族 古沢 迂郎

高知県貫属士族 岡本健三郎

名東県貫属士族 小室 信夫

敦賀県貫属士族 由利 公正

佐賀県貫属士族 江藤 新平

高知県貫属士族 板垣 退助

東京府貫属士族 後藤象次郎

佐賀県貫属士族 副島 種臣

左 院 御中

しんら ほうこん かみ しも しかしてひとり
臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察スルニ、上帝室ニ在ラズ、下人民ニ在ラズ、而 独有司(=維

新政府頭官)ニ帰ス。夫有司、上帝室ヲ尊ブト曰ザルニハ非ズ、而 帝室 漸ク其尊栄ヲ失フ、下人

民ヲ保ツト曰ザルニハ非ラズ、而 政令百端、朝出暮改、 政 情実ニ成リ、賞罰愛憎ニ出ヅ、言

路壅蔽、困苦告ルナシ。夫 如 是ニシテ天下ノ治安ナラン事ヲ欲ス、三尺ノ童子モ猶其不可ナルヲ

知ル。因 仍改メズ、恐クハ国家土崩ノ勢ヲ致サン。臣等愛國ノ情 自ラ已ム能ハズ、乃チ之ヲ振

救スルノ道ヲ講求スルニ、唯天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。天下ノ公議ヲ張ルハ民撰議院ヲ立ルニ

在ル而已。則 有司ノ権限ル所アツテ、而 上下其安全幸福ヲ受ル者アラン。請、遂ニ之ヲ陳ゼン。

それ
夫人民、政府ニ対シテ租税ヲ払フノ義務アル者ハ、乃チ其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権理ヲ有
ス。是天下ノ通論ニシテ、^{またてふてふ}復喋々臣等ノ之ヲ^{ぜいげん}贅言スルヲ待ザル者ナリ。故ニ臣等^{ひそか}窃ニ願フ、有司亦是
大理ニ抗抵セザラン事ヲ。今民撰議院ヲ立ルノ議ヲ拒ム者曰、我民不学無智、未ダ開明ノ域ニ進
マズ、故〔ニ〕今日民撰議院ヲ立ル尚^{なほま}応サニ早カル可シト。臣等以為ラク、若果シテ真ニ其謂フ所
ノ如キ乎。則^か之ヲシテ学且智^{すなはち}而^{かつ}急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道、即^{すなは}民撰議院ヲ立ルニ在リ。
何トナレバ^{すなはち}則^{みづから}今日我人民ヲシテ学且智ニ開明ノ域ニ進マシメントス、先其通義権理ヲ保護セシメ、
之ヲシテ自尊自重、天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメズンバアル可カラズ。自尊自重、天下
ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起サシメントスルハ、之ヲシテ天下ノ事ニ^{あづか}与ラシムルニ在リ。如^{かくのごとく}是シ
テ、人民其固陋ニ^{そのころう やすん}安ジ、不学無智自ラ甘ズル者未ダ之有ラザルナリ。而シテ今其自^{みづか}ラ学且智ニ
シテ自^{みづから}其開明ノ域ニ入ルヲ待ツ。是殆ド百年河清ヲ待ツノ類ナリ。甚シキハ則、今遽カニ議院
ヲ立ルハ是レ天下ノ愚ヲ集ムルニ過ザルノミト^{いふ}謂ニ至ル。噫何自傲ノ太^{あなんぞじがう}甚^{はなはだ}シク、而^{しかして}其人民ヲ
視ルノ蔑如タルヤ。有司中智巧固^{もとよ}り人ニ過グル者アラン。然レ共^{いづく}安^{いづく}ンゾ^{いづく}学問有識ノ人世復諸人ニ
過グル者アラザルヲ知ランヤ。蓋シ天下ノ人如^{けだ}是^{かくのごとく}蔑視ス可ラザルナリ。若シ^も将^は夕^は蔑視ス可キ者ト
セバ、有司亦其中ノ一人ナラズヤ。然ラバ^{すなはち}則^{すなはち}均シク是不学無識ナリ。僅々有司ノ専裁ト人民ノ輿
論公議ヲ張ルト、其賢愚不肖果シテ如何ゾヤ。臣等謂フ、有司ノ智亦之ヲ維新以前ニ視ル、必ラズ
其進^{すすみ}シ者アラン。何トナレバ^{すなはち}則^{すなはち}、人間ノ智識ナル者ハ必ラズ其之ヲ用ルニ從テ進ム者ナレバナ
リ。故ニ曰ク、民撰議院ヲ立ツ、是即チ人民ヲシテ学且智ニ、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ
道也。

かつそれ
且夫政府ノ職、其宜シク奉ジテ以テ目的トナス可キ者、人民ヲシテ進歩スルヲ得セシムルニ在リ。
故ニ^{さうまい}草昧ノ世、^{そのたみ}野蛮ノ俗、其民勇猛暴悍、而シテ從フ所ヲ知ラズ。是時ニ^{あた}方ツテ、政府ノ職固^{もとよ}り
之ヲシテ從フ所ヲ知ラシムルニ在リ。今我国既ニ^{さうまい}草昧ニ非ラズ、而シテ我人民ノ^{じゆうじゆん}從^{じゆうじゆん}馴ナル者既ニ

過甚トス。然ラバ則、今日我政府ノ宜シク以テ其目的トナス可キ者、則民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知シ、天下ノ事ニ参与シ得セシムルニ在リ。則闔國ノ人皆同心ナリ。

夫政府ノ強キ者、何ヲ以テ之ヲ致スヤ。天下人民皆同心ナレバ也。臣等必ラズ遠ク旧事ヲ引イテ之ヲ証セズ、且 昨十月政府ノ変革ニ就イテ之ヲ驗ス。岌々乎其危哉。我政府ノ孤立スルヤ何ゾヤ。昨十月政府ノ変革、天下人民ノ之ガ為メニ喜戚セシ者 幾カアル。啻之ガ為メニ喜戚セザルノミナラズ、天下人民ノ茫トシテ之ヲ知ラザル者十ニシテ八九ニ居ル。唯兵隊ノ解散ニ驚ク而已。今民撰議院ヲ立ルハ 則 政府人民ノ間、情実融通、而 相共ニ合テ一体トナリ、国始メテ 可以 強、政府始メテ 可以 強キナリ。

臣等既ニ天下ノ大理ニ就イテ之ヲ究メ、我国今日ノ勢ニ就イテ之ヲ実ニシ、政府ノ職ニ就イテ之ヲ論ジ、及 昨十月政府ノ変革ニ就イテ之ヲ驗ス。而 臣等ノ自ラ臣等ノ説ヲ信ズルコト 愈篤ク、切ニ調フ、今日天下ヲ維持振起スルノ道、唯民撰議院ヲ立而シテ天下ノ公議ヲ張ルニ在ル而已。其方法等ノ議ノ如キ、臣等必ラズ之ヲ茲ニ言ハズ。蓋シ十数枚紙ノ能ク之ヲ尽ス者ニアラザレバ也。但臣等 窃ニ聞ク、今日有司持重ノ説ニ藉リ、事多ク因循ヲ務メ、世ノ改革ヲ言フ者ヲ目シテ輕々進歩トシ、而シテ之ヲ拒ムニ尚早キノ二字ヲ以テスト。臣等請、亦弁之ゼン。

夫輕々進歩ト云フ者、固リ臣等ノ所不解、若果シテ事倉猝ニ出ル者ヲ以テ輕々進歩トスル乎、民撰議院ナル者ハ以テ事ヲ鄭重ニスル所ノ者ナリ。各省不和 而 変更ノ際、事本末緩急ノ序ヲ失シ、彼此ノ施設相視ザル者ヲ以テ輕々進歩トスル乎、是国ニ定律ナク、有司任意放行スレバナリ。是二者アラバ、則適ニ其民撰議院ノ立ズンバアル可カラザルノ所以ヲ証スルヲ見ルノミ。夫進歩ナル者ハ天下ノ至美ナリ、事々物々進歩セズンバアル可カラズ。然ラバ則、有司必ラズ進歩ノ二字ヲ罪ス

ル能ハズ。其罪スル所、必ラズ軽々ノ二字ニ止^{とどま}ラン。軽々ノ二字、民撰議院ト曾^{かつ}テ相関涉セザル也。

尚早キノ二字ノ民撰議院ヲ立ルニ於ケル、臣等^{ただ}皆ニ之ヲ解セザル^{のみ}而已ナラズ、臣等^{けん}ノ見正ニ之ト相反ス。如何トナレバ、今日民撰議院ヲ立ツモ、尚^{おそら}恐クハ歲月ノ久シキヲ待チ^{しかしてのち}而後始メテ其十分完備ヲ期スルニ至ラン。故ニ臣等一日モ唯其立ツコト^{おそ}ノ晩カランコトヲ懼ル。故ニ曰、臣等唯其^{いふ}反対ヲ見ル^{のみ}而已。

有司ノ説又謂フ、欧米各国今日ノ議院ナル者ハ一朝一夕ニ設立セシノ議院ニ非ラズ、其進歩^{ぜん}ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者ノミ故、我今日^{にはか}俄ニ之ヲ模スルヲ得ズト。夫レ進歩ノ漸ヲ以テ之ヲ致セシ者、^{あに}豈独り議院ノミナランヤ、凡百學問技術機械皆然ルナリ。然^{しかる}ニ彼レ數百年ノ久シキヲ積ンデ之ヲ致セシ者ハ、蓋シ前ニ成規ナク皆自ラ之ヲ經驗發明セシナレバナリ。今我其成規ヲ^{えら}採ンデ之ヲ取ラバ、何^{なんぞ}企テ及ブ可カラザランヤ。若我自ラ蒸氣ノ理ヲ發明スルヲ待チ^{しかるのち}然後我始メテ蒸氣機械ヲ用ルヲ得可ク、電氣ノ理ヲ發明スルヲ待チ然後我始メテ電信ノ線ヲ架スルヲ得可キトスル乎、政府ハ^{まさ}応ニ手ヲ下スノ事ナカル可シ。

臣等既^{すで}ニ已ニ今日我國民撰議院ヲ立テズンバアル可カラザルノ所以、及^{ゆゑん}今日我國民進歩ノ度能ク^よ斯議院^{この}ヲ立ルニ堪ルコトヲ^{たふ}弁論スル者ハ、則有司ノ之ヲ拒ム者ヲシテ口ニ^か藉スル所ナカラシメントスルニハ非ラズ。斯議院^{たて}ヲ立、天下ノ公論ヲ伸張シ、人民ノ通義権理ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護センコトヲ^{ほつ}欲シテ也。
請、^{こふ}幸^{さいはひ}ニ之ヲ^{たまは}採ビ玉^{たまは}ンコトヲ。

〔国立公文書館蔵「諸建白書 明治七年從一月至四月」〕

参照：日本ペンクラブ 電子文藝館編輯室

<http://www.japanpen.or.jp/e-bungeikan/sovereignty/aikokukoto.html>

資料 6

立憲政體の詔

朕即位ノ初首トシテ群臣ヲ會シ五事ヲ以テ神明ニ誓ヒ國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ求ム幸ニ祖宗ノ靈ト群臣ノカトニ頼リ以テ今日ノ小康ヲ得タリ顧ニ中興日淺ク内治ノ事當ニ振作更張スヘキ者少シトセス朕今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ頼ント欲ス汝衆庶或ハ舊ニ泥ミ故ニ慣ル、コト莫ク又或ハ進ムニ輕ク爲スニ急ナルコト莫ク其レ能朕カ旨ヲ體シテ翼賛スル所アレ

資料 7

議院憲法並規則

朕踐祚ノ初、神明ニ誓ヒシ旨意ニ基キ、漸次ニ之ヲ擴充シ、全國人民ノ代議人ヲ召集シ、公議輿論ヲ以テ律法ヲ定メ、上下協和民情暢達ノ路ヲ開キ、全國人民ヲシテ、各其業ニ安ンシ、以テ國家ノ重ヲ擔任スヘキノ義務アルヲ、知ラシメンヲヲ期望ス。故ニ先ツ地方ノ長官ヲ召集シ、人民ニ代テ協同公議セシム。乃チ議院憲法ヲ頒示ス。各員其レ之ヲ遵守セヨ。

議院憲法

第一條 會議ハ、各地方長官事ヲ議スルノ會ニシテ、毎年一度之ヲ開ヲ以テ常例トス。臨時ノ會議ハ、特旨ヲ以テ其開院ノ期日ヲ、豫メ布告スヘシ。長官若シ來集スル能ハサレハ、次官ヲ出シテ、代理セシムヘシ。

第二條 會議ノ節、各省ノ卿或ハ其代理、議院ニ出、會議ニ列席シテ、其說ヲ述フヘシ、然レトモ、事ノ可否ヲ決スルノ數中ニ、入ルヲ得ヘカラス。

第三條 開院并終會ノ時

朕自ラ之ニ臨ミ、諸大臣ヲ率從シ、其式ヲ執行スヘシ。

第四條 朕ヨリ垂問ノ事件アレハ、議案ヲ下シ、且或ハ委員ヲ遣シ、其旨ヲ詳述セシムヘシ。

第五條 一切ノ議案ハ、議長ヨリ之ヲ衆議ニ附シ、其可否ヲ決定シテ奏スヘシ。其施行スルト否サルトハ、朕自ラ之ヲ裁スヘシ。

第六條 議事ノ本意ハ、施政上ニ於テ便ト不便トヲ斟酌シテ、其議ヲ盡スヲ以テ緊要トス。宜ク公平中正ニシテ、彼是相顧ミ相負カサルヘシ。

第七條 議事ノ可否ヲ決スルハ、同論ノ多キ方ニ依據スヘシ。若シ同數兩立タルトキハ、議長之ヲ決スヘシ。

第八條 會議ノ席ニ於テ、各員充分ニ審論スヘシ。或ハ忌諱ニ觸トモ、之ヲ糾彈スルヲ得ヘカラス。

第九條 垂問ニ付、若シ議院ノ議論時勢ノ適度ヲ得サレハ、勅旨ヲ以テ其議案ヲ収ムヘシ。建議上ヨリ起ル議案ハ、此例ニアラス。

第十條 議員ヨリ建議スル事件ニ付、會議ニ於テ可ト決スレハ、奏スヘシ。其之ヲ採用スルト否サルトハ朕自ラ之ヲ裁スヘシ。

第十一條 議長撰任ハ、議員中ヨリ之ヲ撰擧スルヲ勿論ナレトモ、其良法ヲ議定スル迄ハ、暫ク朕自ラ之ヲ撰任スヘシ。

第十二條 議長ノ職ハ、議院中ノ規則ヲ掌リ、議員ヲ總轄シ、垂問建議ニ就テ衆議ヲ興シ、議員立論ノ旨趣ヲ塾考シ、同數兩立ノ衆議ヲ判定セヨ。惟會議ノ席ニ於テ、自己ノ論ヲ發スルヲ得ヘカラス。

議院憲法終

議院規則

凡 例

院中規則中、大會議ト云者ハ、則議員平常會議ノ席ニシテ、數箇ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得。小會議ト云者ハ、平常ノ會議ニ異ナリ、譬ヘハ一事ノ可ヲ大會議ニテ決スト雖トモ、其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ、審議討論セント欲スル時ハ、別ニ會議ヲ開キ、議長其坐ヲ退キ、若シ自己ノ説ヲ陳ヘント欲スレハ、衆議員ト共ニ列坐シ、互ニ是非ヲ討論ス。此會議席ニ於テハ、唯其一事ニ屬スル方法ヲ議スル而已、決シテ他事ヲ議スルヲ得ス。此間幹事長其會主トナル。小會議ヲ開ク時、或ハ參集ノ議員悉ク列席スル事アリ、是ヲ總小會議ト云。或ハ別ニ議員中ヨリ委員若干人ヲ撰擧シ。之ヲシテ別ニ會議セシムル事アリ、是ヲ撰任小會議ト云。總小會議・撰任小會議ハ、事ノ輕重ニ因リテ、臨時之ヲ定ムヘシ。

議院規則

第一則

幹事長

職掌ハ、議長決席ノ時、其職務ヲ代理シ、若シ議列ニ就テ自己ノ説ヲ陳ヘント欲スルトキハ、幹事中ヨリ代理ヲ任スルノ權アリ。且小會議ノ節、其會主タルヘシ。其餘ハ都テカンジニ同シ。

第二則

幹 事

議長ノ命ヲ以テ、議事ニ關スル一切ノ事務ヲ經理ス。小會議ノ時、幹事長ノ代理トシテ、會主トナルコトアルヘシ。

第三則

書記官

院中記録ノ事ヲ總管ス。

院中ノ庶務ハ、議長ニ問ヒ、之ヲ處置スルノ權アリ。

以上三官定員ナシ。

第四則

書記生

書記官ニ附屬シテ、記録ノ事ヲ任ス。

第五則

司計長

用度ノ事ヲ總管ス。

第六則

司 計

司計長ニ附屬シテ、用度ノ事ヲ管ス。

以上六則、奏任官ハ議長上奏シテ之ヲ任シ判任官ハ專ラ之ヲ任ス。

但幹事ハ、時宜ニヨリ、總議員中又ハ各組中ヨリ、五撰投票ヲ以之ヲ定メ、幹事長ハ幹事ノ中ヨリ同上ノ法ヲ以之ヲ定メ、議長上奏シテ之ヲ任スルヲアルヘシ。

第七則

議 員 六十二人

各地方ノ知事令、本官ノ專務アリト雖モ、議院ニ參シタルトキハ、孰モ一般人民ニ代リ、其便否ヲ協同公議スヘシ。

第八則

諸事調査スルニ便ナルカ爲ニ、議長ノ見込ヲ以テ 豫メ議員ヲ數組ニ分テ、辨セシムル事アルヘシ。

第九則

議事堂着席ノ順序ハ、豫メ闡取ヲ以テ之ヲ定メ、椅子毎ニ其番號ヲ記シ置キ、每會必ス其席ニ就クヘシ。議長席ニ出ル時ハ、議員及書記官起テ禮ヲ爲スヘシ。但シ本日議事堂鋪設及諸手續等ハ、幹事及書記之ニ幹スヘシ。

第十則

會議ノ日ハ、午前第九時ニ參院シ、午後第四時ニ退院スヘシ。時宜ヲ以之ヲ伸縮スルハ、議長ノ指圖ニアルヘシ。

但シ開院中ハ、毎日出頭シテ議事關涉ノ事務ヲ調査スヘシ。其時間ハ、繁簡ヲ計リ、議長之ヲ伸縮スヘシ。

第十一則

第一次會

議長垂問ノ大旨ヲ辨明シ、其議案ヲ分附シ、其旨趣ヲ領承セシム。議員各起テ之ヲ聞キ、退テ之ヲ熟讀精考スヘシ。

第十二則

第二次會

嘗テ受取リタル議案ニ付キ、各議員其所見ヲ書シ、本日之ヲ衆中ニ於テ讀上ケ、或ハ之ヲ演述シ、第二十一則ノ規則ニ由テ、之ヲ審議スヘシ。若シ發論者二人以上同時ニ起ツ時ハ、着席ノ順序ヲ以テ、之ヲ述フヘシ。但シ一員ノ發論中ハ、他ノ議員默聽シテ、其論議ヲ滿堂ニ洞達セシムヘシ。

第十三則 第三次會

前會討論ノ旨趣ヲ再考シ、先ニ受取タル議案ノ表面ニ、可否ノ一字ヲ朱書シ、本日之ヲ議長ニ出スヘシ、議長其數ノ多少ヲ檢シ、可否ノ二端ヲ決シ、書記官ヲシテ其決議ノ文案ヲ草セシメ、之ヲ各議員ニ示シ、尚ホ其修正スヘキハ、之ヲ小會議ニ附シテ、修正セシメ、淨書ノ後之ヲ奏聞スヘシ。但シ議員、其原稿ニ調印シ、廻讀セシムヲ表スヘシ。

第十四則

垂問ノ條件其方法ヲ議スヘクシテ、可否ヲ以テ答フヘカラサルモノハ、第一次會ニ於テ、議長其旨趣ヲ辨明シ、各員退テ其方法ヲ熟考シ、所見ノ文案ヲ作り是ヲ議長ニ出ス。議長特ニ委員數名ヲ命シテ、其同論多キモノヲ撰集シテ、議案トナシ。コレヲ小會議ニ附シ、審議討論第二次會ニ至リ、其歸着スル所ヲ究メ、修正シテ答議トスヘシ。又或ハ垂問ノ元案、其方法已ニ具ル者ハ、第一次會ニ於テ議長其旨趣ヲ辨明シ、各員退テ其方法ヲ熟考シ、第二次會ニ於テ、條ヲ追テ審議評決スヘシ。

但シ本則第一項、議員ヲメ其方法ヲ考按セシムルモノニ付テハ、時宜ニヨリ、第一次會ニ於テ、議長其旨趣ヲ辨明シ、直ニ委員數名ヲ命メ其方法ノ考按ヲ草セシメ、之ヲ小會議ニ附シテ審議セシメ、修正ヲ加フヘキモノハ再ヒ委員ヲメ修正セシメ、第二次會ニ至リ、其歸着スル處ヲ定メテ、之ヲ上奏スヘシ。

第十五則

各議員自ラ建議セント欲スルモノハ、先ツ其議案ヲ議長ニ出シ、議長之ヲ衆議ニ附シ、其立論採ルヘシトスルモノハ、之ヲ會議ニ附シ、各員右議案ニ付、問フモノアルトキハ、建議者之ニ答フヘシ。

凡議員一事ヲ建議セント欲スル時、其大畧ヲ豫メ少クトモ前五日ニ、顯言スヘシ。

第十六則

凡議員ノ建議ニ係ル者ハ、議長書記官ヲシテ其議案ヲ展讀セシメ、其議事ヲ始ムヘシ。此時ニ當リ、建議者尚ホ其旨趣ヲ貫徹センカ爲メ、總議員ニ之ヲ辨明セント議長ニ乞ヒ、右書記官展讀ノ後、自ラ之ヲ陳述スルヲ得ヘシ。

第十七則

事重大ニ涉リ、議案ノ旨趣書記官一度之ヲ展讀シテ、相貫徹シ難キ者ハ、其會議前、書記官ヨリ其寫ヲ各議員ニ分附スル事アルヘシ。

第十八則

凡議案ノ條件、其大意採ルヘシト雖モ、衆論其悉サハル所ヲ修正セントスルニ決定セハ、議長其修正如何ヲ、更ニ議員ニ問ヒ、各其所思ヲ盡サシメ、書記官又ハ委員ヲ撰ンテ、其修正案ヲ命シ、小會議ヲ期シテ之ヲ議スヘシ。

第十九則

至急ノ議事ハ、假令點燈夜半ニ至ルモ、之ヲ決シ。第二次會ヲ待タサル事アルヘシ。

第二十則

大會議中、甲議員ヨリ乙議員ニ對シ詰問或ハ質問スル事アレハ、必ス議長ノ面前ニ於テスヘシ。乙ヨリ議長ニ向ヒ之ヲ答レハ、甲復タ同議ニ付發論スルヲ得ヘカラス。若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ、甲ヨリ議長ニ向テ、其誤解タル所以ヲ辨明スルヲ得。惟小會議ノ時ハ、再三互ニ討論スルヲ得ヘシ。

第二十一則

凡ソ議論ハ、虚心平易ヲ以テ旨トシ、公平無私ヲ準トス。若シ議事ノ規則ヲ亂ル者アルトキハ、議長之ヲ警メ、屢々之ヲ犯ス者ハ、衆議ノ上其人ヲ退院セシムル事アルヘシ。議事中言ノ差謬アルトキハ、議長之ヲ糺スヘシ。

第二十二則

議員議事堂ニ入レハ、帽ヲ脱スルヲ禮トス。

第二十三則

會議ノ日、議員故アリテ決席ノ節ハ、他ノ一員ヘ其議セント欲スル事件ヲ委托シ置クヘシ。一員ニテ二員ノ委托ヲ受クヘカラス。

第二十四則

議員十分ノ六決席セハ、本日議事ヲ開ク可ラス。

第百十八號

使 府 縣

本年五月第五十八號達議院規則小目、別冊ノ通被定候條、此旨相達候事。

明治七年九月九日

太政大臣 三 條 實 美

議院規則小目

凡例第二段

幹事長議長トナル云々

幹事長議長トナル時ハ、其權限議長ニ同シ。議長退テ議列ニ就クノ間ハ、其權限議員ニ異ナルヲナシ。

撰任小會議云々

委員小會議ヲ開ク時ハ、別ニ一席ヲ設ク可シ。

議院規則中

第二則

幹事ハ、議員ノ組分ニ從テ、組毎ニ一人ヲ配ス。垂問ノ條件及建議ノ旨趣ヲ審ニシ、特ニ議員ノ質問ニ應ヘ、其他組中一切ノ事ヲ擔當經理シ、各組ヲメ、一和協同セシムルヲ以テ要トス。

第三則中

書記官

書記官ハ議員論議ヲ陳述スルニ際シ、側ヨリ之ヲ筆記スヘシ。若シ議員中、其文案ヲ齎ス者アル時ハ、議了ノ後、之ヲ乞テ校正スルモ可ナリ。

第九則

議事ノ始終ハ、號鍾ヲ以テスヘシ。

第十一則中

第一次會議案云々

議員ニ分附スルノ議案并問題等ハ、印書局ニ附シテ、刷印セシムヘシ。

第十二則中

各議員其所見ヲ書シ、衆中ニ於テ讀上ケ、或ハ之ヲ演述シ云々

議員其答議ノ書取ヲ爲サス、唯口頭演述ノミヲ爲スモ可ナリ。

第十四則中

所見ノ文案ヲ作り、之ヲ議長ニ出ス云々

議長ニ出スハ期日ヲ撰ハス、稿成ルニ從ヒ、邦書ヲ以テ幹事ニ出スヘシ。幹事之ヲ集メテ議長ニ出ス、議長之ヲ檢シテ委員ヲ命シ、其同論多キモノヲ撰集シテ、議案トナシ、小會議ヲ經テ後、第二次會ノ期ヲ報知スヘシ。

第十五則中

衆議ニ附シ云々

議員一事ヲ建議セント欲スル時ハ、其前少クモ五日ニ於テ、先ツ其立論ノ大旨ヲ衆中ニ揚言シ、爾後何日方ニ此議ヲ發論センヲ演へ、即日其議案ヲ幹事ニ出スヘシ。幹事之ヲ刷印セシメ、各議員ニ分賦ス。期日ニ至リテ、議長議事席ニ於テ、其建議ノ旨趣協議ニ附スヘキヤ否ヲ議員ニ問フ、議員之ヲ議スヘシトスルモノ半ニ過ルトキハ、則チ一定ノ規則ニ從ヒ、之ヲ議スヘシ。若シ其論議ノ旨趣、緩急時勢ニ適セサル歟、又ハ數日延期スヘシトスル者、全員ノ半ニ過ル時ハ之ニ從ヒ、其日ノ會議ニハ附セサルナリ。

第二十一則中

議長ノ面前ニ於テスヘシ云々

甲議員乙議員ニ向ヒ、質問セントセハ、議長ニ向テ演述スヘシ。乙亦之ニ答ルモ、議長ニ向テ發言スヘシ。

但シ其地位ニ停立シテ辯論スヘシ。

第二十二則中

議員議事ノ規則ヲ犯シ、議長之ヲ警ムルモ、敢テ從ハサル時ハ、警視ニ命シテ、之ヲ處置セシムルヲアルヘシ。

議院規則終

資料 8

元老院職制章程

元老院職制

議長一員 特選ヲ以テ之ニ任ス、議場ニ臨ミ議事ヲ整頓シ本院ノ章程ヲ遵守シ并ニ條例規則ヲ執行シ判任以下ノ進退ヲ管ス

副議長一員 特選ヲ以テ之ニ任ス、議長缺員又ハ事故アリテ缺席スルトキハ其事務ヲ代理ス

幹事二員 議員中ヨリ特選ヲ以テ之ニ任ス院中ノ庶務會計等ヲ幹理ス

議官 本院ノ章程ニ從ヒ諸議案ヲ議スルヲ掌ル 以上勅任官

(以下奏任官判任官の條省略)

元老院章程

- 第一條 元老院ハ議法官ニシテ凡ソ新法制定舊法改正ヲ議定スル所ナリ
- 第二條 議官ハ特選ヲ以テ任ス
- 第三條 議官ニ勅任セラル、者ハ第一華族第二勅奏官ニ昇リシ者第三國ニ功勞アリシ者第四政治法律ノ學識ヲ有スル者トス
- 第四條 議案ハ勅命ヲ以テ内閣ヨリ交附ス
- 第五條 議案本院ノ議定ニ係ル者ト檢視ヲ經ル者トノ類別アリ而シテ其別ハ内閣ニ於テ之ヲ定ム
- 第六條 急施ヲ要スルノ事件元老院ノ檢視ヲ經ルニ暇アラサル者ハ内閣ヨリ便宜布告シテ後ニ檢視ニ付スルコトヲ得
- 第七條 元老院ハ新法ヲ制定シ若シクハ舊法ヲ廢止改正スヘキノ意見書ヲ上奏スルコトヲ得其批可スル者ハ内閣ニ於テ案ヲ成スノ後再ヒ本院ニ下シテ議定若クハ檢視セシム
- 第八條 參議省使長官及法制官ハ其主任ノ事案ニ就キ内閣ノ委員トシテ元老院ニ至リ議案ノ理趣ヲ辨明ス
- 第九條 大臣參議省使長官ハ元老院ニ出頭シ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ決議ノ員數ニ入ラス
- 第十條 元老院ハ大臣參議省使長官ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得
- 第十一條 元老院ハ立法ニ關スル建白書ヲ受ク
- 第十二條 元老院ノ開閉ハ詔命ヲ以テス

資料 9

國憲第三次草案

國 憲

第一篇

第一章 皇 帝

- 第一條 萬世一系ノ皇統ハ日本國ニ君臨ス
- 第二條 皇帝ハ神聖ニシテ犯ス可ラス縱ヒ何事ヲ爲スモ其責ニ任セス
- 第三條 皇帝ハ行政ノ權ヲ統フ
- 第四條 皇帝ハ百官ヲ置キ其黜陟ヲ主ル
- 第五條 皇帝ハ兩院議スル所ノ法按ヲ斷シ而シテ之ヲ國內ニ布ク
- 第六條 皇帝ハ陸海軍ヲ管シ便宜ニ從テ之ヲ派遣ス其武官ノ黜陟退老ノ如キハ法律中掲クル所ノ常規ニ遵ヒ而シテ皇帝其奏ヲ可ス
- 第七條 皇帝ハ外國ト宣戰講和及ヒ通商ノ約ヲ立ツ約内ノ事國帑ヲ費用シ國疆ヲ變易スルカ如キハ兩院之ヲ認ルヲ待テ方ニ効アリトス
- 第八條 皇帝ハ赦典ヲ行ヒ以テ人ノ罪ヲ減免ス
- 第九條 皇帝ハ貨幣ヲ造ルノ權アリ
- 第十條 皇帝ハ兩院ノ議員ヲ召集シ其會期ヲ延シ又其解散ヲ命ス
- 第十一條 皇帝ハ人ニ貴號及勳章ヲ授ク

第二章 帝位繼承

- 第一條 今上皇帝ノ子孫ヲ帝位繼承ノ正統トス

第二条 帝位ヲ繼承スル者ハ嫡長ヲ以テ正トス如シ太子在ラサルトキハ太子男統ノ裔嗣ク太子男統ノ裔在ラサルトキハ太子ノ弟若クハ其男統ノ裔嗣ク嫡出男統ノ裔渾テ在ラサルトキハ庶出ノ子及其男統ノ裔親疎ノ序ニ由リ入テ嗣ク

第三条 上ノ定ムル所ニ依リ而シテ猶未タ帝位ヲ繼承スル者ヲ得サルトキハ皇族親疎ノ序ニ由リ入テ大位ヲ嗣ク若シ止ムコトヲ得サルトキハ女統入テ嗣クコトヲ得

第四条 皇帝即位ノ禮ヲ行フトキハ兩院ノ議員ヲ召集シ國憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

第三章 皇帝未成年及攝政

第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス

第二条 皇帝未タ成年ニ届ラサルトキハ皇族中皇帝ト最モ親シク且滿二十歳以上ノ者政ヲ攝ス

第三条 皇帝未タ成年ニ届ラス而シテ男統ノ皇族滿二十歳以上ノ者在ラサルトキハ皇太后政ヲ攝ス

第四条 成年ノ皇帝若シ政ヲ親ラスル能ハサルノ状アルトキハ亦攝政ヲ置ク此時太子滿十八歳以上ナルトキハ太子政ヲ攝ス

第五条 攝政在職ノ初兩院ノ議員ヲ召集シ忠ヲ皇帝ニ竭シ且國憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

第四章 帝室經費

第一条 皇帝及皇族歳入ノ額ハ法律ノ定ムル所トス

第二条 皇居及離宮新築重修ノ費ハ國庫ヨリ支給ス其費額ノ如キハ法律ノ定ムル所トス

第三条 皇后寡居シ若クハ太子滿十八歳ナルトキハ別ニ歳入ノ額ヲ定ム太子妃ヲ納ル、トキハ其額ヲ増ス此等ノ費額亦法律ノ定ムル所トス

第二篇 帝國

第一条 帝國ノ土地疆域内ニ在ル者ヲ日本國トス

第二条 帝國府縣郡區町村ノ疆界ヲ變易スルハ法律ノ定ムル所トス

第三篇 國民及其權利義務

第一条 日本國民ハ皆其權利ヲ享ク其何ヲ以テ之ヲ有テ何ヲ以テ之ヲ失フカ如キハ皆法律ノ定ムル所トス

第二条 國民ハ法律内ニ在テ均平ナル者トス

第三条 内外國民ノ身體財産ハ齊シク保護ヲ受ク但外國人ノ爲ニ特例ヲ設ケタル者ハ此限ニ在ラス

第四条 國民ハ皆文武ノ官職ニ任スルコトヲ得

第五条 國民ハ租税ヲ納ムルノ義務ヲ負フ

第六条 國民ハ兵役ニ應スルノ義務ヲ負フ

第七条 國民自由ノ權ハ犯ス可ラス法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ拘引拿捕若クハ囚禁等ノ事ヲ行フコトヲ得ス

第八条 國民遷居ノ自由ハ法律ニ由ルニ非レハ限制スルコトヲ得ス

第九条 國民ノ住居ハ犯ス可ラス法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ人家ニ入り搜索スルコトヲ得ス

第十条 國民ノ財産ハ犯ス可ラス法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ其所有ヲ奪フコトヲ得ス

第十一条 書信ノ秘密ハ犯ス可ラス法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ之ヲ勾收スルコトヲ得ス

第十二条 國民ハ言語文字及印板ニ由リ以テ其意思論說ヲ世ニ公ニスルコトヲ得但法律ニ依遵セサルコトヲ得ス

第十三条 國民ハ各其宗教ヲ崇信スルコトヲ得其政事風俗ニ害アル者ハ均ク禁スル所トス

第十四条 國民ハ集會團結ノ權アリ但其制限ハ法律ノ定ムル所トス

第十五条 國民ハ各自上言スルコトヲ得如シ二人以上々言スル時ハ須ク各其名ヲ署スヘシ但官准ノ會社其會社ノ事ヲ上言スルハ二人以上仍ホ一人ノ名ヲ用ユルコトヲ得

第十六条 國民ハ皇帝ノ批准ヲ得ルニ非レハ外國ノ貴號勳章及養老金ヲ受クルコトヲ得ス

第十七条 内亂外患ノ時ニ方リ國安ヲ保ツカ爲メ帝國ノ全部或ハ幾部ニ於テ暫ク國憲中ノ諸款ヲ停ムルコトヲ得

第四篇

第一章 立法權

第一条 皇帝元老院及代議士院合同シテ立法ノ權ヲ行フ

第二条 皇帝ハ法按ヲ兩院ニ下附ス兩院モ亦意見書ヲ上奏スルコトヲ得而シテ其批准ヲ得ル者ヲ法按トス

第三条 各法按ハ兩院協同ノ後皇帝ノ批准ヲ得ルニ非レハ法律ト爲スコトヲ得ス

第四条 法律中ノ疑義ヲ釋シテ全國ノ定例ト爲ス者ハ仍ホ立法權内ノ事トス

第二章 元老院及其權利

第一条 元老院議官ハ皇帝之ヲ左ニ記スル所ノ人ヨリ選ム

- 一 皇族
- 一 華族
- 一 嘗テ勅任官ノ位置ニ在ル者
- 一 功勞アル者
- 一 學識アル者

第二条 皇子ハ滿十八歳ニテ元老院議官ト爲ルノ權ヲ有シ議官ノ上席ニ坐ス滿二十歳ニテ始テ公議ニ參ス

第三条 元老院議長及副議長ハ皇帝之ヲ議官中ヨリ選フ

第四条 元老院ハ立法ノ事ヲ掌ルノ外上言書ノ立法ノ事ニ係ル者ヲ受ク

第五条 議官ハ犯罪ノ故及其情願ニ由ルニ非レハ之ヲ免スルコトヲ得ス

第三章 代議士院及其權利

第一条 代議士ハ法律ノ定ムル所ノ選舉規程ニ由テ之ヲ選フ

第二条 代議士ハ任期ヲ四年トシ每二年ニ其全數ノ半ヲ改選ス

第三条 代議士院會期ノ間議長副議長各三人ヲ公選シ其氏名表ヲ奏進シ而シテ皇帝之ヲ選フ

第四条 代議士ハ法律ニ定ムル所ノ費額ヲ受ク

第四章 兩院通則

第一条 兩院ハ過半數ノ會員アルニ非レハ何事ヲモ議スルコトヲ得ス

第二条 兩院ノ會議ハ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第三条 法按ハ必ス三回ノ會議ヲ經

第四条 兩院ノ會議ハ公行ノ者トス但議長若クハ議員五人以上公行スルコトヲ欲セス而シテ過半數之ヲ可トスルトキハ公行ヲ停ムルコトヲ得

- 第五條 議員ハ在場發言ノ故ヲ以テ審糾ヲ受ルコトヲ得ス但各院ノ規則ニ遵フ
- 第六條 兩院會期ノ間議員現行犯アルニ非レハ之ヲ拘引拿捕スルコトヲ得ス
- 第七條 何人モ兩院ノ議員ニ兼任スルコトヲ得ス
- 第八條 兩院ハ大臣參議諸省卿及長官ノ臨場ヲ求ムルコトヲ得而シテ大臣參議諸省卿及長官ハ常ニ兩院ニ至リ其意見ヲ述ルコトヲ得但其決議ノ數ニ在ラス
- 第九條 兩院ハ大臣參議諸省卿及長官ノ罪職務ニ係ル者ヲ劾スルコトヲ得
- 第十條 兩院俱ニ開カサルノ時ニ方リ一院法按ヲ議定スルトキハ他ノ一院ノ開クル日ヲ待テ之ヲ報告ス
- 第十一條 法按已ニ一院ノ議定ヲ經ルトキハ之ヲ他院ニ送ル他院若シ之ヲ變更スルトキハ又之ヲ前ニ議定スル所ノ院ニ返ス前ニ議定スル所ノ院又之ヲ變更スルトキハ又之ヲ他院ニ送ル兩院竟ニ協同セサルトキハ各院同數ノ委員ヲ出シーノ報告書ヲ作り各院之ニ據リ自ラ其可否ヲ決ス

第五篇 行政權

- 第一條 皇帝ハ諸省ヲ置キ大臣參議諸省卿及長官ヲ命シ又之ヲ免ス
- 第二條 大臣參議諸省卿及長官ハ各其職務ノ責ニ任ス法律及皇帝ノ命令ハ責任アル者ヲシテ之ニ副署セシム
- 第三條 大臣參議諸省卿及長官ハ國憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

第六篇 司法權

- 第一條 司法權ハ各裁判所ニ由テ之ヲ行フ各裁判所ハ只法律ニ遵フ他ノ命ヲ受ケス
- 第二條 裁判所ノ設置及權利ハ法律ノ定ムル所トス法律ニ掲クル所ノ常規ニ由ルニ非レハ特ニ裁判所ヲ設クルコトヲ得ス
- 第三條 陸海軍裁判所ハ別ニ法律ヲ用ユ
- 第四條 國中ニ大審院一所ヲ置ク
- 第五條 大審院ノ職務ハ法律ニ掲クル所ヲ除クノ外兩院劾スル所ノ大臣參議諸省卿及長官ノ罪職務ニ係ル者ヲ裁判ス
- 第六條 判事ハ犯罪ノ故及其情願ニ由ルニ非レハ之ヲ免スルコトヲ得ス
- 第七條 裁判所ノ裁判ハ民事刑事ヲ分タス公行トス但事ノ國安及風儀ニ係ル者ハ公行ヲ停ムルコトヲ得

- 第八條 裁判ハ必ス理由ヲ付ス

第七篇 府縣會及區町村會

- 第一條 每府縣ニ府縣會ヲ置キ每區町村ニ區町村會ヲ置ク其選舉規程ハ法律ノ定ムル所トス
- 第二條 府縣會及區町村會ノ權利義務ハ亦法律ノ定ムル所トス

第八篇 國費

- 第一條 政府ハ毎年次年ノ國費計表及國費ヲ支ユ可キ意見書ヲ兩院ニ送り又租稅徵収及費用ノ報告書ヲ送り以テ其檢査及承認ヲ得但此事ハ先ツ代議士院ノ議決ヲ經
- 第二條 租稅ハ法律ノ許ス所ノ者ニ非レハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス
- 第三條 事ノ租稅ニ係ルハ漫ニ特准ヲ與フルコトヲ得ス
- 第四條 國債ハ法律ノ許ス所ニ非レハ之ヲ募ルコトヲ得ス政府ヨリ債主ニ對スルノ義務ハ犯ス可ラス

第五條 貨幣ノ斤量品性價值及紙幣發行ノ額ハ法律之ヲ定ム

第九篇 國憲修正

第一條 若シ國憲中修正ヲ要スル者アリテ果シテ已ムコトヲ得サルヲ見ルトキハ立法權之ヲ宣告ス

第二條 國憲ノ修正ヲ議スルハ兩院ノ議員三分二以上相會スルニ非レハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而シテ其事ヲ可トスル者三分二以上ニ上ラサレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

附 錄

第一條 國憲施行ノ日若シ法律ノ之ト抵觸スル者アルトキハ之ヲ廢ス

第二條 國憲施行ノ日ヨリ文武百官ハ忠ヲ皇帝ニ竭シ且國憲ヲ遵守スルコトヲ誓フ

資料 10

大綱領

憲法起草可被仰出候ニ付先ツ大綱領數件聖斷被爲在其他ノ條目ハ此主旨ニ據り起草可致旨御沙汰被爲在可然ト存候事

一 大綱領

- 一 欽定憲法之體裁可被用事
- 一 帝位繼承法ハ祖宗以來ノ遺範アリ別ニ皇室ノ憲則ニ載セラレ帝國ノ憲法ニ記載ハ要セサル事
- 一 天皇ハ陸海軍ヲ統率スルノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ宣戰講和及外國締約ノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ貨幣ヲ鑄造スルノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ大臣以下文武重臣任免ノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ位階勳章及貴號等授與ノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ恩赦ノ權ヲ有スル事
- 一 天皇ハ議院開閉及解散ノ權ヲ有スル事
- 一 大臣ハ天皇ニ對シ重キ責任アル事
- 一 法律命令ニ大臣署名ノ事
- 一 立法ノ權ヲ分ツ爲ニ元老院民撰院ヲ設クル事
- 一 元老院ハ特撰議員ト華土族中ノ公撰議員トヲ以テ組織スル事
- 一 民撰議院ノ議員撰擧法ハ財産ノ制限ヲ用ウル事
- 一 歲計ノ豫算政府ト協同ヲ得サルトキハ總テ前年度ノ豫算ニ依リ施行スル事
- 一 臣民一般ノ權利及義務ヲ定ムル事
- 一 議院ノ權限ニ關スル事
- 一 裁判所ノ權限ニ關スル事

資料 11

勅 諭

朕祖宗二千五百有餘年ノ鴻緒ヲ嗣キ中古紐ヲ解クノ乾綱ヲ振張シ大政ノ統一ヲ總攬シ又夙ニ立憲ノ政體ヲ建テ後世子孫繼クヘキノ業ヲ爲サンコトヲ期ス嚮ニ明治八年ニ元老院ヲ設ケ十一年ニ府

縣會ヲ開カシム此レ皆漸次基ヲ創メ序ニ循テ歩ヲ進ムルノ道ニ由ルニ非サルハ莫シ爾有衆亦朕カ心ヲ諒トセン

顧ミルニ立國ノ體國各宜キヲ殊ニス非常ノ事業實ニ輕舉ニ便ナラス我祖我宗照臨シテ上ニ在リ遺烈ヲ掲ケ洪摸ヲ弘メ古今變通シ斷シテ之ヲ行フ責朕カ躬ニ在リ將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントス今在廷臣僚ニ命シ假スニ時日ヲ以テシ經畫ノ責ニ當ラシム其組織權限ニ至テハ朕親ラ衷ヲ裁シ時ニ及テ公布スル所アラントス

朕惟フニ人心進ムニ偏シテ時會速ナルヲ競フ浮言相動カシ竟ニ大計ヲ遺ル是レ宜シク今ニ及テ謨訓ヲ明徴シ以テ朝野臣民ニ公示スヘシ若シ仍ホ故サラニ躁急ヲ爭ヒ事變ヲ煽シ國安ヲ害スル者アラハ處スルニ國典ヲ以テスヘシ特ニ茲ニ言明シ爾有衆ニ諭ス

資料 12

廿三年國會開設ニ付緊要問題

第一 國會開設ニ付日本憲法所謂コンステチューショナルモノヲ確定スヘキヤ 又ハ姑ク國會關係ニ要用ナル法律ノミヲ制定シ年ヲ逐ヒ漸次他ノ憲法ニ及ホスヘキヤ

第二 國會ハ元老院民撰院ノ二局ヲ以テ組織スヘキヤ 兩院開閉同時ヲ要スルヤ 又各院時ヲ異ニスルモ妨ナキヤ

第三 元老院ハ勅選議官ヲ以テ組織スヘキヤ 議官ノ員數ハ何名ヲ以テ制限スヘキヤ 議官ノ俸給ハ如何

第四 民選議員ノ資格ハ如何 同上選舉權ノ資格ハ如何 同上員數ハ如何 議員ノ旅費日當ヲ給スヘキヤ 任期ハ如何

第五 國會ヲ開クハ何月ヲ以テ適當トスルヤ 期限ノ長短如何

第六 凡ソ法律規則ノ新設廢棄改正ハ悉ク國會ノ兩院ノ議定ヲ經サレハ施行スヘカラストスルヤ 兩院ノ議定同一ナラス相矛盾スルトキハ如何處分スヘキヤ 政府ヨリ下付スル處ノ議案ヲ否決シ又ハ修正ヲ加ヘテ政府ノ意見ニ合セサルトキハ如何處分スヘキヤ 國會閉會ノ時法律規則ノ新設廢棄改正等ヲ要用トスルトキハ如何處分スベキヤ

第七 各官省ノ定額豫算ヲ毎年國會ニ出スヘキハ勿論ナレ共國會ニ之ヲ取捨増減スルノ權ヲ與フルヤ否

第八 各官省ノ定額豫算ヲ取捨増減スルノ權ヲ與ヘサルモ新ニ租稅ヲ起シ又ハ旧稅ヲ増減スル等ノ事ハ必ス議定セシメサルヘカラス 右ノ責ニ任スヘキモノアリトモ果シテ如何ノ處分ヲ爲スヘキヤ

第九 毎年前年度會計ノ決算報告ヲ爲スニ際シ決算報告ニ失誤又ハ違法等アリテ兩院ヨリ之ヲ非難スルトキハ誰レカ其責ニ任スヘキヤ 右ノ責ニ任スヘキモノアリトモ果シテ如何ノ處分ヲ爲スヘキヤ

第十 行政司法ノ事件ニ付失誤又ハ違法ノモノアルトキハ國會ニ於テ之ヲ糾彈スルノ權ヲ與フヘキヤ

第十一 行政官ヲ糾彈スルノ權ヲ與ヘサルモ其失誤又ハ違法ヲ指摘シテ之ヲ論難スルトキハ當局者ハ之ヲ辨解スルノ責ニ任セサルヘカラサルモノトスルヤ 果シテ辨解スルノ責アリトスルトキハ若シ當局者之ヲ辨解シ能ハサルトキ又ハ辨解スルモ國會ヲ満足セシムルコト能ハサルトキハ如何處分シテ可ナルヤ

第十二 國會議員ニハ議案提出ノ權ヲ與フヘキヤ 或ハ國會ハ唯意見書ヲ捧呈スルノミニシテ議案ハ必ス內閣ヨリ下付スヘキモノトスルヤ

資料 13

國會規則

第一章 總 則

第一節 權 能

第一條 國會ハ元老院民撰院ノ兩局ヲ以テ組成ス

元老院ヲ上院ト稱シ民撰院ヲ下院ト稱ス

第二條 凡ソ直接ニ人民ノ身体財産ニ干涉スル法律規則ノ新設、廢棄、改正及ヒ國債ヲ募集シ在來セル國債ノ方法ヲ變更シ紙幣ヲ發行スル等ノ法案ハ必ス先ツ國會ノ議定ヲ經上裁ヲ得テ式ニ依リ布告シ始テ其效力アルモノトス

第三條 凡ソ國會ノ議スヘキ議案ハ內閣ノ議ニ依リ參事院之ヲ起草審査シ御批准ヲ得テ之ヲ國會ニ下付スルモノトス

第四條 凡ソ議案ヲ內閣ヨリ初テ下付スルニハ兩院ノ中何レノ院ニ下付スルモ內閣ノ便宜ニ依ル但シ租稅ニ關スル議案ハ先ツ下院ニ下付スルモノトス

第五條 凡ソ國會ニ於テ議定シタル議案トイヘトモ內閣ニ於テ實施スヘカラスト認ムルトキハ之ヲ廢案ト為シ又ハ更ニ意見ヲ附シテ再議セシムルコトヲ得再議ノ議定仍ホ內閣ノ意見ニ和合セサルトキハ之ヲ廢案ト爲スコトヲ得但シ本年ノ會議ニハ再ヒ同事件ノ議案ヲ發スルヲ得ス

第六條 凡ソ一議案兩院ノ議定ヲ異ニシ到底協議調和セサルトキハ兩院各自ニ其議定書ヲ捧呈ス此場合ニ於テ之ヲ廢棄スルカ又ハ更ニ內閣ノ意見ヲ附シ再議ニ付スルカ又ハ一院ノ議定ヲ採用シ他院ノ議定ヲ廢棄スルカハ都テ上裁ニ依ル但シ次ノ條ニ掲載スルモノハ此例ニアラス

第七條 國會規則會計規則ノ増減變更及ヒ國債紙幣ノ發行租稅ノ増減新設等ニ關スル法案ハ必ス兩院ノ協同ヲ得ルニアラサレハ之ヲ施行スルヲ得ス

第八條 上下兩院トモ各々其議定ヲ以テ意見ヲ供ヘ 天皇陛下ヘ建言スルコトヲ得但シ內閣下付ノ議案ヲ議定セサル間ハ他事ヲ議スルヲ得ス

第九條 國會ニ於テ議定スヘキ議案ヲ定期内ニ議定セサルトキハ直ニ上裁ヲ經テ其原案ヲ執行スルコトヲ得

第十條 國會ニ於テ議定スヘキ法律規則トイヘトモ國會閉會中ニ遭遇シ臨時急施ヲ要スルト認ムルモノハ直ニ上裁ヲ經テ施行スルコトヲ得但シ第七條ニ掲載スル諸法案ハ此例ニアラス

第十一條 前二條ノ法律ハ翌年ノ通常會ニ其議案ヲ下付シ議定セシムルモノトス但シ國會ニ於テ原案ヲ修正スルモ式ニ依リ法律ト成ルマテハ仍ホ原案法律ノ效力ヲ有スルモノトス

第十二條 國會各院ニ於テ行政司法ノ事務ニ付失誤又ハ違法ノ事アリトシテ之ヲ尋問スルモノアルトキハ主務長官ハ之ヲ辨解スルノ責ニ任ス

第十三條 國會各院ノ名ヲ以テ人民ニ廣告シ又ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ス

第二節 豫算決算

第十四條 政府ハ毎年通常國會ニ於テ前年度ノ出納決算ノ報告ヲ為シ翌年度ノ出納豫算ヲ檢視ニ付ス

第十五條 出納決算ノ報告其豫算ノ額ニ増減スルトキ并ニ翌年度豫算額前年豫算額ニ増減アルトキハ主務長官之ヲ辨解スルノ責ニ任スルモノトス

第十六條 會計出納ノ當否ヲ審査スル爲メ國會兩院ヨリ各々十名ノ議員ヲ撰舉セシメ會計検査委員ト爲ス會計検査規則ハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第三節 開 閉

第十七條 國會ハ毎年一度 月之ヲ開ク之ヲ通常會ト云通常會ハ九十日以内トス通常會ノ外臨時會議ヲ要スルコトアルトキハ臨時會ヲ開クコトヲ得臨時會ハ三十日ヲ過クルヲ得ス

第十八條 國會ヲ招集スルニハ少クトモ三十日前月日ヲ定メ之ヲ布告ス

第十九條 國會ノ開閉ハ都テ上諭ニ依ル

第二十條 會議ノ論說國ノ治安ヲ^マ防^マ害シ又ハ法律規則ヲ犯スコトアリト認ムルトキハ太政大臣之ヲ中止シ

上裁ヲ經テ之ヲ解散スルコトヲ得

第二章 元老院 又上院ト稱ス

第一節 組 織

第二十一條 元老院ハ勅任ノ議官百名ヲ以テ組成ス但シ皇族ハ員外トス

第二十二條 元老議官ハ左ノ各項ノ一以上ニ適スルモノヨリ特選勅任ス

一、皇族 滿十八年以上

二、華族 滿二十五年以上

三、文武勅任官 在職非職ヲ問ハス若クハ曾テ勅任官以上ニ登リシモノ

四、下院ノ議長ヲ六ヶ年以上勤續セシモノ

五、下院ノ議員十二年以上勤續セシモノ

第二十三條 元老議官ハ左ノ理由ノ一以上アルニアラサレハ終身罷免スルヲ得ス

一、重禁錮以上ノ刑ヲ受ケタルモノ

二、身代限ノ處分ヲ受ケタルモノ

三、廢疾終身不治ノ症アルモノ

四、自己ノ情請

第二十四條 元老議官ハ自己ノ情請ニアラサレハ他官ニ轉任スルヲ得ス

第二十五條 元老議官ハ國會議員トシテ立法官タルノ外臨時上諭ニ依リ國事ノ諮詢アルトキハ特ニ會議ヲ開キ其意見ヲ上奏スヘシ

第二十六條 元老議官ハ行政、司法、外交、軍政等凡ソ國家ノ大事ト思考スルモノアルトキハ各自ニ謁見ヲ乞ヒ意見ヲ上奏スルコトヲ得

第二十七條 元老院ハ法律官ヲ喚ヒ法律ノ疑問ヲ説明セシムルコトヲ得

第二十八條 元老議官ハ就任ノ前

天皇陛下ノ御前ニ於テ大臣宮内卿列席ノ上定式ノ宣誓ヲ爲スヘシ

第二十九條 元老議官ハ重輕罪現行犯ニアラサレハ之レヲ逮捕スルコトヲ得ス其非現行犯ニ係ル
刑事被告事件ニ付糾問ヲ要スルコトアルトキハ豫メ掛判事ヨリ理由ヲ具シ元老院議長ヘ宛本
人出庭ノ許可ヲ乞フヘシ

第二節 役員選任并ニ俸給日當

第三十條 議長副議長各々一員ハ議官中ヨリ之ヲ特撰勅任ス

第三十一條 書記官六人ハ議長ノ上奏ニ依リ太政官ニ於テ之ヲ任ス

第三十二條 元老院議長ハ年俸六千圓副議長ハ四千八百圓書記官ハ三千圓以下千貳百圓以上ヲ給
ス

第三十三條 國會開期制限中及臨時上諭ニ依リ特ニ開會スルトキ其現開會中ハ議官ニ限り日當三
圓ヲ給ス欠席ノ日ハ之ヲ給セス

第三章 民選院 又ハ下院ト稱ス

第一節 組 織

第三十四條 民選議員ハ各府縣ニ二人ヲ選フ郡區兩部會ニ分ツ所ノ府縣ニ在テハ每部ニ各々二人
ヲ選フ其人口二十萬ニ滿サル區部ニ在テハ一人ヲ選フ

第三十五條 民選議員ト爲ルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ具備スルモノトス

- 一、日本國內ニ生レタル日本臣民ノ男子ニシテ年三十才以上ノモノ
- 二、本府縣内ニ於テ直税二十圓以上三ヶ年間断ナク納メ來リ猶現ニ繼續シテ納ムルモノ
- 三、日本國內ニ三ヶ年以上間断ナク住居シ猶繼續シテ住居スルモノ

第三十六條 第三十五條ノ資格ヲ具備スルモノトイヘトモ左ノ各款ノ一ニ觸ルハモノハ議員タル
ヲ得ス

- 第一款 瘋癲白痴者
- 第二款 重禁錮以上ノ刑ヲ受ケ未タ五年ヲ経サルモノ
- 第三款 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘサルモノ
- 第四款 重罪ノ刑ニ處セラレタルモノ
- 第五款 軍人軍屬

第三十七條 民選議員ヲ選舉スルヲ得ヘキモノハ左ノ資格ヲ具備スルモノトス

- 一、日本國內ニ生レタル日本臣民ノ男子ニシテ年齢二十才以上ノモノ
- 二、本府縣内ニ於テ直税十圓以上二ヶ年間断ナク納メ來リ猶現ニ繼續シテ納ムルモノ
- 三、日本國內ニ三ヶ年以上間断ナク住居シ猶繼續シテ住居スルモノ

第三十八條 第三十七條ノ資格ヲ具備スルモノトイヘトモ第三十六條ノ各款ノ一ニ觸ルハ者ハ選
舉人タルコトヲ得ス

第三十九條 凡ソ官吏ハ其所属長官ノ許可ヲ得ルニアラサレハ民選議員ト爲ルヲ得ス

第四十條 民選議員ノ任期ハ六ヶ年トス任滿ツレハ自然ニ解散ス但シ滿期ノ際開會中ニ遭遇スル
トキハ其閉會ノ時ニ至リ解散ス

第四十一條 未タ滿期ニ至ラストイヘトモ

上諭ニ依リ之ヲ解散スルコトヲ得

第四十二條 民撰議員ヲ解散シタルトキハ六ヶ月以内ニ再撰ノ布告ヲ爲ス

第四十三條 民撰議員ハ就任ノ前元老院議長議官ノ前ニ於テ定式ノ宣誓ヲ爲スヘシ

第四十四條 民撰議員ハ國會開會中并ニ其前後七日間ハ重輕罪ノ現行犯ニアラサレハ之ヲ逮捕スルコトヲ得ス其非現行犯ニ係ル刑事被告事件ニ付糾問ヲ要スルコトアルトキハ豫メ掛リ判事ヨリ理由ヲ具シ民選院議長ニ宛本人出庭ノ許可ヲ乞フヘシ

第二節 議員選舉

第四十五條 民選議員ヲ選舉スルニハ各郡區ニ代撰人五人以下ヲ撰ハシメ代選人集會シテ更ニ民選議員ヲ選舉ス

第四十六條 新タニ全議員ヲ選舉セントスルトキハ太政官ヨリ少クトモ六十日前某月日迄ニ民選議員ヲ選舉スヘキ旨ヲ布告ス其補欠員ヲ選舉セントスルトキハ三十日前ニ布告ス

第四十七條 府縣長官ハ布告ニ原キ少クトモ二十日前某月日迄ニ代撰人ヲ選ミ某月日迄ニ代選人廳下ニ參集スヘキ旨ヲ布達ス其補欠員選舉ノトキハ少クトモ十日前月日ヲ定メ代選人ヲ召集ス

第四十八條 代選人ヲ選フノ法ハ府縣會議員撰擧法ニ準シ本郡区内ニ民選議員ノ撰擧權アルモノ互ニ投票撰擧ス

第四十九條 代選人ノ任期ハ民選議員ノ任期ニ同シ

第五十條 代選人ノ旅費日當ハ本府縣會議員ニ準シ地方税ヨリ之ヲ給ス

第五十一條 民選議員ノ撰擧ハ無名投票ヲ以テシ代撰人全員ノ過半数ヲ得サレハ當撰者ト爲ルヲ得ス故ニ最初ニ全員ノ過半数ヲ得ルモノナキトキハ再ヒ投票ヲ爲シ猶過半数ヲ得サルトキハ最多數者二名ヲ拔萃シ若シ最多數者ニ同數者三名以上アルトキハ其同數者ヲ悉ク拔萃シ此多數者ノミニ向ヒ更ニ投票サシメ比較多數ヲ以テ當撰者ト定ム其同數ナルモノハ年長ヲ取り同年ナルモノハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 代撰人三分ノ二以上參會セサレハ撰擧會ヲ開クヲ得ス但シ欠席者ハ他ノ代撰人ニ托シテ投票スルモ妨ケナシ

第五十三條 府縣長官ハ撰擧會ニ臨ミ當撰人ノ資格當否ヲ查定シ本人ニハ當撰證狀ヲ付與シ一面ハ其姓名資格ヲ太政官ニ具申ス府縣會議員中ヨリ兼テ公撰ヲ以テ四人以下ノ補助員ヲ定メ選舉會ニ臨ミ長官ヲ助ケ當選人ノ當否ヲ調査ス

第五十四條 民撰議員中其資格ヲ失スルモノアルカ又ハ他ノ事故ニ依リ欠員アルトキハ更ニ補助員ヲ撰擧ス

第五十五條 代選人中民撰議員ニ當選スルモノアルカ又ハ選舉人ノ資格ヲ失スルモノアルカ若クハ他ノ事故ニ依リ欠員アルトキハ更ニ補欠員ヲ選舉ス

第三節 役員撰擧并俸給日當旅費

第五十六條 民選院ニハ議長一人副議長一人書記官六人ヲ置ク

第五十七條 民選院議長副議長ハ議員中ヨリ先ツ五人ヲ選舉セシメ其中ヨリ勅選シテ之ヲ定ム

第五十八條 民選院書記官ハ太政官ニ於テ之ヲ任ス

第五十九條 民撰議員ハ手當トシテ東京滞在中一日金三圓ヲ給シ遠地ノ者ハ奏任官ニ準シ旅費ヲ給ス但シ欠席ノ日ハ日當ヲ給セス

第六十條 民撰院議長ハ年俸三千圓副議長ハ二千四百圓書記官ハ三千圓以下千二百圓以上ヲ給ス俸給ヲ受クルモノハ旅費日當ヲ給セス

第六十一條 滞在日當ハ開閉前後各々三日分ヲ給ス其餘自己ノ都合ヲ以テ滞在スルモ之ヲ給セス

第四節 選挙調査員

第六十二條 毎年開會ノ初メニ於テ民撰院各部ヨリ一名ツヽヲ選任シ選舉調査委員ト爲シ議員選舉ノ故障當否ヲ調査ス

第六十三條 選舉調査委員中ニ於テ委員長一名書記一名ヲ撰任シ委員中ノ事務ヲ管理ス

第六十四條 民選議員選舉ニ付故障アリテ其權利ヲ争ハント欲スルモノハ故障ノ理由ヲ具シ撰舉委員ヘ申告スルコトヲ得

第六十五條 撰舉故障ノ申告ヲ爲スモノハ同時ニ其理由書ヲ該撰舉會所属ノ府縣長官ニ差出スヘシ府縣長官ハ之カ辨解書ヲ作り選舉委員ヘ差出スコトヲ得

第六十六條 選舉委員ハ選舉故障ノ申告状ヲ受取リタルトキハ委員會ヲ開キ必要ナル糾問審査ヲ爲シ故障撰舉ノ當否ヲ査定シ意見書ヲ作り議長ニ報告ス議長ハ該報告ヲ各議員ニ配布シタル後第二日目ノ總會議ノ初メニ於テ其當否ヲ衆議員ニ問ヒ多数ニ依リ之ヲ決ス此場合ニ於テ衆議員ハ互ニ討論ヲ爲スヲ得ス議長ノ指示ニ從ヒ起立又ハ投票ヲ以テ可否ヲ表スヘシ可否同数ナルトキハ撰舉適當ナルモノト認定ス

第六十七條 選舉ノ故障ニ係ル議員本委員中ニ在ルトキハ該問題ノ委員會ニ出席スルヲ得ス若シ該議員委員長ナルトキハ更ニ委員長ヲ撰任ス

第六十八條 選舉故障ノ總會議ニハ該故障ニ係ル議員ハ出席スルヲ得ス

第六十九條 選舉委員會ハ多数ニ依テ決ス可否同数ナルトキハ委員長之ヲ決ス

第七十條 選舉委員會ハ選舉故障ノ糾問ニ付被告議員若クハ其代人ノ辨解ヲ聞キ又ハ必要ナル官吏ノ出席ヲ請求シ又ハ人民ヲ喚問シ又ハ證據書類ヲ徴収スルコトヲ得此場合ニ於テハ都テ治罪法糾問ノ條件ヲ適用ス

第七十一條 選舉ノ故障ハ民撰院ノ衆議ヲ以テ終審トス

第七十二條 民選院ノ衆決ニ依リ撰舉不當ト認メラレタル議員アルトキハ議長ヨリ太政官ニ上申シ太政官ハ更ニ補欠議員ノ選舉ヲ爲スヘキ旨ヲ布告ス

第七十三條 撰舉當否ノ審問中ニ係ル議員トイヘトモ衆決ヲ以テ不當ト認定スルマテハ仍ホ議員タルノ資格ヲ失ハス

第七十四條 選舉故障ハ國會新議員開會ノ日ヨリ七日以内ニ於テ爲サヽレハ其效ナシトス其開會中補欠シタル議員ニ対スル故障ハ其選舉セラレタル日ヨリ七日以内トス

第四章 兩院通則

第一節 議 則

第七十五條 兩院各々全議員ノ半数以上出席セサレハ當日會議ノ議定ヲ爲スヲ得ス

第七十六條 會議ハ出席議員ノ過半数ニ依テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ可否スル所ニ依ル

第七十七條 會議ハ傍聽ヲ許ス但シ議長又ハ議員五名以上ノ同意ヲ以テ一時傍聽ヲ禁止スルコトヲ得

第七十八條 國會議員ハ會議ニ方リ言論ノ自由ヲ有ス但シ人ノ褒貶毀譽ニ渉ルコトヲ許サス

第七十九條 議場ニ於テ叡慮ヲ述ヘ又ハ他院ノ論議ヲ非議スルコトヲ禁ス

第八十條 國會議員ハ議場ノ論說ニ付各々本院ノ規則ニ遵フノ外弾劾糾問ヲ受クルコトナシ

第二節 役員職務

第八十一條 各院議長官房ヲ置キ議長副議長及書記官ヲ以テ之ニ充テ各院一切ノ事務ヲ管理ス

第八十二條 議長ハ各々其會議ニ上席シ之ヲ總理シ議場ニ於テ規則ニ背キ又ハ不應爲ノ舉動アルモノハ之ヲ制止シ猶其制止ニ從ハサルモノハ一時之ヲ議場外ニ退去セシムルコトヲ得

- 第八十三條 議長ハ日々所属議院ノ會議ヲ始終シ議按ヲ配布シ問題ヲ定メ可否ヲ査定ス
- 第八十四條 議長ハ各々其會議ニ於テ議事ノ規則ヲ説明シ可否決定ノ方法ヲ指示シ問題ノ意義ヲ説明スルノ外發議スルヲ得ス若シ自己ノ意見ヲ陳述シ議按ヲ可否セント欲スルトキハ副議長ヲシテ上席セシメ自分ハ議員席ニ列スヘシ此場合ニ於テハ該問題ノ議決ニ至ルマテ上席ニ復スルコトヲ得ス
- 第八十五條 議長ハ日々終會ノ時ニ於テ次會ノ日時并ニ議題ヲ定メ各議員ニ通知シ議場各所ニ揭示ス
- 第八十六條 議長ハ各部會并ニ委員會ニ臨ミ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第八十七條 議長ハ議場整理ノ爲メ要用ト認ムルトキハ一時會議ヲ中止スルコトヲ得
- 第八十八條 議長ハ官省院廳府縣長官ト往復ス
- 第八十九條 副議長ハ議長ノ職務ヲ助ケ議長欠席スルトキハ會議ニ上席ス
- 第九十條 書記官ハ事ヲ議長ニ承ケ議院一切事務ヲ所辨ス其所務分課ノ規則ハ各院議長ニ於テ之ヲ定メ太政大臣ノ認可ヲ得テ施行ス
- 第三節 警 視 官
- 第九十一條 警視官ハ專ラ事ヲ議長ニ承ケ警部巡查ヲ指揮シ議場ノ内外ヲ警戒ス
- 第九十二條 警視官ハ議長ノ指揮ニ依リ議場ノ犯則者ヲ所分ス
- 第四節 七部并ニ委員
- 第九十三條 毎年開會ノ初メ各院ニ於テ總議員ノ抽籤ヲ以テ各々七部ニ分チ會議ノ餘暇ヲ以テ各部ニ集會ヲ爲シ預テ配布セラレタル議案ヲ審査討論シテ議事ノ便宜ヲ計ル
- 第九十四條 各部ニ部長一人書記官二人ヲ部員中ニ於テ投票撰任ス
- 第九十五條 部長ハ部内ノ議事ヲ總理シ議案及傳達書ヲ受ケ之ヲ部内ニ配布シ書記ヲシテ部内ノ文書ヲ整理セシム
- 第九十六條 委員ハ常置委員、臨時委員ノ二類ニ分ツ常置委員ハ每院各々二組ヲ置キ各組皆七人ヲ以テ定員ト爲ス
- 第九十七條 常置委員ハ毎年會議ノ初メ各院ノ總會議ニ於テ其議員中互ニ投票撰舉シテ該會ノ閉會マテ之ニ任ス
- 第九十八條 凡ソ總會議ニ付スヘキ議案ハ先ツ常置委員ニ付シ之ヲ審査セシム
- 第九十九條 議案審査便宜ノ爲メ常置委員各組分擔スヘキ事件ヲ定ムルコト左ノ如シ
- 第一組 司法警察民刑法等ニ関スル議案
- 第二組 行政及財政ニ関スル議案
- 第一百條 臨時委員ハ凡ソ總會議ニ付スヘキ議案ニシテ議長若クハ議院ノ決議ニ特別ノ審査ヲ要用ト認ムルトキハ臨時之ヲ撰定ス
- 第一百一條 臨時委員ノ員数ハ五名以上十五名以下ニ於テ議長之ヲ定ム
- 第一百二條 臨時委員ノ撰舉ハ議長ノ考案ヲ以テ左ノ方法ニ依リ之ヲ定ム
- 一、議長ノ指名
- 二、總會議ノ投票
- 三、各部ヨリ一名乃至二名ヲ撰舉ス
- 第一百三條 臨時委員ノ員数及撰舉ノ方法ニ付意見アル議員ハ十名以上ノ連署ヲ以テ其改正ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ議長ハ議會ニ問ヒ多數ニ依リ可否ヲ決ス

- 第一百四條 凡ソ委員ハ委員中ニ於テ委員長一名及書記一名乃至二名ヲ撰任シ委員中ノ議事ヲ整理シ筆記及庶務ヲ掌理セシム
- 第一百五條 凡ソ委員ニ付セラレタル議案及其他ノ書類ハ委員會ニ於テ審査議決シテ意見書ヲ作り委員長ヨリ之ヲ議長ニ報告ス
- 第一百六條 凡ソ委員會ニ於テ要用ト認ムルトキハ他ノ議員及ヒ官吏ノ出席ヲ請求シ又ハ關係アル人民ヲ喚問スルコトヲ得
- 第一百七條 凡ソ國庫歳出入ニ關スル議案ヲ審査スル委員會ニ於テハ他ノ議員随意ニ傍聽スルコトヲ得
- 第一百八條 凡ソ委員會ニ於テ審査スル事件ニ關係アル内閣委員若クハ各省長官ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
- 第一百九條 凡ソ委員ハ病氣ニアラサレハ委員會ニ欠席スヘカラス若シ三會以上續テ欠席シタルモノハ理由ノ如何ニ係ラス退員者ト看做シ直ニ欠員補充ノ撰擧ヲ爲ス
- 第一百十條 凡ソ委員過半数列席スルニアラサレハ委員會ノ決議ヲ爲スヘカラス
- 第一百十一條 凡ソ委員會ハ出席員ノ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ委員長之ヲ決ス其少数者全員三分ノ一以上ナルトキハ別ニ意見書ヲ作り本意見書ト共ニ議長ニ報告スルコトヲ得
- 第一百十二條 凡ソ委員會ノ日時及事件ハ其都度少クトモ一日前ニ議長ヲ經テ太政官ニ届出ルモノトス
- 第一百十三條 凡ソ各部員及委員部長委員長書記ノ姓名ハ議長ヨリ太政官ニ届出ルモノトス
- 第一百十四條 凡ソ委員ニ撰擧セラレタルモノ及委員長部長若クハ書記ニ撰ハレタルモノハ如何ナル事情アルモ之ヲ辞スルヲ得ス但シ疾病アリテ急ニ治癒シカタキ明證アルモノハ此限ニアラス
- 第一百十五條 凡ソ委員故ナクシテ三日以上委員會ニ出席セサルモノハ元老院ニ在テハ年俸半ヶ月分民撰院ニ在テハ十五日間ノ日當ヲ没収ス

資料 14

國會會議規則兩院通用

第一章 通則

第一條 會議ハ政府ノ休日ヲ除キ毎日午前九時ニ始リ午後四時ニ終ルモノトス但シ一議員演舌中ハ終會スルヲ得ス時宜ニ依リ議長ハ時期ニ至ルモ仍ホ終會セサルコトヲ得

参照

獨逸 通常議院ノ會議ハ午前十時ニ始メ午後四時ニ終ルモノトス但シ急ヲ要スル議事アルトキハ朝會ヲ為スコトアリ

伊太利 通常ハ耶蘇降誕祭、耶蘇再生祭ヲ休日トス時トシテハ戒肉祭ヲ休日トスルコトアリ

葡萄牙 上院ノ會議ハ午後二時ニ始メ三時間繼續スルモノトス

下院ハ日曜日、公表日ヲ以テ休會トス別ニ議長ノ意ニ依リ毎週一日ノ休會ヲ為シ委員ノ會議ニ充ツ

下院ノ開議ヲ午後十二時トス若シ此時間ニ際シ議員會議ヲ開クニ必要ナル員數ニ滿タサル時ハ午後一時ニ於テ其員數ヲ計算シ然ル後ニ會議ヲ始ムルヲ通常トス

日々ノ集會ヲ五時間トス然レドモ議院ノ決議ニ依リテ之ヲ延ハスコトアリ且ツ一議員若クハ各省長官演說ヲ為シ其局ヲ結ハント欲スル場合ニ於テハ終會ノ時期ニ至ルモ尚ホ終會セサルコトアリトス

議院ノ決議ニ依リ同日ニ晝會及ヒ夜會ヲ為スコトアリ

議院終會ノ時ニ至ルモ議員或ハ政府ノ委員演舌中ニシテ其全局ヲ終ランコトヲ請求スルトキハ終會スルヲ得ス

西班牙 兩院ノ會議ハ政府ノ休日ヲ除キ日々四時間ニシテ議長其時間ヲ定ム

議長ハ恣ニ會議ノ終局ヲ告ルヲ得ス

但シ議場静肅ナラスシテ終局セサルヲ得サル場合ハ此限ニアラス

佛蘭西 通常公會ノ時間ハ午後二時ニシテ會議ハ四時間ヲ越エサルヲ通例トス

兩院ハ通常日曜日水曜日ヲ休暇トス上院ハ屢々日水兩曜日ノ他ニ休會スルコトアリ

政府ノ委員演舌ヲ為シ其演舌ニ對シテ議員ノ答議ヲ結了スル迄ハ終會スルヲ得ス

第二條 議員ノ席次ハ毎年開會ノ始ニ於テ豫メ闡取ヲ以テ之ヲ定メ每會定席ニ着クヘシ但シ皇族ノ議官ハ此限ニアラス

第三條 議員全數ノ過半數出席セサレハ會議ヲ為サハルモノトス

参照

伊太利 議員全數ノ過半數出席セサレハ會議ヲ為サハルモノトス

議長ハ必要ナル定員ノ出席スルヤ否ヲ注視スルノ義務ヲ負ハス然レトモ議員十名之ヲ請求スルトキハ此限ニアラス

葡萄牙 午後一時ニ至リ開議ニ必要ナル議員ノ員數ニ滿タサルトキハ當日ノ會議ヲ為サス

下院ニ於テハ全議員三分ノ一上院ニ於テハ十九名出席スルトキ議長ハ鈴ヲ鳴ラシ開會ヲ表ス

丁抹 下院ニ於テ會議ヲ開クニハ議員全數ノ過半數出席スルヲ要ス

瑞西 兩院共ニ議員全數ノ過半數出席スルニアラサレハ會議ヲ為スヲ得ス

第四條 議長ハ毎日例時ニ於テ會議ヲ始メ政府ノ傳達及要用ノ報告ヲ為シ次ニ當日ノ會議ヲ始ムヘシ

當日會議ヲ始ムルニ際シ先ツ議員ヲ數ヘ必要ノ員數着席スルヤ否ヲ檢定スルモノトス

但シ報告ヲ為スニハ必シモ定員ヲ要セス

参照

葡萄牙 議長ハ會議ノ始ニ於テ全議員ノ姓名ヲ呼ビ必要ノ定員出席スレハ直チニ會議ヲ始ム若シ定員ニ不足アリテ一時間ノ猶豫ヲ為スモ尚ホ欠員アル時ハ當日ノ會議ヲ止ム議長ハ議院ニ送付セラレタル諸書類ヲ請取り會議ノ始ニ之レヲ議員ニ報道ス

奧地利匈牙利 開會ノ始ニ於テ議長ハ前日ノ會議日誌ヲ朗讀セシメ其誤謬ヲ訂正シ再讀セシメ以テ之ヲ確認ス

議長ハ會議ヲ始ムルノ前ニ於テ政府他院若クハ委員ノ傳達ヲ請取ルモノトス

當日會議ヲ始ムルニ際シ議長ハ會議ヲ為スニ必要ナル出席員ノ數ヲ檢ス

白耳義 當日會議ノ始半時間ニ出席簿ヲ供ヘ議員ヲシテ記名セシメ會議ヲ始ムルニ際シ
議長ハ其人名簿ヲ檢視シ直チニ會議ヲ開クモノトス又開會ニ先チ人名簿中ニ記名セサ
ル議員ノ姓名ヲ呼ハシムルコトアリ

佛蘭西 議長ハ會議ノ始ニ於テ出席シタル議員ノ定數ニ充ルヲ檢定シテ會議ヲ開キ書記
官ヲシテ前日ノ議事録ヲ朗讀セシムルモノトス

議長ハ會議ヲ始ムルノ前ニ於テ議院ニ關係アル傳達ヲ報道ス

伊太利 議長ハ會議ノ始ニ於テ前日ノ筆記ヲ朗讀セシメ且ツ政府ノ傳達及ヒ要用ノ報告
ヲ為スモノトス

第五條 一旦始メタル會議ハ必要ノ員數ニ缺員アルヲ發覺スルマテハ之ヲ繼續スルモノトス其
一旦決議シタル後ニ於テ其決議ニ係ル會議ノ缺員アリシヲ發覺スルモ仍ホ決議ノ効ヲ妨ケス
参照

英国 下院ニ於テハ一旦始メタル會議中定數ノ議員ニ欠員ヲ生スルモ之ヲ覺知スル迄ハ其
會議ヲ繼續シ其既ニ決了セシ議案ハ仍ホ決議ノ効ヲ妨ケス

第六條 書記官ハ毎日會議ノ終ニ於テ當日會議ノ次第並ニ議事ヲ筆記シ二十四時間議員ノ檢閱
ニ供ヘ議員中若シ右筆記ニ付不同意ノ廉アルトキハ其修正ヲ議長ニ請求スルコトヲ得議長其
請求ヲ適當ト認ムルトキハ即チ之ヲ修正ス若シ二十四時ヲ過キ異論者ナキトキハ正當ナルモ
ノト認定シ議長ノ認印ヲ得テ直チニ之ヲ印刷ニ付シ議員ニ配布ス

議長若シ議員ノ請求ニ不同意ナルトキ其議員ハ次會ニ於テ動議ヲ起シ其當否ヲ衆議ニ問フコ
トヲ得此場合ニ於テハ互ニ討論スルヲ許サス唯起立ヲ以テ可否ヲ決ス但シ主任書記官ハ一應
筆記ノ正當ナルヲ辨明スルヲ得前項異議ノ議員次會ニ於テ動議ヲ為サ、ルトキハ其請求ヲ取
消シタルモノト看做シ議長ノ認印ヲ以テ正當ナルモノトス

参照

奧地利匈牙利 當日會議ノ詳細ハ主任ノ官吏之ヲ筆記編成シ二十四時間之ヲ議員ノ檢閱ニ
供ヘ議員若シ修正セント欲スル廉アルトキハ之ヲ議長ニ申告シ議長若シ其修正ヲ拒ム
トキハ議員ハ次會ニ於テ之レカ動議ヲ起スモ妨ナキモノトス議長若シ該筆記ヲ適當ト
認ムルトキハ議長及ヒ書記官二名共ニ之レニ記名シ以テ印刷ニ付シ之ヲ議員ニ配布ス

白耳義 會議ノ前半時間ニ於テ前日ノ議事筆記ヲ議員ノ檢閱ニ供ヘ議員ハ筆記ノ誤謬ヲ訂
正スルヲ得若シ議員ニ於テ議事筆記ニ誤謬アリト認定スレハ書記官ハ必要ノ説明ヲ為
スカ為メニ演説ヲ為スヲ得若シ議院ニ於テ議員ノ修正ヲ是認シタルトキハ當日ノ會若
クハ次會ニ於テ其修正筆記ヲ提出ス

第七條 凡ソ一議案會議ノ日時定リタルトキ各議員ニ於テ發議ヲ為サント欲スルモノハ少クト
モ一時間會議ノ前ニ於テ議長席ニ設ケタル用紙ニ自分ノ姓名番數ヲ自署シ賛成若クハ反對ノ
二字ヲ肩書スヘシ會議ノ節ハ書記官ヲシテ之ヲ朗讀セシメ署名ノ順序ニ從ヒ發言スルモノト
ス但シ書記官ニ於テ可成反對者隔次ニ演舌スヘキ様順序ヲ定メ置クヘシ

参照

奧地利匈牙利 一議案ニ付發議セント欲スル議員ハ會議ノ當日開會ノ前ニ當リ自ラ發議セ
ント欲スル旨ヲ議長ニ通知シ且ツ其議案ニ付反對、賛成ノ孰レカヲ申告セサルヘカラス
而シテ議長ハ會議ノ始ニ際シ自ラ議員ノ申告ヲ朗讀スルモノトス

議員ハ日誌ニ記載セル姓名ノ順序ニ從ヒ發議ヲ始ム但シ其發議ヲ為スハ反對者ヨリ先ツ之ヲ始メ反對者賛成者隔次ニ演舌スヘキ様其順序ヲ定ムルモノトス

佛蘭西 書記官ハ發議セント欲スル議員ノ姓名ヲ記スルモノトス

議案ノ賛成者并ニ反對者ハ隔次ニ討議ヲ為スモノトス

伊太利 議員ハ其誰タルヲ問ハス議長ノ許可ヲ得スシテ發言スルヲ得ス故ニ發言セント欲スル議員ハ議長席ニ於テ其姓名ヲ書記セサル可カラス而メ賛成者ト反對者トヲ隔次ニ書記シ其順序ニ從フテ發議セシムルモノトス

葡萄牙 發議ヲ為サント欲スル議員ハ賛成若クハ反對ノ孰レカヲ豫メ申告セサルヘカラス一議案ニ付議員ハ賛成者ト反對者ト隔次ニ發言スルモノニシテ反對者ヨリ之ヲ始ム

第八條 凡ソ議員自分發議ノ順番ニ當ル時ハ他ノ議員ニ發議ノ權利ヲ譲リ又ハ全ク自分發議ノ權利ヲ放棄スルコトヲ得又其順番ニ當リ議長ヨリ其議員ヲ呼フ時缺席シテ之ニ應セサルモノハ該發議ノ權利ヲ失フモノトス

参照

奧地利匈牙利 本條ニ同シ

第九條 凡ソ議員發議セント欲スルモノハ先ツ其所ニ起立シ議長ニ向ヒ演舌スヘシ一人演舌中他員發言スルヲ得ス但シ演舌者ノ犯則ヲ注意スルハ此限ニ在ラス

参照

匈牙利 一人演舌中ハ他員之レヲ中断スルヲ得ス但シ發議者ノ演舌議題外ニ渉ルヲ以テ議長ノ之ヲ注意スルハ此限ニアラス

和蘭、白耳義 一議員演説中ハ他員發言スルヲ得ス但シ演説者ノ犯則ヲ注意スルハ此限ニアラス

西班牙 一人演舌中ハ他員發言スルヲ得ス

米利堅 發議セント欲スル議員ハ議長ニ向テ其請求ヲ為シ議長ノ許可ヲ得タル後其演舌ヲ為スモノトス

第十條 凡ソ議員ハ一會一問題ニ付再度發言スルヲ得ス其誤解ヲ辨明シ及ヒ動議者他員ノ質疑ニ答フルハ此限ニアラス

参照

匈牙利 議員ハ議案総体ノ討議ニ付再度發言スルヲ得ス第二讀會ノ逐條議ニ於テモ亦然ルトス但シ特別ノ場合ハ此限ニアラス

白耳義 議員ハ一會一問題ニ付再度發言スルヲ得ス但シ規則ヲ辨明シ若クハ自己一身ノ事ヲ答辨スル為メ發言ヲ許サルハモノハ此限ニアラス

丁抹 委員報告者政府ノ書記官及ヒ一箇人ヨリ提出セル議案ノ場合ニ於テハ發議者ノ外一會一問題ニ付再度發言スルヲ得ス但シ議院ノ許可ヲ得ルモノハ此限ニアラス

伊太利 議員ハ其誰タルヲ問ハス一問題ニ係リ一度以上發言スルヲ得ス他員ノ質疑ニ答ヘ若クハ自己一身ニ付テノ發議ハ此限ニアラス

第十一條 内閣委員及ヒ各省長官ハ番外席ヨリ演舌シ委員報告者ハ委員席ヨリ演舌ス番外席委員席ノ發言者ハ順序ニ係ラス何回ニテモ發言スルコトヲ得

参照

奧地利匈牙利 各省長官ハ何回ニテモ發言スルコトヲ得

佛蘭西 各省長官政府ノ委員及ヒ報告者反對賛成ノ席次ニ拘ハラス何時ニテモ發言スルヲ得

第十二條 番外席委員席ノ外ハ書面ヲ朗讀シテ演舌ニ換ユルコトヲ得ス

参照

奧地利匈牙利 委員ノ報告者ハ筆記シタル報告ヲ朗讀スルヲ得

各省長官ハ筆記ヲ朗讀シテ演舌ニ代フルコトヲ得其他ノ議員ハ朗讀ヲ以テ演舌ニ代ルコトヲ得ス

匈牙利 發議セント欲スル議員ハ筆記ヲ朗讀シテ發言ニ代フルヲ得ス

丁抹 議員ハ筆記ヲ朗讀シテ演舌ニ代フルコトヲ得

第十三條 凡ソ議員ノ演舌議場ノ問題外ニ涉ルトキハ議長之ヲ制シテ問題ニ引戻サシメ若シ再度ノ制止ヲ用ヒサルトキハ該問題ノ議決ニ至ルマテ其演舌ヲ禁止スルコトヲ得此場合ニ於テ議員不服アルトキハ討論ヲ用ヒス直ニ議場ニ問ヒ起立ヲ以テ可否ヲ決ス

参照

匈牙利 議員ノ演説議場ノ問題外ニ涉ル時ハ議長之ヲ制止シ本問題ニ引戻サシメ議長ノ注意ヲ用ヒサルコトニ及フ議員ニハ其演舌ヲ中止セシム

西班牙 議長ハ議題外ニ涉ル議員ノ演説ヲ制止シテ之ヲ本議題ニ復セシム

奧地利匈牙利 議員ノ演舌議場ノ問題外ニ涉ルトキハ議長之ヲ制シテ本問題ニ引戻サシム若シ再度ノ制止ヲ用ヒサルトキハ本問題ノ決議ニ至ル迄其演説ヲ禁止スルコトヲ得

白耳義 議員ノ演説議場ノ問題外ニ涉ルトキハ議長ノミ之ヲ制止スルノ權アリ若シ議員再度ノ制止ヲ用ヒサレハ議長ハ議院ニ問ヒ該問題ノ決議ニ至ル迄其演説ヲ禁止スルヤ否ヤヲ決スルモノトス

第十四條 凡ソ議員ノ演舌法律規則ニ觸ルハトキハ議長直ニ之ヲ制止ス

参照

匈牙利 議員若シ道德ニ戻リ議院ノ体面ヲ汚スヘキ發言ヲ為ストキハ議長直チニ之ヲ制止ス

奧地利匈牙利 議員演舌ノ事柄道德ニ悖リ法律規則ニ背クトキハ議長直チニ其演説ヲ禁止ス

獨逸 議員ノ演舌規則ニ觸ルハトキハ該議員ノ姓名ヲ呼テ之ヲ禁止ス

第十五條 前二條ノ制止ヲ受ケ猶發言ヲ止メス又ハ粗暴ノ舉動アルモノハ一時議場外ニ退去セシムルコトヲ得

参照

匈牙利 二回前途ノ制止ヲ受ケ尚ホ發言ヲ止メサルトキハ演説ヲ禁止ス

佛蘭西 議長ノ制止ニ抵抗スル者議長ニ對シテ粗暴ノ舉動ヲ為ス者等ハ一時議場外ニ退去セシム

第十六條 一議員ニ於テ他議員ノ演舌問題外ニ涉ルト思量スルカ又ハ法律規則ニ觸ルハト思量スルトキハ之ヲ議長ニ注意スルコトヲ得

参照

葡萄牙 議員ノ演舌議場ノ問題外ニ涉ルモ議長之ヲ制止セサル時ハ議員ヨリ之ヲ注意スルヲ得

西班牙 一議員ニ於テ他議員ノ演舌問題外ニ涉ルト思量スル時ハ之ヲ注意スルヲ得

第十七條 凡ソ會議討論中議員ニ於テ討論充分ナリト認ムルトキハ五人以上ノ同意者ヲ得テ討論終局ノ動議ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テ議長ハ直ニ終局ノ可否ヲ衆議ニ問フ衆議員ハ此動議ニ付討論スルヲ得ス只起立ヲ以テ可否ヲ表スヘシ衆議可ト決スルトキハ兼テ發言ノ權利ヲ得タル議員中反對論者双方ニ於テ各々一人ヲ選ミ終局ノ演舌ヲ為シ直ニ議場ニ在ル問題ノ可否ヲ決スヘシ

参照

和蘭 討論終局ノ動議ハ五人以上ノ同意者ヲ得テ之ヲ提出スルコトヲ得此場合ニ於テ議長ハ終局ノ可否ヲ直チニ衆議ニ問フ衆議員ハ此動議ニ就キ討論スルヲ得ス起立ヲ以テ可否ヲ表シ議長ハ其名ヲ呼フ

奧地利匈牙利 討論終局ノ動議ハ議長之ヲ衆議ニ問ヒ討議ヲ為サス

討論終局ノ動議ハ上下兩院ニ於テ何時タリトモ之ヲ提出スルヲ得而シテ之ヲ決スルハ議員ノ多數決ニ依ル衆議可ト決スル時ハ議員中反對論者雙方ニ於テ各一人ヲ撰ミ終局ノ演説ヲ為スモノトス

佛蘭西 議院總體討論ニ勞シ議員ノ演説ヲ中止センコトヲ望ムトキハ一人若クハ一人以上ノ議員ヨリ終局々々ト連呼ス然ルトキ議長ハ直チニ終局ノ可否ヲ議院ニ問フ若シ少數中ノ議員ニ於テ演舌センコトヲ欲スルトキハ終局ヲ不可トスルノ理由ヲ陳フルコトヲ得然レトモ終局動議ノ賛成者ハ演舌スルヲ得ス

第十八條 凡ソ討論終局ヲ可決スルトキハ反對者双方ヨリ撰ミタル論者ノ外ハ發言スルノ權ナシトイヘドモ内閣委員若クハ各省長官起立シテ演舌ヲ為ストキハ更ニ討論スルヲ得

参照

奧地利匈牙利 凡ソ討論終局ヲ可決シタル後ト雖政府ノ委員起立シテ演説ヲナストキハ更ニ討論ヲ始メタルモノト認ム

第十九條 凡ソ議員中行政司法ノ事務ニ付主任ノ各省長官ニ疑問ヲ爲サント欲スルモノハ十名以上ノ連署ヲ以テ主意書ヲ具ヘ議長ニ差出スヘシ議長ハ次ノ會議ニ於テ疑問ヲ許スヘキヤ否ヲ衆議ニ問ヒ可ト決スルトキハ直ニ之ヲ該長官ニ通知シ該長官ハ之ニ答議ヲ爲スヘキ日ヲ定メ議長ニ通知シ或ハ答議ヲ肯セサルトキハ答議ヲ爲スヘカラサルノ理由書ヲ具ヘ議長ニ通知スヘシ

参照

奧地利匈牙利 各省長官ニ疑問ヲ爲サント欲スル議員ハ上院ニ於テ十名下院ニ於テハ十五名以上ノ連署ヲ以テ主意書ヲ具ヘ議長ニ差出スヘシ議長ハ之ヲ疑問ヲ受ケタル長官ニ直送ス該長官ハ直チニ之カ答辨ヲ為シ或ハ答辨ヲ為ス日ヲ定ム答辨ヲ為サハル場合ニ於テハ其理由ヲ通知スルモノトス

丁抹 議員若シ一議題ヲ提出シテ某省長官ノ説明ヲ得ント欲スレハ其主意書ヲ具ヘ之ヲ議長ニ差出スヘシ議長ハ之ヲ議員ニ通知シ次會ニ於テ其取舍ヲ議院ニ問フ若シ議員ニ於テ之ヲ賛成シタルトキハ議長ヨリ其疑問ヲ該省長官ニ通知シ其質問答議ヲ為スヘキ時ヲ定ム

第二十條 國會兩院ニ於テ各省長官ノ答議若クハ答議ヲ爲サハル理由書ニ對シ満足セサルトキハ衆議ヲ以テ意見書ヲ具ヘ太政大臣ヲ經テ上奏スルコトヲ得本條ノ議ハ兩院協同シテ爲スモ各院別個ニ爲スモ妨ヘナキモノトス

第廿一條 凡ソ議員政府ニ對シ建議ヲ爲サンカ爲メ議院ノ決議ヲ得ント欲スルモノハ議案并ニ主意書ヲ具ヘ十人以上ノ同意者連署シテ議長ニ呈ス可シ議長ハ內閣議案決了ノ後之ヲ會議ニ付ス

参照

白耳義 議員ノ建議四人以上ノ同意者ヲ得ルトキ議長ハ此建議ノ取捨ヲ議場ニ問ヒ以テ之レヲ決ス

第廿二條 凡ソ動議者ハ其問題ノ未タ決了セサル間ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得

参照

白耳義 凡ソ動議者ハ其問題ノ未タ結了セサル間ハ何時ニテモ之ヲ取消スヲ得但シ更ニ他議員ノ同動議ヲ発スル時ハ更ニ之ヲ議スルモノトス

佛蘭西 凡ソ動議者ハ其問題ノ已ニ議題トナリタル後ニ於テモ之レヲ取消スコトヲ得若シ他議員ノ同問題ヲ発スル時ハ更ニ之レヲ議スルモノトス

獨逸 凡ソ動議ハ何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得但シ他議員ニ於テ再ヒ同一ノ動議ヲ為スモ妨ケナシトス

第廿三條 凡ソ議員ノ動議當日會議ノ問題外ナルモノハ即日討論ヲ爲スヲ得ス

第廿四條 議場騒シクシテ靜肅ナラサルトキハ議長ニ於テ一時會議ヲ中止シ又ハ全ク當日ノ會議ヲ終ルコトヲ得

参照

丁抹、匈牙利 本文ニ同シ

西班牙 議場騒擾ナル場合ニ際スレハ議長ハ之ヲ鎮定スルニ必要ナル方法ヲ施スノ權ヲ有ス

議場騒シクシテ之ヲ制止スルコト能ハサレハ議長ハ當日ノ會議ヲ閉ヅ

白耳義 議場靜肅ナラサルトキハ議長ニ於テ一時會議ヲ中止スルノ狀ヲ示シ猶ホ鎮定セサルトキハ一時間會議ヲ中止シ議員ヲシテ各部ニ退カシメ時間經過ノ後更ニ會議ヲ始ルモノトス

葡萄牙 議場騒シクシテ議長之ヲ制止スルコト能ハサレハ議長ハ三回鳴鈴シテ帽ヲ被リ一時ノ中止ヲ表ス

第廿五條 會議ヲ決スルノ方法ハ起立ヲ以テシ又ハ秘密投票ヲ以テ之ヲ定ム其方法ハ議長ニ於テ之ヲ定ムト雖トモ議員十名以上ノ請求アルトキハ議場ニ問ヒ其決スル所ニ從フ

第廿六條 凡ソ議員會議ノ規則ニ悖リ議長ノ制止ニ遵ハス犯則ノ處分ヲ受ケタルモノハ左ノ三等ニ分チ懲戒ヲ受ク

第一 制止セラレタル事件并ニ其姓名ヲ日記ニ登録ス

凡ソ一回演舌禁止ヲ受ケタルモノ此懲戒ヲ受ク

第二 姓名并ニ譴責ヲ日記ニ登録ス

凡ソ二回演舌禁止ヲ受ケタルモノ若クハ一回議場外ニ擯斥セラレタルモノハ此懲戒ヲ受ク

第三 懲戒姓名ヲ日記ニ登録シ并ニ日當七日ノ罰金ヲ科ス

凡ソ三回演舌禁止ヲ受ケタルモノ若クハ二回演舌禁止及ヒ一回ノ議場擯斥ヲ受ケタルモノ等ハ此懲戒ヲ受ク

参照

佛蘭西 議員ノ規則ニ戻リタル場合ニ於テハ左ノ方法ニ依リ之ヲ處分ス

第一 注意

議題外ニ渉ル演舌ヲ為シ并ニ議場ヲ騷シタル者之レニ當ル

第二 注意并ニ姓名ヲ日記ニ登録スルコト

一回注意ヲ受ケタル者之レニ當ル

第三 二週間分ノ俸給ヲ没収スルコト

二回ノ注意ヲ受ケタル者之ニ當ル

第四 譴責

注意并ニ姓名ヲ日記ニ登録セラレタル後議員ノ規則ニ背ク者三十日間ニ三回ノ注意ヲ受ケタル者議場ノ騷擾ヲ扇動シ徒党シテ議院ノ事務ヲ妨クル者議員若クハ政府ノ委員ヲ侮辱シタル者之ニ當ル

第五 譴責并ニ一時院外ニ退カシムルコト

尋常ノ譴責ニ従ハサル者全議院ノ一部若クハ議長ニ對シテ暴行ヲ為シタル者大統領元老院若クハ政府ニ對シテ暴行ヲ為シタル者之レニ當ル

第二章 議案議定ノ順序

第廿七條 内閣ヨリ下付ノ議案ハ第一ニ議定シ他院ヨリ回付ノ議案ハ第二ニ議定ス

参照

奧地利匈牙利 内閣ヨリ下付ノ議案ハ第一ニ議定シ他院ヨリ送付ノ議案ハ之レニ次ク但シ已ニ討議中ノモノハ此限ニアラス

那威 内閣ヨリ下付セラレタル議案ハ必要ナル場合ニ限り他議案ノ討議中ト雖モ先ツ之レヲ議スルコトアリトス

第廿八條 前條ノ議案ヲ決了スルマテハ他ノ議事ヲ爲スヘカラス

第廿九條 前條ノ議案ハ賛成者ヲ要セス直ニ議場ノ問題ト爲ス

参照

奧地利匈牙利 政府若クハ他院ヨリ回付ノ議案ハ賛成者ヲ要セス若シ之レヲ廢斥セント欲スルモ先ツ之ヲ討議セサルヘカラス

第三十條 凡ソ議案ハ必ス三讀會ヲ經ルモノトス

参照

奧地利匈牙利 凡ソ議案ハ非常ノ場合ヲ除キ通常三讀會ヲ經ルモノトス

獨逸、米利堅、丁抹 凡ソ議案ハ必ス三讀會ヲ經ルモノトス

佛蘭西 至急ノ事件ヲ除キ諸議案ハ二讀會ヲ經ルニアラサレハ決議スルコトナシ但シ各讀會ノ間ハ五日以上ニシテ豫算及ヒ會計ニ關スルモノ一地方若クハ一個人ニ關スル議案并ニ急ヲ要スルモノハ只一讀會ヲ經ルモノトス

葡萄牙、和蘭、西班牙 凡ソ議案ハ二讀會ヲ經ルモノトス

第三十一條 凡ソ議案ハ之ヲ印刷シ各議員ニ配布ス

参照

葡萄牙、和蘭、丁抹 本條ニ同シ

佛蘭西 凡ソ議案ハ印刷シテ各議員ニ配布シ議長ヨリ之ヲ各部ニ送付シ掛リ委員アル時ハ之ヲ該委員ニ送付ス

獨逸 總テノ議案并ニ議員ノ動議ハ議長ヨリ之ヲ各議員ニ配布ス

第三十二條 議案ヲ配布シタル時ヨリ四十八時間ヲ過キサレハ第一讀會ヲ開クヲ得ス

参照

丁抹 本條ニ同シ

獨逸 議案配布ノ後三日以上ヲ過キサレハ第一讀會ヲ開クヲ得ス

佛蘭西 第一讀會ハ議案ヲ配布シタル後少クモ三日ヲ過キサレハ之ヲ開クヘカラス

第三十三條 第一讀會ニ於テハ議案ノ主者先ツ議案ノ主旨ヲ辨明ス議員ハ只其總體ニ付可否ヲ討論スルヲ得修正動議ヲ發スルヲ得ス

参照

西班牙、奧地利、匈牙利、葡萄牙、佛蘭西、丁抹 第一讀會ニ於テハ議案ノ總體ニ就テノミ可否ヲ討論スルヲ得ルモノトス

獨逸 第一讀會ニ於テハ議案ノ總體ニ就テノミ之レヲ討論スルヲ得修正説ヲ發スルヲ得ス唯本議案ヲ委員ニ附ス可キヤ否ヤヲ議決ス

和蘭 第一讀會ニ於テハ只議案ノ總體ニ就キテノミ其可否ヲ討論ス然レトモ議案ノ要部ニ就キテハ各個ニ之ヲ討論スルノ場合アリトス

第三十四條 第一讀會ニ於テ總體可ト決シタル議案ハ直ニ之ヲ常置委員若クハ臨時委員ニ付ス其否ト決シタルモノハ理由ヲ付シテ内閣ニ返呈シ又ハ他院ニ返付ス

参照

獨逸 第一讀會ニ於テハ議案ヲ委員ニ付スヘキヤ否ヲ討議ス

第三十五條 議長ハ委員ノ報告ヲ受ケ之ヲ議員ニ配布シ并ニ第二讀會ノ日時ヲ報知ス但シ議案配布シタル時ヨリ少クトモ二十四時間ヲ過キサレハ第二讀會ヲ開クヲ得ス

参照

奧地利匈牙利 委員ノ報告ヲ受ケ之ヲ各議員ニ配布シタル後下院ハ二十四時間ヲ經上院ハ四十八時間ヲ經サレハ第二讀會ヲ開クヲ得ス

丁抹 第二讀會ハ第一讀會ノ後上院ニ於テ三日以上下院ニ在テ二日以上經過セサレハ之ヲ開カス

獨逸 第二讀會ハ第一讀會ノ後二日ヲ過キサレハ之レヲ開クヲ得ス但シ第一第二兩讀會ノ間ハ議員ノ議決ニ依リ其時日ヲ短縮シ若クハ同時ニ之ヲ為スヲ得而シテ第二第三讀會ノ間モ議員十五名ノ反對者アルニアラサレハ之ヲ短縮スルヲ得

第三十六條 第二讀會ニハ報告シタル委員最初ニ發言シ先ツ其報告ノ主意ヲ辨明ス此時議長ハ報告議案ヲ以テ直ニ問題ト爲シテ審議スヘキヤ否ヤヲ議場ニ問ヒ可ト決スルトキハ即チ報告議案ニ對シ討論ヲ開クヘシ

参照

奧地利匈牙利 第二讀會ニハ報告委員討論ノ端緒ヲ開キ報告ノ主旨ヲ辨明ス右終テ議長ハ該報告書ヲ以テ直ニ問題ト爲スヘキヤ否ヲ議場ニ問ヒ其可決ヲ得テ討論ヲ開クヘシ

第三十七條 前條ノ場合ニ於テ議員十人以上ノ同意ヲ以テ本案ヲ翌年ノ會議ニ延サンコトヲ發議シ又ハ報告議案不十分ナルヲ以テ更ニ委員ニ付センコトヲ發議スルコトヲ得更ニ委員ニ付スルコトニ決議スルトキハ即最初委員ニ付シタルト同様ノ手續ヲ經テ更ニ第二讀會ヲ開ク

参照

奧地利匈牙利 第二讀會中本議案ヲ延引シ又ハ再ヒ委員ニ付シ再修正ヲ為サントノ動議ヲ為スコトヲ得但シ賛成者二十名以上アラサレハ問題ト為スヲ得ス其再ヒ委員ニ付スルコトニ決スルトキハ最初ノ修正ト同様ノ手續ヲ以テ二讀會ヲ開クヘシ

凡ソ國會ニ於テハ議案ヲ廢棄スルヲ得ス但之ヲ一時延期シ他ノ議事ニ經過スヘシトノ動議ヲ為スヲ得ルノミ

第三十八條 凡ソ議案ヲ委員ニ付シタルトキ修正說アルモノハ修正ノ案ヲ具ヘ委員ノ參考ニ供スルコトヲ得

参照

佛蘭西 凡ソ修正說ヲ提出シタルモノハ必ス其案ヲ具ヘ先ツ議長ニ呈スヘシ議長ハ之ヲ委員ニ付ス

第三十九條 第二讀會ニハ各條ヲ審議ス各條ニ付修正ノ動議ヲ爲サント欲スルモノハ五人以上ノ同意者ヲ得テ發言スルコトヲ得

参照

丁抹、佛蘭西 第二讀會ニ於テ各條及ヒ修正說ヲ討議ス

阿蘭陀 凡ソ修正說ヲ提出スルモノハ五人以上ノ賛成者ヲ得サレハ議場ノ問題ト為スヲ得ス

獨逸 第二讀會ニ於テハ各條ヲ審議ス句々ノ修正ハ同意者ヲ得サルモノヲ發言スルヲ得

和蘭 第二讀會ニ於テハ各條ヲ審議ス其方法ハ條ノ順序ニ從フテ之ヲ議ス然レトモ某條ト某條ト相離隔スルモノ互ニ密接ノ關係アルモノハ其順序ニ從ハサルコトアリトス

葡萄牙、奧地利匈牙利、西班牙 第二讀會ニ於テハ各條ヲ審議ス

第四十條 第二讀會中修正ノ箇條ニ付議長若クハ五名以上ノ發議ニ依リ議員ノ多數ヲ得テ討論ヲ中止シ修正ノ箇條ヲ更ニ委員ニ付シ調査セシムルコトヲ得

参照

佛蘭西 第二讀會ニ於ケル諸修正ハ報告者ノ請求スル場合ニ限り之レヲ委員ニ付シテ調査セシム

阿蘭陀 逐條審議中議長若クハ五名以上ノ動議ニ依リ一時會議ヲ中止シ調査セシムルコトヲ得政府ノ發議ニ係ル修正モ同様ノ手續ニ依ルコトヲ得

第四十一條 凡ソ修正說ヲ提出スルモノハ必ス案ヲ具ヘ之ヲ朗讀シ可決シタルトキハ之ヲ議長ニ呈スヘシ

参照

佛蘭西 凡ソ修正說ヲ提出スルモノハ必ス案ヲ具ヘ議長ニ呈シ議長ヨリ之ヲ委員ニ付スモノトス

第四十二條 第二讀會ニ於テ修正ノ箇條多キトキハ更ニ委員ニ付シ決議ノ條項ヲ整理シ首尾全備ノ議案ト爲シ更ニ第二讀會ヲ開クヘキモノトス

参照

佛蘭西 第二讀討論會ノ初提出シタル修正ハ悉ク委員ニ付シ調査セシムルモノトス

第四十三條 凡ソ議案第二讀會ヲ經過シタルトキハ次會ニ於テ第三讀會ヲ開クモノトス

参照

奧地利匈牙利 凡ソ議案ハ第二讀會ヲ經タル後通常第三讀會ヲ開クモノトス然レトモ議題ノ性質ニ依リ第二讀會ノ後第三讀會ヲ開クト開カサルトヲ議員ニ問フテ之レヲ決スルコトアリトス

丁抹 第三讀會ハ第二讀會ノ後上院ニ在テ三日後下院ニ在テ二日後ニ於テ之ヲ為スヘキモノトス

獨逸 第二讀會後少クモ二日ヲ經サレハ第三讀會ヲ開クヲ得ス但シ議員十五名ノ賛成者アルトキハ之ヲ減縮スルコトアリ

第四十四條 第三讀會ニ於テハ議案總體ノ可否ヲ決ス

参照

奧地利 第三讀會ニ於テハ議案總體ノ可否ヲ衆議ニ問ヒ起立ヲ以テ之ヲ決シ討論ヲ用ヒス必要ナル修正ノ口述スヘキモノハ討論ヲ許スコトアリ

第四十五條 第三讀會ニ於テハ番外席委員席若クハ議員十五名以上ノ賛成者アルニアラサレハ修正說ヲ提出スルコトヲ得ス但シ字句ノ誤謬ヲ正シ自家撞着ノ廉ヲ注意スルハ此限ニアラス

参照

丁抹 第三讀會ニ於テハ委員内閣大臣若クハ議員十五名（上院ニ在テハ八名）ノ同意者アルニアラサレハ修正說ヲ提出スルヲ得ス

獨逸 第三讀會ニ於テハ議員三十名以上ノ賛成者アルニアラサレハ修正說ヲ提出スルヲ得ス

第四十六條 第三讀會ノ修正ハ出席議員三分二以上ノ同意ニアラサレハ可決スルヲ得ス修正說可決シタルトキハ再ヒ委員ニ付シ議案ヲ整頓セシメ更ニ第三讀會ヲ開クモノトス

第四十七條 凡ソ内閣若クハ他院ノ送付ニ係ル議案ハ委員ノ報告書ヲ否決スルモ猶原案ニ向ヒ更ニ可否ノ決議ヲ要ス

参照

奧地利匈牙利 凡ソ内閣及ヒ他院ヨリ送付ノ議案ハ委員會ノ修正案ヲ廢スルモ猶其原案ニ向ヒ更ニ可否ヲ決ス

第四十八條 凡ソ至急ヲ要スル議案若クハ簡單ニシテ委員ノ審査ヲ要セサルモノハ第一讀會ノ後直ニ第二讀會第三讀會ヲ開クコトヲ得但シ之ヲ決スルハ議長若クハ議員五名以上ノ發議ニ依リ衆議ヲ以テ之ヲ決ス

参照

和蘭 議題ノ簡單ナルカ若クハ至急ヲ要スルモノナル時ハ報告會ノ後直ニ討議ヲ開クモノトス

葡萄牙 政府ヨリ議院ニ下付シタル法律ノ議案ニシテ總テ至急ヲ要スルモノハ第一讀會ノ後直チニ第二讀會ヲ開クコトヲ得ルモノトス

佛蘭西 急ヲ要スル議事ト雖必ス之ヲ委員ニ付スルモノトス

第三章 兩院協議

第四十九條 凡ソ兩院合同議定ノ法案ハ上院ヨリ上奏スルモノトス

参照

葡萄牙 両院ヲ通過シタル議案ハ最後ニ通過シタル議院ヨリ七名ノ總代ヲ撰ミ之ヲ上奏スルモノトス

西班牙 両院議定ノ議案ハ國王ニ上奏スルモノトス

那威 両院ニ於テ議定シタル議案ハ上院ヨリ二名ノ代理ヲ撰ミ之ヲ國王ニ上奏セシム

第五十條 最初下院ニ於テ議定シタル議案上院ニ於テ修正ヲ爲サス可決シタルトキハ上院ヨリ直ニ之ヲ上奏シ其旨ヲ下院ニ通知ス

参照

奧地利 甲院ニ於テ議定シタル議案乙院ニ於テ修正ヲ爲サス可決シタル時ハ甲院ヨリ之ヲ内閣ニ送付シ國王ノ准許ヲ得ルモノトス

白耳義 両院ニ於テ可決シタル議案ハ上院ヨリ直チニ國王ニ上奏セサルヘカラス

第五十一條 最初上院ニ於テ議定シタル議案下院ニ於テ修正ヲ爲サス可決シタルトキハ其旨ヲ以テ上院ニ返付ス上院ハ直ニ之ヲ上奏ス

参照

匈牙利 最初甲院ニ於テ議定シタル議案ヲ乙院ニ於テ可決シタル時ハ之ヲ國王ニ上奏ス

丁抹 最初上院ヲ經過シタル議案ヲ下院ニ於テ修正セサル時ハ下院議長ヨリ直ニ之ヲ内閣ニ送呈シ修正シタル場合ニハ上院ニ送付ス

佛蘭西 下院ニ於テ可決シタル議案下院議長ヨリ直ニ之ヲ掛リ長官ニ返付ス若シ一ヶ月ヲ經過スルモ掛リ長官ヨリ該議案ヲ上院ニ送付スルコトナケレハ下院議長ヨリ直ニ之ヲ上院ニ送付スルモノトス但シ至急ヲ要スル事件ハ三日後ニ於テ此手續ヲ爲スモノトス

第五十二條 凡ソ甲院議定ノ議案乙院ニ於テ修正ヲ爲シタルトキハ其修正議案ニ理由書ヲ付シ甲院ニ返付ス甲院ニ於テハ第一讀會ヲ用ヒス更ニ掛リ委員ニ付シ委員調査ノ報告ヲ得テ直ニ第二讀會以下規則ノ順序ヲ經テ議定ス

本條甲院ノ議定乙院ノ修正議案ニ同意ナルトキハ直ニ上奏ノ手續ヲ爲スヘシ

参照

奧地利匈牙利 凡ソ甲院議定ノ議案乙院ニ於テ修正ヲ爲シタル時ハ其修正議案ニ理由書ヲ付シ甲院ニ還付ス

伊太利 甲院ヲ經過シタル議案ヲ乙院ニ於テ修正シタル時ハ乙院ヨリ之ヲ甲院ニ返付シ其協議ヲ結了スルニ至ル迄互ニ之ヲ議ス而シテ該議案ニ係リ両院ノ協議已ニ成ル時ハ之ヲ國王ニ上奏ス

第五十三條 前條ノ場合甲院ニ於テ更ニ乙院ノ修正議案ニ再ニ修正ヲ爲シタルトキハ其再修正議案ニ理由書ヲ付シ復タ乙院ニ返付ス乙院ニ於テハ更ニ調査議定ヲ爲スコト前條ニ同シ本條ノ場合乙院ニ於テ再修正案ヲ不可トシ猶修正ノ意見アルトキハ直ニ議定ヲ爲サス先ツ其旨ヲ甲院ニ通知シ兩院各々七名ノ協議委員ヲ選舉シ兩院ノ協議ヲ爲サシム

参照

白耳義 甲院ニ於テ乙院ノ修正ヲ不可トシ其意見ノ一致セサル時ハ双方ヨリ協議委員ヲ撰ミ之ヲ議定セシム

葡萄牙 甲院ニ於テ乙院ノ修正ヲ不可トシタルトキハ同數ノ委員ヲ撰ミ修正案ニ係ル討議
ヲ為サシム而シテ委員ノ數ハ議事ノ性質ニ從ヒ五人乃至十二人トス

那威 下院ヨリ修正議案ヲ上院ニ送付スルコト二回ニ及ハ、上下兩院ノ總會議ヲ開キ三分
二ノ同意ヲ以テ其議案ヲ決ス

第五十四條 兩院ノ協議委員ハ別室ニ於テ相談會ヲ爲シ各院ノ意見ヲ此照斟酌シ事情ヲ盡シ務
メテ相讓容シテ可成兩院合同スヘキ修正案ヲ作り之ヲ各院ノ議長ニ報告ス

兩院議長ハ各其報告書ヲ議員ニ配布シ第二讀會以下規則ノ順序ヲ履ミ議定ス

第五十五條 協議委員ノ協議不調ノ時并ニ協議委員ノ報告シタル議案ニ對シ猶兩院ノ議合同セ
サルトキハ各院別個ニ其議定案ヲ上奏スルコトヲ得

資料 15

内閣職權

第一條 内閣總理大臣ハ各大臣ノ首班トシテ機務ヲ奏宣シ旨ヲ承テ大政ノ方向ヲ指示シ行政各部
ヲ統督ス

第二條 内閣總理大臣ハ行政各部ノ成績ヲ考ヘ其説明ヲ求メ及之ヲ檢明スルコトヲ得

第三條 内閣總理大臣ハ須要ト認ムルトキハ行政各部ノ處分又ハ命令ヲ停止セシメ親裁ヲ待ツコ
トヲ得

第四條 内閣總理大臣ハ各科法律起草委員ヲ監督ス

第五條 凡ソ法律命令ニハ内閣總理大臣之ニ副署シ其各省主任ノ事務ニ屬スルモノハ内閣總理大
臣及主任大臣之ニ副署ス

第六條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々狀況ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ但事ノ軍機ニ係リ參
謀本部長ヨリ直ニ上奏スルモノト雖モ陸軍大臣ハ其事件ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ

第七條 各大臣事故アルトキハ臨時命ヲ承テ他ノ大臣其事務ヲ管理スルコトアルヘシ

資料 16

初 稿

第一章 皇 室

第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇ノ^{シラ}治ス所ナリ

第二條？ 天皇ハ大政ヲ總攬シ此ノ憲法ニ於テ勅定スル所ノ條款ニ循ヒ之ヲ施行ス

第三條？ 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第二章 國土及國民

第四條 日本帝國ヲ組立テタル現在ノ疆土及附屬ノ島嶼ハ統一ノ版圖ニシテ永遠分割スヘカラ
ズ

第五條 日本帝國ニ於テ公權ノ享有ヲ得ル爲ニハ、日本國民タルヲ必要トス

日本國民タルノ身分ハ或ハ出生ニ由リ或ハ法律ヲ以テ定メタル要件ニ從ヒ歸化スルニ由リテ
之ヲ得

第六條 日本政府ヨリ任用シタル外國人ハ別段ノ約束アルニ非サレハ任用ノ間歸化ノ國民トス

外國人ハ既ニ歸化法ニ依リ歸化シタルモ法律ヲ以テ特別ノ許可ヲ予フルニ非サレハ仍内閣員
參事院議官兩院議員及陸海軍將官タルコトヲ得ズ

第三章 内閣及參事院

第七條 内閣ハ天皇臨御シ各大臣ノ輔弼ニ依リ萬機ヲ總ルノ所ナリ

第八條 内閣員ハ各省大臣（及參事院議長）ヲ以テ組織ス

第九條 内閣總理大臣及各省大臣ハ其職務ニ就キ各々其責ニ任ス

第十條 内閣總理大臣各省大臣ノ進退ハ總テ天皇ノ大權ニ由ル

第十一條 法律勅令其他國事ニ係ル詔勅ハ内閣總理大臣及主任ノ大臣又ハ臨時代理ノ大臣奉勅
對署ス

第十二條 參事院ハ内閣ノ諮問ニ應ヘ法制ヲ草按シ及特定ノ條項ニ就テハ行政ノ事務ヲ審査ス
（參事院ハ法律ノ疑義ヲ説明ス）

第四章 元老院及議院

第十三條 天皇ハ元老院及議院ノ輔翼ニ依リ立法ノ事ヲ行フ兩院議決ノ後天皇ノ裁可ヲ經ザレ
ハ法律ヲ成サズ

「我カ國ノ議院ハ歐州ノ中古ノ沿革ヨリ來レル會議體ノ遺物ト同カラズ又民主政ノ理論ニヨリテ胎生スル
者ト同カラズ議院ハ天皇立法ノ輔臣ナリ議院ハ主權ヲ分擔スル者ニ非ス又天皇ニ對向シ君民共治ノ部局ヲ
爲ス者ニ非サルナリ」

第十四條 國ノ安全ヲ保ツ爲ニ已ムヲ得ザルノ情狀ニ由リ急施ヲ要スルノ事宜アルトキハ勅令
ヲ發シ法律ニ代フルコトヲ得

此ノ勅令ハ次ノ開會ニ於テ兩議院ノ承認ヲ取ルヘシ

「若シ議院ニシテ此勅令ノ憲法又ハ他ノ法律ト矛盾シタルコトヲ發見シタルトキハ其奏上ニ由リ政府ハ更
ニ勅令ヲ發シテ前日ノ非常勅令ヲ廢止スルノ義務ヲ負ハザルヘカラズ」

第十五條 法案ヲ發シ議院ニ付スルハ天皇ノ大權ニ由ル

「天皇ノ法律ノ成議ヲ裁可セラル、ト裁可セラレザルトハ議院閉會ノ前或ハ其同時ニ於テ之ヲ議院ニ宣諭
セラル、ハ議院ヲ敬待シ人民ニ上意ノ在ル所ヲ明示セラル、所以ナリ」

天皇ハ裁可スル所ノ法律ヲ公布シ之ヲ施行セシム

第十六條 外國條約ニ由リ國疆ヲ變更シ又ハ國及人民ニ義務ヲ負ハシムル者ハ兩院ノ認可ヲ經
ザレハ其効ヲ有セズ

「外交ノ事ハ天皇ノ大權ヲ以テ之ヲ政府ニ統ヘ議院ノ干涉スルコトヲ得ル所ニ非ズ本條特ニ掲ヘタル
事項ニ就テ例外ヲ設クル者ハ蓋國土國權ノ爲ニ無形ノ重疊ヲ設ケテ以テ之ヲ保障シ及國民ノ利益ヲ防護シ
テ百世ノ長計ヲ誤マルコト無ラシメントスルナリ」

第十七條 元老院ノ組織ハ 年 月 日ノ勅令ニ依ル

此勅令ハ法律ニ由ルニ非サレハ将来ニ改修スルコトヲ得ズ

「元老院代議院ト並ヒ設クルハ兩目ノ遠ク視ルカ如ク各々觀察ノ位置ヲ異ニシ以テ詢議ノ精熟周匝ニシテ
輿論ノ公平ヲ得ルヲ期シ政黨ノ偏張ヲ控制シテ橫議奔逸ノ傾勢ヲ撐拄シ多數權力ノ濫弊ヲ救護シテ社會ノ
轉變ヲ捍止シーハ以テ國民運動ノ進歩ヲ視他ハ以テ老成慎重ノ謀猷ヲ察セントス」

第十八條 議院義士ノ定員組織及撰擧ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

「本條之ヲ別法ニ讓ル者ハ蓋組織撰擧ノ法ハ時宜ノ必要ヲ將來ニ見出スルニ從ヒ之ヲ改正シ之ヲ増補スルコトアラントス……」

**第十九條 議員ノ任期ハ四年トシ選舉法ノ定ムル所ニ從ヒ二年コトニ其半ヲ改選ス
議員ハ再三選ニ當ルコトヲ得**

「二年コトニ其半ヲ改選スルハ議員ノ事務ニ慣熟スル者ヲシテ新任者ヲ嚮導セシメ遞次更替セシムルノ便ヲ取り且以テ議院ノ衆論一時ニ轉變スルノ患害ヲ防クナリ……」

**第二十條 議院ノ議員ハ全國人民ノ代議人タリ故ニ議員ハ其所屬選舉區ノ人民ノ為ニ囑托セル
持議ヲ代表スル者ニ非ズ價**

「之ヲ誤解スルトキハ其弊ハ議員各々一局部ノ利害ヲ主張シ狹迫ノ意見ヲ固執シテ廣ク國家ノ長計ト公共ノ大利トヲ思ハザルニ至ルヘシ」

**第二十一條 議員ハ非職武官ヲ除ク外、國庫又ハ地方税ノ俸給ヲ受ル行政官屬ト相兼ヌルコトヲ
得ズ官吏ニシテ議員ノ撰擧ヲ承諾スルトキハ其官ヲ辞スヘク議員ニシテ官吏ニ任スルトキハ
議員ノ職ヲ失フヘシ但教官技術官博物局員衛生會員農會員其他將來ニ特ニ指定スル員屬ハ其
職務ニ妨ケズシテ議員ト相兼ヌルコトヲ得ベシ
僧侶ハ兩院ノ議員タルコトヲ得ズ**

「其理由ニツツアリ第一官吏議員トナルトキハ政府ハ其機械ヲ使用シテ容易ニ議院ヲ牽制スルノ患アラン
トス第二官吏ハ各其職ニ服シ紀律ヲ遵守スルノ責ヲ負ヒ而シテ議員ハ自由ニ其意見ヲ公言スルヲ以テ當然
トシ兩様ノ本分素ヨリ相容レザル者アリ」

第二十二條 何人モ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ズ

第二十三條 兩議院ノ會議ハ公聽ヲ許ス

但シ左ノ場合ニ於テハ公聽ヲ禁スヘシ

一 議長又ハ十名以上ノ議員ノ求アルトキ

二 天皇ノ詔命ヲ以テ内閣ヨリ秘密ノ通牒ヲ得タルトキ

秘密ノ會議ハ刊行スルコトヲ許サズ

第二十四條 兩院ハ毎年十月上諭ヲ以テ之ヲ召集ス

第二十五條 議院ノ開閉ハ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第二十六條 兩院ノ會期ハ三個月トス

「三箇月ヲ以テ會期トスル者ハ議事遷延シ窮期ナキヲ防クナリ……議院閉會シタルトキハ其會期間ノ事務
ハ終ヲ告ル者トシ議案及建議ノ已ニ議決シタル者ト否トヲ問ハズ總テ次會期ニ相續スルコトナシ」

第二十七條 議院ノ解散中止及閉院ノ延期ハ總テ上諭ニ由ル

**第二十八條 議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ其命ヲ得タル日ヨリ二月内ニ新ニ撰擧ヲ行ハシメ
三月内ニ之ヲ召集スヘシ**

解散ノ議員ハ再タビ撰擧セラルハコトヲ得

第二十九條 議院ノ開、閉、中止及閉院ノ延期ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

一 議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ併セテ他ノ議院ヲ閉會セシムヘシ

第三十條 兩院議事方法及兩院ノ關係ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

**第三十一條 代議院ハ当撰議員ノ資格ヲ檢査シ撰擧ノ訴ヲ審理シ及議員ノ辭職又ハ除名ヲ議決
ス**

第三十二條 兩議院ハ其職務ヲ行フ為ニ各々其規則及紀律ヲ制定シ上裁ヲ經テ議長之ヲ施行ス

「憲法ニ議院ノ自治ニ任スル者一ニ曰各議院ハ自其議員ノ資格ヲ検査ス二ニ曰各議院ハ自其議長ヲ推撰ス（上院ハ認可ヲ請フ）三ニ曰各議院ハ其規則及紀律ヲ制定シテ上裁ヲ請フ四ニ曰各議院ノ議長ハ院内ニ於テ紀律ヲ執行シ警察ノ事ヲ督ス是ナリ」

第三十三條 兩院ハ各々其意見ヲ以テ天皇ニ建言スルコトヲ得

「兩院ハ獨リ立法ノ事ニ參預スルノミナラス併セテ法律ヲ監守シ國民ノ權利ヲ保護スルノ任ヲ間接ニ負擔スル者ナリ」

第三十四條 各大臣及其代理タル各官ハ何時タリトモ兩院ニ參會スルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預ラズ

兩院ハ各大臣ノ參會及説明ヲ求ムルコトヲ得

「其説明ヲ求ムルニ當テハ發議ノ議員ヨリ書面ヲ以テ簡明ニ其趣旨ヲ述ヘ議長ヨリ院議ニ付シ多數ノ定議ヲ經テ後議長ヨリ之ヲ政府ニ通牒シ政府ハ日ヲ定メテ主務ノ大臣又ハ其代理官ニ由リ答辯セシムヘシ若答辯スヘカラザルノ事件ニ係ルトキハ又其理由ヲ明示スルヲ要ス議院ニ於テハ其答辯ニ付討議スルコトヲ許サズ若答辯ニ満足セズ又ハ答辯セザルノ理由ニ満足セザルトキハ建議ヲ以テ盡言スルコトヲ得ヘシ、此等皆議院規則ノ規定スベキ所ナリ（巴威爾議院規則十四條以下二十一條ニ至ル迄參考）」

第三十五條 兩院ハ人民ヨリ呈出シタル文書ノ請願ヲ受ケ政府ニ報告シ又ハ意見書ヲ付シ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辯明ヲ求ムルコトヲ得

請願ヲ受ルノ方法ハ議院規則ノ定ムル所ニ依ル

「其議院ニ在テハ各人ノ請願ヲ受ケテ之ヲ審査シ之ヲ議決シ或ハ之ヲ政府ニ報告シ或ハ之ニ意見書ヲ附シテ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辯明ヲ求ムルコトヲ得」

第三十六條 兩議院ハ事務ヲ審査スル為ニ各省ニ向テ必要ナル當該事件ノ報告又ハ證憑文書ノ抄出ヲ求ムルコトヲ得各省ノ外他ノ官衙ニ向テハ直接ニ往復スルコトヲ得ズ

「之ヲ歐洲ニ參考スルニ各國多クハ議院ニ與フルニ審査委員ヲ設クルノ權ヲ以テシ審査委員ハ各省ノ外各官衙ニ往復シ又ハ直接人民ヲ召喚スルノ權ヲ有ス此事論理ニ在テ行政ノ權限ヲ干冒スルノミナラス又實際ニ於テ徒ニ政務執行ヲ侵害シ爭議ヲ增長スルニ過キサラントス本條ハ其衷ヲ酌ミ平穩ノ方法ヲ取ルモノナリ」

第三十七條 兩院ノ議員ハ議院ニ於テ陳述シタル言論ニ付皇室ニ對スル犯罪ヲ除ク外司法ノ告訴糾問ヲ被ルコト無カルヘシ

但シ議員自ラ其言論ヲ新聞又ハ著述ニ公布シタルトキハ普通ノ法律ニ依リ責ニ任スヘシ

「議院ノ内部ハ議院ノ自治ニ屬ス故ニ言論ノ規矩ヲ越エ徳義ヲ紊リ犯罪ヲ煽動シ又ハ人ノ私事ヲ譏毀スルカ如キハ議長ノ制止及懲戒スヘキ所ニシテ而シテ司法官ハ之ニ干涉セサル者トシ一ハ以テ議院ノ權利ヲ尊重シ二ハ以テ議員言論ノ自由ヲシテ十分ニ價量アラシム」

第三十八條 兩院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外乱ニ係ル罪ヲ除ク外開會ノ間議院ノ承諾ナクシテ逮捕又ハ糾問スルコトヲ得ズ

前項ニ指定シタル特別ノ場合ニ於テ議員ヲ逮捕シタルトキハ司法大臣ヨリ直チニ本屬議院ニ報知スヘシ

「議員ハ天皇ノ至高輔翼ニシテ開會ノ間立法ノ大事ヲ司掌ス故ニ本條議員ニ與フルニ司法處分ノ例外特權ヲ以テシ政論紛擾ノ日ニ際シ議員ヲシテ權勢濫枉ノ外ニ立チ以テ不羈特立ノ体面ヲ有ツコトヲ得セシメントス」

第三十九條 兩院ハ政府ノ承認ヲ得ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ

「兩院ハ議事ノ權アリテ執行ノ權ナシ故ニ直接ニ人民ニ命令シ又ハ公告スルノ要用アルコトナシ」

資料 17 議院法第一草案

此議院法ハ^{バウイエル}巴威爾ノ方法ニ依リ憲法ノ外ニ特ニ議院法ヲ制定シ兩議院ニ通シテ其準行スヘキ規程ヲ示ス者ナリ此ノ議院法ニ從ヒ更ニ詳細ノ節目ヲ定メ及議事ノ規則ヲ定ムルハ議院自己ノ権限内ニ在リ

議院法 目次

一 議院組織及開會 二 議長職務議院警察及經費 三 議員年俸 四 會議 五 內閣大臣及委員 六 兩院關係 七 政府質問 八 議場紀律 九 官衙及人民及府縣會ノ關係 十 退職除名 十一 議案奏上閉會 十二 總則

第一章 議院組織

第 條 代議院ニ於テ議員ノ多數集合シタルトキハ直チニ議事章程ニ於テ定メタル方式ニ依リ假議長ヲ定メ及資格檢査委員ヲ定メ各員ノ証狀選舉ノ資格ヲ檢査スヘシ各院ハ自定メタル規則ニ依リ議員ノ撰擧ヲ不當トナシタル異議ヲ審判ス政府ハ其異議ヲ起シ及異議ノ討議ニ與カルコトヲ得

撰擧人ハ其撰擧區内ニ於テ當撰ノ代議士ニ對シ異議ヲ起スコトヲ得

第 條 議院ニ於テ閉會ノ日ヨリ十日ヲ經過シタル後ニ生シタル撰擧ノ異議ハ之ヲ受理セズ

閉會中補欠員ノ撰擧ニ對シテ議院ニ於テ選舉ノ結果ヲ確定シタル後ニ生シタル異議ハ前ニ全シ

第 條 被撰ノ議員ハ其撰擧ノ無効ナルコトヲ證明セラル、ニ至ル迄議院ニ於テ着席及發言ノ權ヲ失ハズ

第 條 一ノ議院ニ於テ憲法ニ定メタル議員ノ多數ヲ異議ナク認定シタルトキハ次ニ議長副議長及書記官ヲ撰任シ必要ニ從ヒ部局ヲ分チ委員ヲ設置シ而シテ後政府及他ノ議院ニ向テ其成立ヲ報告スヘシ

第 條 兩院成立シタル後議院ノ開會ノ日ヲ定メ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第二章 議長職務議院警察及經費

第 條 代議院ハ議員中ヨリ議長一員副議長二員ヲ公選ス

代議院議長副議長ノ任期ハ其會期ニ限ル

第 條 各院ノ議長ハ議事ヲ整理シ及開閉シ外ニ對シ各院ヲ代表スルノ職務ニ任ス

議長ハ随意ニ各部又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得

第 條 各院ノ議長ハ書記官會計官及其他ノ必要ナル官職ヲ任ス

第 條 各院開場中議院内警察ノ權ハ各院ニ屬シ各院ノ名ヲ以テ議事章程ニ循ヒ議長之ヲ行フ

政府ハ兩院ノ需要ニ應シ警察吏員及巡查ヲ派シ各議長ノ指揮ニ任スヘシ

第 條 各院ノ經費ハ國庫ノ負擔トス政府ハ兩院議長ノ請求ニ依リ必要ノ金額ヲ交付ス可シ議會ノ終リニハ議長ヨリ精算ヲ政府ニ報告ス可シ

第三章 議員年俸

第 條 代議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

第 條 元老院ノ撰舉議員ノ年俸ハ元老院組織法ヲ以テ別ニ之ヲ定ム

第 條 代議院議長ハ年俸 圓 副議長ハ年俸 圓ヲ受ク

第 條 兩院議員ノ東京ノ外十里以上ノ地ニ居住スル者ハ往復ノ旅費ヲ受クルコト行政官勅任
(又ハ奏任)ノ例ニ依ル

第四章 會 議

第 條 兩議院ハ登場ノ議員總員ノ三分ノ一以上ニ滿タサルトキハ議事ヲ開クコトヲ得ズ

第 條 議事ハ出席議員ノ過半数ニ依リテ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第 條 兩院會期中ハ勅許ヲ得スシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ズ

第 條 兩院ニ於テ内閣下附ノ議案ヲ議定セサル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ス但他ノ議事緊急ノ
場合ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ許諾ヲ得ルトキハ此限ニ在ラズ

第五章 内閣大臣及委員

第 條 大臣又ハ内閣委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ議事日程ニ拘ラズシテ之ヲ發言セシ
ムベシ

但議員ノ演説ヲ中止セシムルコトヲ得ズ

第 條 大臣及内閣委員ハ議長ヨリ討論ノ結局ヲ宣告シタルノ後ニ仍發言スルノ權ヲ有ス

第 條 兩院ニ於テ議案ヲ委員ニ附シ又ハ修正委員ニ付シタルトキハ内閣大臣及委員ハ其必要ニ
從ヒ何時タリトモ兩院委員會議ニ參席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預ラズ

兩院委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ大臣及内閣委員ニ報知スヘシ

第 條 大臣及内閣委員ハ法律議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ發スルヲ得ルコト議員ニ同シ

第 條 議事日程及報告書ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣及主任ノ委員ニ交附ス可シ

第六章 兩院關係

第 條 内閣ヨリ議案ヲ下附スルニハ兩院ノ中先ツ何レノ院ニ下附スルモ便宜ニ依ル

第 條 兩院修正ノ議合ハザルトキハ兩院ヨリ委員ヲ派シ叶議シテ案ヲ成スノ後更ニ各院ノ會議
ヲ經ヘシ

第 條 兩院事務ノ關係ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ規定ス可シ

第七章 政府質問

第 條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ説明ヲ求メント欲スルトキハ議員三十名以上連署シタル
書面ヲ以テ簡略ニ其主意ヲ述ヘ議長ニ呈出スヘシ

第 條 其書面ハ之ヲ會議ニ付シ議院ノ賛成ヲ得タルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ廻付シ内閣ハ直
ニ答辨ヲナスヘク又ハ答辨ヲナスヘキ日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サバルノ理由ヲ明示スヘシ

第 條 内閣大臣又ハ委員ニ於テ答辨シタル時ハ其事件ニ付議場ニ於テ討論スルコトヲ許サス若
シ議員其答辨ニ満足セサルトキハ更ニ建議ヲ為スコトヲ得可シ

第八章 議場紀律

第 條 議長ハ此法律又ハ議事章程ニ違フ所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ抵抗スルモノアル
トキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退出セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於テ議院ニ訴フ
ルコトヲ得

第 條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第 條 議長ハ議場ノ靜謐ヲ保持シ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ又ハ之ヲ當該官廳ニ引渡シ事宜ニ依リ総テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得可シ

第 條 議場ニ出席シタル内閣大臣及委員及各議員ハ議員又ハ傍聽人ノ紀律ヲ乱ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起シ及之ヲ制止スルコトヲ求ムルコトヲ得

第 條 議員ハ會議ニ方リ言論ノ自由ヲ有ス但シ他院又ハ他人ノ誹毀ニ涉ルコトヲ許サス
議場ニ於テ叡慮ヲ引稱スルコトヲ禁ス

第九章 官衙及人民及府縣會ノ關係

第 條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ得ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ

第 條 兩議院ハ事務ヲ審査スル為ニ各省ニ向テ必要ナル當該事件ノ報告又ハ證憑文書ノ抄出ヲ求ムルコトヲ得各省ノ外他ノ官衙ニ向テハ直接ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ズ

第 條 兩議院ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ズ

第 條 國民ヨリ文書ヲ以テ其上願ヲ兩議院ニ呈出シタルトキハ議員十五名以上ノ同意ノ紹介ヲ得テ始メテ議事ニ付スルコトヲ得ヘシ

各議院ニ於テ上願ヲ採用スルコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其上願書ヲ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

第 條 兩議院ハ人民ノ訴ヲ受クルコトヲ得ズ

兩議院ハ上願者自ラ出頭スル者ヲ受ルコトヲ得ズ

第十章 退職除名

第 條 代議士ハ其議院ノ許可ヲ得テ退院スルコトヲ得可シ

第 條 何等ノ原因ニ拘ラズ代議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ新ニ撰擧ヲ行ハシムルカ為ニ議長ヨリ其由ヲ内務大臣ニ通知スベシ

第 條 兩議院議員中故ナク招集ニ應セズ又ハ罪ヲ犯シ紀律ヲ犯シ議員タルノ資格ヲ妨クル者アルトキハ登場議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ元老院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスベシ

第十一章 議案奏上及閉會

第 條 兩院ニ於テ議案ヲ議決シタルトキハ各院ノ議長ヨリ天皇ニ奏上スル為ニ之ヲ内閣ニ致スヘシ

第 條 議案建議及請願ハ其會期ノ經過シタル時ハ議決ニ至ラサル者モ既ニ結了シタル者ト見做スベシ

第十二章 總 則

第 條 各院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ヲ遵守シ憲法 第 條ニ依リ其ノ職務ヲ行フ為ニ議事章程及諸般ノ規則ヲ定ムヘシ

第 條 各院議事章程及其他ノ規則ハ上裁ヲ經テ之ヲ施行スベシ

資料 18 議院法試草

第一章 議院組織

第一條 代議院議員ハ天皇召集ノ上諭ニ於テ指示シタル期日ニ於テ會堂ニ集會シ直チニ假議長ヲ撰定スヘシ

各員ハ假議長ノ指揮ニ依リ各其當撰證狀ヲ書記局ニ交付スヘシ

第二條 代議院ハ各議員ノ當撰證狀ヲ檢査スル為ニ抽籤法ヲ用ヒ十部ノ分局ヲ定メ并ニ抽籤法ヲ用ヒ當撰證狀ヲ各部ニ分配スヘシ

若議員其屬スル所ノ分局ニ於テ自己ノ證狀ヲ檢査スル場合ニ當テハ其檢査會議ニ豫^{ママ}ラス

第三條 各局ニ於テ假議長ヲ指定シタル時日迄ニ異議ナク各員ノ資格檢査ヲ終リタルトキハ其文書目錄ヲ各議員ニ配布シ議院總會ヲ以テ其認否ヲ決スヘシ

第四條 被撰ノ議員ハ其撰擧ノ無効ナルコトヲ證明セラル、ニ至ル迄議院ニ於テ着席及發言ノ權ヲ失ハス

議院ニ於テ撰擧ノ有効ヲ認定シタル後ハ何等ノ異議モ之ヲ採用スルコトナシ

第五條 若各局ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ議院ハ別ニ資格檢査委員ヲ設ケ時日ヲ期定シ之ヲ檢査セシメ其報告ヲ得議院總會ヲ以テ之ヲ議決スヘシ

第六條 裁判所ニ於テ當撰ノ争訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ議院ニ於テ之ヲ檢査スルヲ要セス

第七條 議院ニ於テノ議員ノ撰擧不當ト認メタルトキハ内務大臣ニ通牒シテ新ニ補闕ノ撰擧ヲ行ハシムヘシ

第八條 議院ニ於テ各議員ノ資格ヲ認定シ終リタルトキハ次ニ議長副議長及書記官ヲ撰任シ其必要ニ從ヒ部局ヲ分テ委員ヲ設置シ而シテ後政府及他ノ議院ニ向テ其成立ヲ報告スヘシ
憲法ニ定メタル議院ノ多數集會セサルトキハ議院ハ成立セサル者トス

第九條 兩院成立シタル後議院ノ開會ノ日ヲ定メ兩議院ノ合會ニ於テ天皇親臨シ又ハ勅使ヨリ詔命ヲ宣フヘシ

第二章 議長職務議院警察及經費

第十條 代議院ニ於テ公選スル所ノ議長ハ一員副議長ハ二員トス

代議院ハ又書記官會計官ヲ公選ス

第十一條 各議院ノ議長ハ議事ヲ整理シ及開閉シ外ニ對シ各議院ヲ代表スルノ職務ニ任ス
議長ハ随意ニ各部又ハ各委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得

第十二條 兩院ノ議長ハ會期ノ暇時ニ於テモ猶兩院ノ事務ヲ終始スル為ニ之ヲ擔當スヘシ

第十三條 書記官會計官ノ外及其他ノ必要ナル職員ハ議長之ヲ任ス

第十四條 議院開場中院內警察ノ權ハ各議院ニ屬シ各議院ノ名ヲ以テ其自定ムル議事規則ニ循ヒ議長之ヲ行フ

政府ハ議院ノ需要ニ應シ警察吏員及巡查ヲ派シ各議長ノ指揮ニ任スヘシ

第十五條 議院ノ經費ハ國庫ノ負擔トス政府ハ兩院議長ノ請求ニ依リ必要ノ金額ヲ交附シ會期ノ終リニ議長ヨリ精算ヲ政府ニ報告スヘシ

第三章 議員年俸

第十六條 代議院議員ハ年俸 圓ヲ受ク

議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ズ

議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓ヲ受ク

第十七條 兩院議員ノ東京ノ外十里以上ノ地ニ居住スル者ハ往復ノ旅費ヲ受クルコト行政官勅任

(又ハ奏任)ノ例ニ依ル

第四章 會 議

第十八條 兩議院會期中ハ勅許ヲ得スシテ休會三日ヲ越ルコトヲ得ス

第十九條 兩議院ニ於テ内閣下付ノ議案ヲ議定セサル間ハ他事ヲ議スルコトヲ得ス但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ内閣大臣又ハ委員ノ許諾ヲ得ルトキハ此限ニ在ラス

第五章 内閣大臣及委員

第二十條 内閣大臣又ハ委員ヨリ發言ヲ為サント求ムルトキハ議事日程ニ拘ラスシテ之ヲ發言セシムベシ

但議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第二十一條 内閣大臣及委員ハ議長ヨリ討論ノ結局ヲ宣告シタルノ後ニ仍發言スルノ權ヲ有ス

第二十二條 兩議院ニ於テ議案ヲ委員ニ附シ又ハ修正委員ニ付シタルトキハ内閣大臣及委員ハ其必要ニ從ヒ何時タリトモ兩議院委員會議ニ參席シ意見ヲ述ルコトヲ得但シ可否ノ數ニ預ラス
兩議院委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其主任ノ内閣大臣及委員ニ報知スヘシ

第二十三條 内閣大臣及委員ハ法律議案ニ付キ修正及重修正ノ動議ヲ發スルヲ得ルコト議員ニ同シ

第二十四條 内閣委員ハ内閣總理大臣ヨリ下付シタル委任証狀ヲ議院ニ示明スヘシ

第二十五條 内閣大臣及委員ハ附属員ヲ帶行シテ一定ノ事件ニ付説明セシムルコトヲ得

第二十六條 議事日程及報告書ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ内閣大臣各員及主任ノ委員ニ交付ス可シ

第六章 兩院關係

第二十七條 内閣ヨリ議案ヲ下附スルハ兩院ノ中先ツ何レノ院ニ下附スルモ便宜ニ依ル但財政及歳入出豫算ニ關ル議案ハ先ツ代議院ニ下附ス

第二十八條 内閣下付ノ議案ハ甲議院ニ於テ可決シ又ハ修正シテ之ヲ議決シタルトキハ之ヲ乙議院ニ廻送スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シタルトキハ之ヲ内閣ニ呈出スルト同時ニ其由ヲ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ヲ脩正シ又ハ甲議院ノ修正ノ議ニ同意セスシテ原案ニ依リ可決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ送還スヘシ甲議院ニ於テ其修正又ハ決議ニ同意セサルトキハ各々同數ノ委員ヲ選派シテ叶議會ヲ開キ之ノ成案ヲ調製セシムヘシ委員ノ成案ハ初ニ原案ヲ議決シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ廻付スヘシ

叶議會ニ於テ調製シタル成案ニ向テハ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス

第二十九條 一議院ニ於テ議案ヲ否決シタル場合ニ於テ其他議院ヨリ廻送セル者ニ係ルトキハ之ヲ内閣ニ還致スルト同時ニ併セテ之ヲ他議院ニ通知スヘシ

第三十條 兩院叶議會ハ公聽ヲ許サス

第三十一條 兩院叶議會ヲ開クノ間ハ兩院ノ會議ヲ開カズ

第三十二條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ以テシ列席員過半數ノ同意ニ依ル

第三十三條 兩院協議會ノ議長ハ兩院議員ノ中ヨリ各々一名ヲ選派シ各會ニ更代シテ其席ニ當ラシムヘシ其最初會ニ於ケル議長ノ席ハ採鬮法ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 國會開場及閉場ノ式ニ於テ兩院ノ議員合會スルトキハ元老院議員ハ左ニ列シ代議院議員ハ右ニ列スヘシ此場合ニ於テ議長ヲ要スルトキハ元老院ノ議長其席ニ當ルヘシ

第三十五條 兩院交互ノ間ノ往復ハ各々議長ノ名ヲ以テス

第三十六條 兩院事務關係ノ節目ハ其協議ニ依リ之ヲ定ム

第七章 政府質問

第三十七條 議員ヨリ政府ニ對シ質問ヲナシ説明ヲ求メント欲スルトキハ議員三十名以上連署シタル簡略ナル主意書ヲ以テ議長ニ呈出スヘシ

第三十八條 政府ニ質問スル書面ハ別ニ主名議員ノ演説ヲ要セスシテ之ヲ會議ニ付シ議院ノ賛成ヲ得タルトキハ議長ヨリ之ヲ内閣ニ送付スヘシ内閣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答辨ヲ為スヘキ日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サハルノ理由ヲ示明スヘシ

第三十九條 内閣大臣又ハ委員ニ於テ答辨シタル時ハ其事件ニ付議場ニ於テ討論スルコトヲ許サス若シ議員其答辨ニ満足セサルトキハ更ニ議院ヨリ建議ヲ為スヘキノ發議ヲ提出スルコトヲ得ヘシ

第八章 議場紀律

第四十條 議長ハ此法律又ハ議事規則ニ違フ所ノ議員ヲ警戒シ又ハ制止シ其命ニ抵抗スルモノアルトキハ發言ヲ禁シ又ハ議場外ニ退去セシムルノ權務アリ但シ其議員ハ當場ニ於テ議院ニ訴フルコトヲ得

第四十一條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第四十二條 議長ハ議場ノ靜謐ヲ保持シ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ又ハ之ヲ當該官廳ニ引渡シ事宜ニ依リ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第四十三條 議場ニ出席シタル内閣大臣及委員及各議員ハ議員又ハ傍聽人ノ紀律ヲ乱ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起シ及之ヲ制止スルコトヲ求ムルコトヲ得

第四十四條 議員ハ會議ニ方リ言論ノ自由ヲ有ス但シ他院又ハ他人ノ誹毀ニ渉ルコトヲ許サス議場ニ於テ叡慮ヲ引稱スルコトヲ禁ス

第九章 官衙及人民、府縣會ノ關係

第四十五條 兩議院ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ公告ヲ發スルコトヲ得ズ

第四十六條 兩議院ハ府縣會ト往復スルコトヲ得ズ

第四十七條 國民ヨリ文書ヲ以テ其請願ヲ兩議院ニ呈出シタルトキハ議員十五名以上ノ同意ノ紹介ヲ得テ始メテ議事ニ付スルコトヲ得ヘシ

各議院ニ於テ請願ヲ觀察スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其請願書ヲ天皇ニ上奏シ及主務大臣ノ辨明ヲ求ムルコトヲ得

第四十八條 兩議院ハ人民ノ訴ヲ受クルコトヲ得ズ又請願者自ラ出頭スル者ヲ受クルコトヲ得ズ

第四十九條 議院及委員ハ議長ヲ經ズシテ他ノ官衙ト往復スルコトヲ得ス

第十章 退職除名

第五十條 代議院ノ議員ハ其議院ノ許可ヲ得テ退院スルコトヲ得可シ

第五十一條 何等ノ原因ニ拘ラズ代議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ新ニ撰擧ヲ行ハシムルカ為ニ議長ヨリ其由ヲ内務大臣ニ通牒スベシ

第五十二條 兩議院議員中故ナク開院後八日迄ニ招集ニ應セズ又ハ罪ヲ犯シ紀律ヲ犯シ議員タルノ資格ヲ妨クル者アルトキハ登場議員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ元老院ニ於テハ開會ノ間辭職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスベシ

第五十三條 議長ヨリ三次ノ招状ヲ受ケタルニ當然ノ理由ナクシテ欠席スル議員ハ元老院ニ於テハ開會ノ辭職ト見做シ代議院ニ於テハ退職者トナスベシ

第十一章 議案奏上及閉會

第五十四條 兩議院ニ於テ議案ヲ議決シタルトキハ各院ノ議長ヨリ天皇ニ奏上スル為ニ之ヲ内閣ニ致スヘシ

其否決シタルトキモ亦前ニ全シ

第五十五條 兩議院會期ノ經過シタル時ハ議案建議及請願ノ議決ニ至ラサル者モ既ニ終了シタル者ト見做スヘシ

第十二章 總 則

第五十六條 各議院ハ此ノ法律ニ定メタル條則ニ從ヒ憲法第一條ニ依リ其職務ヲ行フ為ニ議事規則及諸般ノ規則ヲ定ムヘシ

第五十七條 各議院議事規則及其他ノ規則ハ上裁ヲ經テ之ヲ施行スベシ

資料 19

甲 案

目 次

第一 根本條則

第二 國民

第三 内閣及參事院

第四 元老院及代議院

第五 司法權

第六 租税及會計

第七 軍兵

計七十二條

第一章 根本條則

第一條 日本帝國は萬世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ大政ヲ總攬シ此ノ憲法ニ於テ勅定スル所ノ條款ニ循ヒ之ヲ施行セシム

第四條 日本帝國ヲ組立テタル現在ノ疆土及附屬ノ島嶼ハ統一ノ版圖ニシテ永遠分割スヘカラズ

第二章 國 民

第五條 日本帝國ニ於テ公權ノ享有ヲ得ル為ニハ日本國民タルヲ必要トス

日本國民タルノ身分ハ或ハ出生ニ由リ或ハ法律ヲ以テ定メタル要件ニ從ヒ歸化スルニ由リテ之ヲ得

第六條 日本政府ヨリ任用シタル外國人ハ別段ノ約束アルニ非サレハ任用ノ間歸化ノ國民トス外國人ハ既ニ歸化法ニ依リ歸化シタルモ法律ヲ以テ特別ノ許可ヲ予フルニ非サレハ仍内閣員參事院議官兩院議員及陸海軍將官タルコトヲ得ス

第七條 凡ソ日本國民タル者ハ總テ左ノ權利ヲ保護セラル

一 何等ノ名稱位列タルニ拘ラス法律ニ於ケル一般ノ平等

二 特ニ許可ヲ要スル者ヲ除ク外法律ニ觸レス及秩序安寧ニ妨ケサル榮業ノ自由

- 三 生計ノ救助ヲ受クル者刑法ノ監視ヲ受ル者及兵役ニ係ル制限ヲ除ク外内外移轉ノ自由
- 四 法律ニ掲ケタル場合又ハ裁判ノ効力ニ依ルノ外強制拿捕勾留ヲ受ケサルコト
- 五 法律ニ定メタル規程ニ依ラサレハ糾治ヲ受ケサルコト
- 六 法律ニ指定シタル場合ヲ除ク外家主ノ承諾ナクシテ家宅ニ侵入スルヲ許サ、ルコト
- 七 正條ノ外刑法ノ處分ヲ受ケサルコト
- 八 公益處分ノ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外各人ノ所有財産ヲ侵サレサルコト
- 九 安寧秩序ニ妨ケス及國民ノ義務ニ背カサル信教ノ自由
- 十 法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由
- 十一 刑事ノ檢探及戰時又ハ内乱ノ場合ヲ除ク外郵信ノ秘密法律ハ安寧秩序ヲ維持シ又ハ公益ノ必要ノ為ニ正條ヲ掲ケテ前ニ擧ケタル各項ニ適當ノ制限ヲ設ケ及戒嚴ノ時ニ於テ一時停止處分ヲ行フヘキ場合ヲ定ムヘシ

第八條 凡ソ日本國民ハ相当ノ敬禮ヲ守リ法律ノ規程ニ循ヒ天皇及議院ニ請願ヲナスコトヲ得

第九條 凡ソ日本國民ハ兵役ニ就キ及其ノ財産ニ比例シテ租税ヲ納ムルノ義務ヲ負フ

第十條 軍隊ノ紀律ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム第七條第八條ハ其軍律ニ矛盾セサル者ノ外軍隊ニ準行セス

第三章 内閣及參事院

第十一條 天皇ハ内閣ニ臨御シ萬機ヲ聽覽ス

第十二條 内閣ハ各省大臣（及參事院議長）ヲ以テ組織ス

第十三條 内閣總理大臣及各省大臣ハ其職務ニ就キ各々其責ニ任ス

第十四條 内閣總理大臣及各省大臣ノ進退ハ總テ天皇ノ大權ニ由ル

第十五條 法律勅令及其他國事ニ係ル詔勅ハ内閣總理大臣及主任ノ大臣又ハ臨時代理ノ大臣奉勅對署ス

第十六條 參事院ハ内閣ノ諮問ニ應ヘ法律勅令ヲ草按シ及特定ノ條項ニ就テハ行政ノ事務ヲ審査ス

（參事院ハ法律ノ疑義ヲ説明ス）

第四章 元老院及代議院

第十七條 天皇ハ元老院及代議院ノ輔翼ニ依リ立法ノ事ヲ行フ

兩院議決ノ後天皇ノ裁可ヲ經サレハ法律ヲ成サス

第十八條 國會ノ叶同ヲ待タスシテ法律ヲ施行スル為ニ又ハ國ノ安全ヲ維持スル為ニ必要ナル勅令ヲ下スハ天皇ノ大權ニ屬ス但勅令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十九條 法律ノ起案ヲ議院ニ付スルハ天皇ノ大權ニ由ル

（兩議院ハ法律起案ノ意見ヲ具ヘテ天皇ニ上奏スルコトヲ得）

第二十條 天皇ハ裁可スル所ノ法律ヲ公布シ之ヲ施行セシム

公布ノ方式及施行期限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十一條 外國條約ニ由リ國疆ヲ變更シ又ハ國ノ負擔ヲ起シ及國民ノ公權ヲ制限スルニ渉ル者ハ兩院ノ認可ヲ經サレハ其効ヲ有セス

第二十二條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタルノ法案ハ同一會期ノ中ニ再議ニ付スルコトナカルヘシ

第二十三條 元老院ノ組織ハ別ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

此勅令ハ法律ニ由ルニ非サレハ將來ニ變更スルコトヲ得ス

- 第二十四條 代議院ノ定員組織及撰擧ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第二十五條 議員ノ任期ハ四年トシ選舉法ノ定ムル所ニ從ヒ二年コトニ其半ヲ改選ス
議員ハ再選ニ當ルコトヲ得
- 第二十六條 代議院ノ議員ハ全國人民ノ代議人ニシテ其所屬府縣又ハ選舉區ノ人民ヲ代表スル者
ニ非ス故ニ議員ニ付予スル委任囑托ハ總テ其効力ヲ有セス
- 第二十七條 議員ハ非職武官ヲ除ク外國庫又ハ地方税ノ俸給アル行政官屬ト相兼ヌルコトヲ得ス
官吏ニシテ議員ノ撰ニ應スルトキハ非職タルヘシ議員ニシテ官吏ニ任スルトキハ議員ノ職ヲ
失フヘシ但教官技術官博物局員衛生會員其他將來ニ特ニ指定スル員屬ハ其職務ニ妨ケスシテ
議員ト相兼ヌルコトヲ得ヘシ
僧侶ハ兩院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第二十八條 一人兩院ノ議員ヲ兼ヌルコトヲ得ス
- 第二十九條 兩議院ハ每年十一月上諭ヲ以テ之ヲ召集ス
- 第三十條 非常ノ要用アルニ當テハ特ニ上諭ヲ發シ臨時兩院ヲ召集ス
臨時會ノ會期ハ又上諭ニ由リ便宜ニ之ヲ定ムヘシ
- 第三十一條 兩院ノ會期ハ三個月トス
兩院ノ閉期ヲ延引スルハ上諭ニ由ルヘシ
- 第三十二條 兩議院ノ開閉及延會ヲ命スルハ總テ上諭ニ由ル
- 第三十三條 議院ノ開閉及延會及閉院ノ延期ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
一 議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ併セテ他ノ議院ヲ閉會スヘシ
- 第三十四條 必要ノ場合ニ於テ兩議院又ハ一議院ヲ解散スルハ天皇ノ大權ニ由ル
議院解散ノ命ヲ受ケタルトキハ其命ヲ得タル日ヨリ二月内ニ上諭ヲ以テ新タニ撰擧ヲ行ハシム
ヘシ
解散ノ命ヲ受ケタル議員ハ仍再タヒ撰擧ニ當ルコトヲ得
- 第三十五條 代議院ノ議長副議長ハ一會期コトニ議員之ヲ公撰ス
- 第三十六條 代議院ハ自ラ其當撰議員ノ資格ヲ檢査シ退職又ハ除名ヲ議決ス
- 第三十七條 兩議院ノ會議ハ公聽ヲ許ス
但シ左ノ場合ニ於テハ公聽ヲ禁スヘシ
一 議長又ハ十名以上ノ議員ノ要求ニ由リ公聽人ヲ退散セシメ嗣テ議院ニ於テ秘密會議タルヘ
キコトヲ決議シタルトキ
二 天皇ノ詔命ヲ以テ内閣ヨリ秘密ノ通牒ヲ得タルトキ
秘密ノ會議ハ刊行スルコトヲ許サス
- 第三十八條 兩議院ハ出席議員半數ニ滿タサルトキハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第三十九條 議事ハ出席議員ノ過半數ニ依テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十條 內閣大臣及委員ハ何時タリトモ兩議院ニ出席シテ演說スルコトヲ得但議決ノ投評ニ加ハ
ラス
- 第四十條 各議院オ事務及會議ノ方法ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
議院内部ノ規則ハ各議院ニ於テ之ヲ定メ上裁ヲ經テ施行ス
- 第四十一條 上下議院ハ相當ノ敬禮ヲ守リ天皇ニ意見ヲ建議スルコトヲ得

第四十二條 兩院ハ人民ヨリ呈出シタル請願ノ文書ヲ受ケ政府ニ移牒シ又ハ意見書ヲ付シ天皇ニ上奏シ或ハ主務大臣ノ辯明ヲ求ムルコトヲ得

請願ヲ受ルノ方法ハ法律及議院規則ノ定ムル所ニ依ル

第四十三條 各院ハ必要ナリトスル場合ニ於テハ内閣大臣ニ質疑ノ文書ヲ送付シ其辯明ヲ求ムルコトヲ得

第四十四條 兩議院ハ事務ヲ審査スル為ニ各省ニ向テ必要ナル報告及證憑文書ヲ求ムルコトヲ得但シ各省ノ外他ノ官衙ニ向テハ直接ニ往復スルコトヲ得ス

第四十五條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ陳述シタル意見及投評ニ付糾弾ヲ被ルコト無カルヘシ但議院規則ニ於テ定ムル處分ハ此條ノ關涉スル所ニアラス

議員自ラ其言論ヲ新聞紙ニ公布シタルトキハ普通ノ法ニ依リ責ニ任スヘシ

第四十六條 兩院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外乱ノ罪ヲ除ク外開會ノ間議院ノ承諾ナクシテ逮捕スルコトヲ得ス

前項ニ指定シタル場合ニ於テ議員ヲ逮捕シタルトキハ司法大臣ヨリ直チニ所屬議院ニ報知スヘシ

議員ノ勾留ヲ受ケ及治罪ノ處分ヲ受ケタル者ニ付所屬議院ヨリ要求スルトキハ開會ノ間其處分ヲ置閣スヘシ

第五章 司法權

第四十七條 裁判ハ專法律ニ依ル裁判官ハ天皇ノ名代トシテ其職務ヲ行フ為不羈ノ權ヲ有ス

第四十八條 裁判官ハ天皇ノ任命ニ由ル法律ニ定ムル事由ニ由リ裁判ヲ經ルニアラサレハ免職又ハ非職ヲ命セラルハコトナシ

其滿六十五歳ヲ超エ老退ノ故ニ由リ又ハ裁判編制及其區畫ノ變更ニ由リ非職ヲ命スルハ前項ニ牴觸スルノ限リニ在ラス

判事補及治安裁判所ノ判事ハ此ノ條ノ例ニ依ラス

第四十九條 裁判ノ對審及判決ハ之ヲ公行ス

特ニ公行ヲ閉ルコトヲ得ルノ場合ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第五十條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第五十一條 民事刑事ヲ問ハス裁判所編制及裁判章程ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 行政上ノ處分又ハ指令ニ對シ行政官吏ヲ訴フル者ハ司法上ノ訴ト分別シ行政裁判所ニ於テ之ヲ受理ス

行政裁判所ノ組織權限及訴訟手續ハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十三條 司法部行政部ノ權限爭議ノ裁決ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第六章 租税及會計

第五十四條 國税ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十五條 現在既定ノ租税及将来ニ經常税トシテ定ムヘキ租税ハ更ニ他ノ法律ヲ以テ之ヲ變革セサル限リハ毎年一定ノ税率ニ依リ之ヲ徵収スヘシ

第五十六條 地方ノ費用ニ充ル租税ハ特ニ定メタル法律限内ニ於テ各地方議會ノ議ヲ取り之ヲ徵収スヘシ

法律ハ已ムヲ得サル場合ニ於テ地方議會ノ議決ニ依ラスシテ之ヲ徵収スルヲ得ヘキノ特例ヲ定ムヘシ

第五十七條 歳出歳入ノ定額ハ毎年豫算表ヲ制定シ兩議院ノ承認ヲ經テ之ヲ公告スヘシ

第五十八條 格別ノ時宜ニ因リテハ七年ヨリ長カラサル時間ヲ期シテ数年ノ繼續費ヲ議決スルコトヲ得ヘシ

第五十九條 帝室費及特別ノ法律ヲ以テ定メタル歳出歳入又ハ法律ニ依リ政府ノ義務ニ於テ必要ナル歳出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ毎年決議スルノ限ニアラス

歳出ニ係ル現在既定ノ命令ハ總テ法律ノカアル者トシ本條ニ準スヘシ

第六十條 豫算ノ各款ニ就テ兩議院ノ議決ヲ經タル者ハ流用ヲ許サス其各項ハ勅令ヲ以テ流用ヲ許スコトヲ得

第六十一條 兩議院ニ於テ豫算ヲ議決セサルトキハ政府ハ前年ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第六十二條 歳出歳入ノ決算ハ毎年會計検査院ノ審査報告ヲ併セ兩議院ニ附シ其承認ヲ經テ之ヲ完結ス

第六十三條 已ムヲ得サル情状ニ由リ一歳ノ支費豫算ニ超過シタルカ又ハ歳入其豫定ノ額ニ充タスシテ更ニ補充費ヲ支出シタルトキハ次年ノ開會ニ於テ之ヲ兩議院ニ報告シ其承認ヲ求ムヘシ

第六十四條 會計検査院ハ會計出納ヲ監視シ毎年ノ決算ヲ検査ス

會計検査院ノ編制及權限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 兩議院ノ承認ヲ經サレハ國債ヲ起シ及國庫ノ負擔ニ係ル政府ノ保証ヲ予フルコトヲ得ス

第七章 軍 兵

第六十六條 徴兵ノ方法ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

平時ニ於テ毎年徴員ノ數ハ現時ノ定額ヲ増加スルトキニ限り之ヲ議院ノ議ニ付スヘシ

戰時ニ於テ國民軍ヲ徴集スルハ勅令ニ依ル

第六十七條 陸海軍ノ編制ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第六十八條 外國ノ軍隊ハ法律ニ據ルニ非スシテ日本國ノ軍役に從事シ及日本國ノ土地ニ屯駐シ又ハ經過スルコトヲ許スコトヲ得ス

第六十九條 常備軍隊ハ法律ニ定ムル時機ニ於テ文衙ノ請求ニ由リ内乱ヲ鎮壓シ及法律ヲ施行スル為ニ之ヲ用ユルコトヲ得

第七十條 軍隊ハ服務ノ内外ヲ論セス多衆議事スルコトヲ得ス命令ニ由ラスシテ集會スルコトヲ得ス

軍隊ハ政談演說ヲ為シ及參會シ又ハ政事ノ意見ヲ建白スルコトヲ得ス

第七十一條 戰時又ハ内乱ニ當リ全國又ハ國ノ或ル部分ニ向テ戒嚴ノ令ヲ公布スルハ勅令ニ由ル法律ハ戒嚴ノ節目及合圍ノ地方ニ限り軍隊司令官ニ委任スル處分ノ場合ヲ定ム

第七十二條 陸軍及海軍裁判ハ陸軍及海軍刑法ニ依リ專軍屬ノ刑事ノ犯人及軍法ノ犯者ヲ處分ス

資料 20 夏島草案

第一章 根本條則

第二章 天 皇

第三章 帝國議會

第四章 臣民一般ノ権利義務

第五章 司法

第六章 行政

第七章 附則

第一章 根本條則

第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第三條 日本帝國ノ疆域ハ現在ノ統一ニ屬スル版圖タルヘシ
國疆ノ變更ハ專ラ法律ニ依ル

第二章 天皇

第四條 天皇ハ帝國ノ元首ニシテ一切ノ國權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ主義ニ基キ大政ヲ施行ス

第五條 天皇ノ身體ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第六條 天皇ハ諸大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス

第七條 天皇ハ帝國議會ノ贊襄ヲ以テ立法權ヲ施行ス

第八條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其發布及執行ヲ命ス

第九條 天皇ハ國家危急ノ場合及公共ノ危難ヲ避クル為メ内閣ノ責任ヲ以テ法律ノ効力ヲ有スル
勅令ヲ發ス

第十條 天皇ハ國家ノ安寧秩序ヲ維持スルニ必要ナル勅令ヲ發シ之ヲ厲行スル為メ罰則ヲ付シ及
強制處分ヲ施ス

第十一條 天皇ハ戒嚴法ヲ實施スルノ公布ヲ發ス

第十二條 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章其他ノ徽章ヲ賜與ス

第十三條 天皇ハ文武官ヲ任免シ其俸給恩給年金及其他ノ給與ヲ定ム

第十四條 天皇ハ赦免減刑及復權ヲ命ス

第十五條 天皇ハ陸海軍ヲ編制シ及之ヲ統率シ凡テ軍事ニ關スル最高命令ヲ下ス

第十六條 天皇ハ宣戰講和ノ權ヲ施行ス

第十七條 天皇ハ外國ト條約ヲ訂結ス其條約ニ由リ國民服從ノ義務ヲ有スルモノハ正當ノ式ニ依
リ之ヲ公布スヘシ

第十八條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ之ヲ開閉延長及解散ス

第十九條 攝政職ヲ置クノ場合ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ攝政ハ天皇ノ大權ヲ天皇ノ名ヲ以テ
施行ス但攝政職ヲ置クノ間憲法及皇室典範ヲ變更スルコトヲ得ス

第三章 帝國議會

第二十條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ之ヲ構成ス

第二十一條 貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

一 皇族

二 公侯伯爵

三 子男爵各其同爵ノ選舉シタルモノ

四 功勞或ハ學識アル者ヨリ勅任セラレタルモノ

五 各府縣ニ於テ最多額ノ國稅ヲ納ムル土地ヲ有シ或ハ工商業ヲ営ム者ヨリ互選シ勅任シタル
モノ

- 第二十二條 皇族ノ男子ハ丁年ニ達シ議席ニ列ス
- 第二十三條 公侯伯爵ノ男子ニシテ滿二十五歳ニ達シタルモノハ議席ニ列ス
- 第二十四條 子男爵ノ男子ニシテ滿二十五歳ニ達シ各其同爵ノ選舉ヲ受ケタルモノハ十箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ
本條議員ノ數ハ子男爵總數ノ五分一ヲ超過スヘカラス
- 第二十五條 功勞或ハ學識アル滿三十歳以上ノ男子ニシテ勅任セラレタルモノハ終身議員タルヘシ
- 第二十六條 各府縣内ニ於テ滿三十歳以上ノ男子ニシテ土地ヲ有シ或ハ工商業ヲ營ミ其所有地或ハ營業ニ付最多額ノ國稅ヲ納ムル者二十五人ノ内ヨリ一人ヲ互選其選ニ當リタルモノハ五箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ
本條ノ當選者ニシテ不當ト看認ムルコトアルトキハ勅旨ヲ以テ同資格ヲ有スルモノ、内ヨリ更ニ再選ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十七條 議長副議長ハ議員中ヨリ勅任ス
- 第二十八條 衆議院ハ議員選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第二十九條 衆議院ノ議員ハ四年ヲ以テ任期トス
議員ハ再選セラル、コトヲ得
- 第三十條 衆議院議長副議長ハ普通選舉期限間ノ任期ヲ以テ議員中ヨリ之ヲ公選ス
- 第三十一條 凡テ法律ハ帝國議會ノ議決ヲ經ルヲ要ス
- 第三十二條 凡テ法律起案ノ權ハ政府ニ屬ス
- 第三十三條 帝國兩議院ハ憲法ヲ除クノ外新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ關スル意見ヲ建議スルコトヲ得但其採納ヲ得サルモノハ同會期ニ於テ再議スルコトヲ得ス
- 第三十四條 兩議院共ニ否決シタルノ法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトナカルヘシ
- 第三十五條 一人ニシテ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第三十六條 帝國兩議院ノ常會ハ毎年一回三箇月ノ會期ヲ以テ之ヲ召集ス必用アルニ當テハ更ニ其會期ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第三十七條 臨時緊急ノ要用アルニ當テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
- 第三十八條 帝國兩議院ノ開閉延長及解散ヲ命シ又ハ臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第三十九條 帝國兩議院ノ開閉及延長ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
- 第四十條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院モ同時閉會スヘシ
- 第四十一條 衆議院解散ノ節ハ其當日ヨリ二箇月以内ニ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰舉セシメ四箇月以内ニ召集スヘシ
- 第四十二條 帝國兩議院ハ此憲法及議院法ニ掲クルモノ、外其ノ會議及内部ノ事務ヲ整理スルニ諸規則ヲ制定スルコトヲ得
- 第四十三條 貴族院ハ出席議員五十名以上衆議院ハ總議員半數以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第四十四條 帝國兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長之ヲ決スヘシ
- 第四十五條 帝國兩議院ノ會議ハ公然ノモノトス但政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得

第四十六條 帝國兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及投票ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ其責ニ任スヘシ

第四十七條 兩院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ

第四十八條 各大臣次官及政府ノ命ヲ受ケタル委員ハ何時タリトモ兩議院ニ出席シ及其意見ヲ陳述スルコトヲ得

各大臣次官及政府ノ委員ハ各院ノ委員會ニ於ケルモ亦前項ニ同シ

第四章 臣民一般ノ權利義務

第四十九條 凡ソ日本臣民タルノ資格ノ得喪及其歸化ニ關スル規則ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第五十條 日本臣民タル者ハ政府ノ平等ナル保護ヲ受ケ法律ノ前ニ於テ平等トス又適當ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第五十一條 日本臣民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ニ就クノ義務ヲ有ス

第五十二條 日本臣民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

第五十三條 日本臣民タル者ハ生計ノ救助ヲ受クル者刑法ノ監視ヲ受クル者及其兵役ニ係ル制限ヲ除ク外居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス

第五十四條 日本臣民タル者ハ法律ニ掲ケタル場合又ハ裁判ノ効力ニ依ルノ外強制拿捕勾留ヲ受クルコトナシ

第五十五條 日本臣民タル者ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セラルハコトナシ

第五十六條 日本臣民タル者ハ法律ニ依ルニアラサレハ糾治ヲ受ケ又刑罰ヲ科セラルハコトナシ

第五十七條 日本臣民タル者ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除クノ外其承諾ナクシテ其居住ニ侵入シ及其居住ヲ檢探セラルハコトナシ

第五十八條 日本臣民タル者ハ刑事ノ檢探及戰時又ハ内亂ノ場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ

第五十九條 日本臣民タル者ハ共同ノ資益ノ為法律ノ定メタル場合ヲ除ク外其所有權ヲ侵サルハコトナシ

第六十條 日本臣民タル者ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第六十一條 日本臣民タル者ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第六十二條 日本臣民タル者ハ相當ノ敬禮ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ天皇ニ請願ヲ為スコトヲ得

第六十三條 本章ニ掲クル前諸條ノ規定ハ天皇大權ノ施行ヲ變更スルコトナク又安寧秩序ヲ維持シ又ハ公然ノ必要ノ為メ適當ノ制限ヲ設ケ及戒嚴ノ時ニ於テ一時停止處分ヲ行フコトアルヘシ

第六十四條 本章ニ掲クル前諸條ノ規定ハ軍隊ノ規律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人軍屬ニ準行ス

第五章 司法

第六十五條 司法權ハ法律ヲ以テ構成シタル裁判所ニ於テ專ラ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス

第六十六條 裁判官ハ天皇又ハ天皇ノ名ヲ以テ終身之ニ任ス

裁判官ノ懲戒ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム其免職及一時ノ停職ハ專ラ裁判宣告ニ依ル

第六十七條 裁判所ノ審理判決ハ之ヲ公行ス但安寧秩序及風俗ヲ紊亂スルノ虞アル者ハ法律又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ其審理公行ヲ禁スルコトヲ得

第六十八條 行政聽ノ處分又ハ命令ニ對スルノ訴訟ハ特ニ行政裁判所ノ裁判ニ屬ス其構成權限及訴訟規則ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十九條 行政聽ト通常裁判所ト又通常裁判所ト行政裁判所トノ權限爭議ハ特別ノ裁判ヲ開キ之ヲ裁決ス其裁判所ノ組織權限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 行 政

第七十條 行政權ハ帝國內閣ニ於テ之ヲ統一ス

第七十一條 內閣ハ天皇ノ親臨萬機ヲ決裁スル所ニシテ政務ニ關スル大臣ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十二條 各大臣ノ進退ハ天皇ノ親裁ニ由ル其他高等官ハ天皇又勅命ニ依リ之ヲ任免ス

第七十三條 各大臣ハ天皇ニ對シ合體又ハ各自ニ其責ニ任ス

第七十四條 內閣ハ勅裁ヲ經テ各行政機關ノ構成及其遵行スヘキ諸規則ヲ定ム

第七十五條 國家ノ行政ハ府縣郡ノ區畫ニ基キ之ヲ施行ス

府縣郡ニ於テ自治ノ事務ハ國家ノ官聽ト自治體ノ協同ヲ以テ之ヲ施行ス

第七十六條 府縣郡村及市政ノ自治團體ニ關スル組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十七條 租稅ヲ課シ及國債ヲ起スハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七十八條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改正セサル限ハ舊法ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

第七十九條 歲出歲入ハ毎年豫算表ヲ調製シ帝國議會ノ議決ヲ經ヘシ

第八十條 帝室費又ハ法律ニ依リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歲出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ毎年議決スルノ限ニアラス

第八十一條 國家ノ須要ニ應シ政府ノ發議ニ因リ豫メ年限ヲ定メ繼續費ヲ議決スルコトヲ得

第八十二條 豫算ハ前キニ衆議院ニ提出シ其議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

第八十三條 豫算外ノ緊急ナル需用ニ充ル為メ毎年豫算表中ニ臨時費ノ一款ヲ設クヘシ

第八十四條 臨時緊急ノ需用アル場合ニ於テ帝國議會未タ開會セス又ハ外交上ノ狀況ニ依リ之ヲ召集スルコト能ハサルトキ又ハ帝國議會ノ決議憲法ニ背馳シタルモノアルトキハ政府ハ勅裁ヲ經テ財政上必要ノ處分ヲ為シ時宜ニ依テハ新稅ヲ課シ又ハ國債ヲ起スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ政府ノ處分ハ之ヲ次回ノ帝國議會ニ提出シ其承認ヲ經ヘシ

第八十五條 帝國議會ノ一院ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算ニ關シ政府ト帝國議會ノ一院トノ間ニ協議整ハサルトキハ少クモ一院ノ承認ヲ得ルニ於テ勅裁ヲ經之ヲ施行ス若シ兩院共ニ豫算ヲ議決セス又ハ豫算ニ關シ協議整ハサルトキハ勅裁ヲ經內閣ノ責任ヲ以テ之ヲ施行ス

第八十六條 地方ノ費用ニ充ル租稅ハ法律ノ範圍内ニ於テ各地方ノ議會ノ議ヲ取リ之ヲ徵收スヘシ

第八十七條 歲出入ノ決算ハ會計検査院之ヲ審査確定ス其審査報告ハ證明書ト共ニ之ヲ帝國議會ニ付ス

第七章 附 則

第八十八條 此憲法ノ條項ヲ修正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下付スヘシ前項ノ場合ニ於テハ貴族院及衆議院ハ各其總員三分二以上出席スルニアラサレハ其議事ヲ開クコトヲ得ス又出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ議決ヲ為スコトヲ得ス

第八十九條 此憲法公布ノ際現行ノ法律命令ハ何等ノ名義ヲ用ヒタルニ拘ラス此憲法ニ抵觸セサルモノハ更ニ新法ヲ發シ之ヲ改正スルニアラサレハ遵行ノ効力ヲ有ス

資料 21 十月草案

第一章 天皇

第二章 臣民一般ノ權利義務

第三章 帝國議會

第四章 司法

第五章 行政

第六章 附則

第一章 天皇

第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ國ノ元首ニシテ一切ノ政權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ依リ之ヲ施行ス

第四條 天皇ノ身體ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第五條 天皇ハ内閣大臣ノ輔弼ヲ以テ大政ヲ施行ス

第六條 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス

第七條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其發布及執行ヲ命ス

第八條 天皇ハ國家ノ危難及國民ノ災厄ヲ避クル爲ニ議院閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

但此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

第九條 天皇ハ國家ノ安寧臣民ノ幸福ヲ維持スルニ必要ナル勅令ヲ發ス但勅令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 天皇ハ爵位ヲ叙シ勳章及其他ノ徽章ヲ賜與ス

第十二條 天皇ハ内閣諸大臣ヲ任免ス

第十三條 天皇ハ行政各部ヲ構成シ及文武官ヲ任ス

第十四條 天皇ハ赦免減刑及復權ヲ命ス

第十五條 天皇ハ陸海軍ヲ統御ス

軍制ヲ定ムルハ天皇ノ大權ニ由ル

第十六條 天皇ハ外國ニ對シ戰ヲ宣ヘ和ヲ講ス

第十七條 天皇ハ外國ト條約ヲ訂結ス其條約ハ正式ノ公布ニ依リ臣民服從ノ義務ヲ有セシム

第十八條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會ヲ命ス

第十九條 天皇ハ帝國議會ノ休會及衆議院ノ解散ヲ命スルコトヲ得

第二十條 攝政ヲ置クノ場合ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ天皇ノ大權ヲ施行ス

第四章 臣民一般ノ權利義務

第二十一條 日本臣民タル資格ノ得喪ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

- 第二十二條 日本臣民タル者ハ法律ノ前ニ於テ平等トス又法律命令ニ由リ定メタル資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十三條 日本臣民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ニ就クノ義務ヲ有ス
- 第二十四條 日本臣民タル者ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二十五條 日本臣民タル者ハ法律ノ制限内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス
- 第二十六條 日本臣民タル者ハ法律ニ依ルノ外拿捕勾留ヲ受クルコトナシ
- 第二十七條 日本臣民タル者ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セラルハコトナシ
- 第二十八條 日本臣民タル者ハ法律ニ依ルニアラサレハ糾弾ヲ受ケ又ハ刑罰ヲ科セラルハコトナシ
- 第二十九條 日本臣民タル者ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除クノ外其承諾ナクシテ居住ニ侵入シ及檢探セラルハコトナシ
- 第三十條 日本臣民タル者ハ刑事ノ檢探及戰時又ハ内亂ノ場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ
- 第三十一條 日本臣民タル者ハ共同ノ資益ノ為又ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其所有權ヲ侵サルハコトナシ
- 第三十二條 日本臣民タル者ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第三十三條 日本臣民タル者ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十四條 日本臣民タル者ハ相當ノ敬礼ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得
- 第三十五條 本章ニ掲クル規定ハ天皇大權ノ施行ヲ妨^マケルコトナシ
- 第三十六條 本章ニ掲クル規定ハ軍法軍令ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス
- 第三章 帝國議會
- 第三十七條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十八條 貴族院ハ皇族華族及特旨ニ由リ勅任セラレタル者ヲ以テ組織ス其資格選任特權及其他ノ制規ハ特ニ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十九條 衆議院ハ議員選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第四十條 衆議院ハ議長副議長ヲ議員中ヨリ選舉ス
- 第四十一條 凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 第四十二條 帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス
- 第四十三條 帝國兩議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ關スル意見ヲ建議スルコトヲ得但其採納ヲ得サルモノハ同會期ニ於テ再タヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十四條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタルノ法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトナカルヘシ
- 第四十五條 一人ニシテ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第四十六條 帝國兩議院ノ常會ハ毎年一回三箇月ノ會期ヲ以テ之ヲ召集ス必要アルニ當テハ勅命ヲ以テ更ニ其會期ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十七條 臨時緊急ノ要用アルニ當テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第四十八條 帝國議會ノ開會閉會延長及休會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ閉會スヘシ

第四十九條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ其当日ヨリ二箇月以内ニ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰
舉セシメ四箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第五十條 帝國兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外其會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規
則ヲ制定スルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ各其總議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第五十二條 帝國兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十三條 帝國兩議院ノ會議ハ公行ス但政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ
得

第五十四條 兩議院ハ政治上ノ意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十五條 兩議院ハ人民ヨリ提出スル請願文書ヲ受ク

請願文書ヲ受クル規定ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第五十六條 兩議院ハ必要ナリトスル場合ニ於テハ政府ニ質問ノ文書ヲ送付シ其辨明ヲ求ムルコ
トヲ得

第五十七條 帝國兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及投票ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコト
ナシ但議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ
依リ其責ニ任スヘシ

第五十八條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシ
テ逮捕セラルハコトナシ

第五十九條 內閣大臣次官及政府ノ命ヲ受ケタル委員ハ何時タリトモ兩議院ニ出席シ及其意見ヲ
陳述スルコトヲ得

內閣大臣次官及政府ノ委員ハ各院ノ委員會ニ於ケルモ亦前項ニ同シ

第四章 司 法

第六十條 司法權ハ法律ニ依リ構成シタル裁判所ニ於テ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス

第六十一條 裁判官ハ終身官トシテ天皇之ニ任ス

裁判官ノ懲戒ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十二條 裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但安寧秩序及風俗ヲ害スルノ虞アル者ハ法律ニ依リ
又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ其對審公行ヲ禁スルコトヲ得

第六十三條 行政聽ノ處分ニ由リ権理ヲ傷害セラレタルトスルノ訴訟ハ特ニ行政裁判所ノ裁判ニ
屬ス其構成權限及訴訟規則ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十四條 行政聽ト通常裁判所ト又ハ通常裁判所ト行政裁判所トノ權限爭議ハ特別ノ裁判ヲ開
キ之ヲ裁決ス其裁判所ノ組織權限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 行 政

第六十五條 內閣ハ天皇ノ臨御シ萬機ヲ親裁スル所トス

內閣ハ政務ニ関スル諸大臣ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十六條 內閣諸大臣ハ天皇ニ對シ合體又ハ各自ニ其責ニ任ス

第六十七條 行政ハ府縣郡ノ區畫ニ基キ之ヲ施行ス

地方ノ自治ニ関スル組織ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

地方ノ費用ニ充ル諸税ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十八條 新ニ租税ヲ課シ及國債ヲ起スハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

租税ト性質ヲ異ニスル免許料手數料及報償ノ徵收ハ前項ノ限ニアラス

第六十九條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改正セサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收スヘシ

第七十條 歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

豫算ヲ超過シタル支出アルトキハ後日議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第七十一條 皇室費ハ議會ノ承認及検査ヲ要セス

第七十二條 法律ニ依リ政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ毎年議會ノ承認ヲ經ルノ限ニアラス

第七十三條 國家ノ須要ニ應シ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ議會ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第七十四條 豫算及其他會計ニ関スル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全体ノ可否ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ス

第七十五條 豫算外ノ緊急ナル需用ニ充ル為毎年豫算表中ニ豫備費ノ一款ヲ設クヘシ

第七十六條 國家ノ危難及公共ノ災厄ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ帝國議會開會セサルトキ又ハ内外ノ形勢ニ依リ之ヲ召集スルコト能ハサルトキハ政府ハ勅裁ヲ經テ財政上必要ノ處分ヲ為シ時宜ニ依テハ新税ヲ課シ又ハ國債ヲ起スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ之ヲ次回ノ議會ニ提出シ其承認ヲ經ヘシ

第七十七條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラスシテ閉會シタルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十八條 歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ審査確定シ其審査報告ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及権限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 附 則

第七十九條 此ノ憲法ノ條項ヲ変更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下付スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ兩議院ハ各其總員三分二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス又出席議員三分二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ可決シ又ハ變更スコトヲ得ス

第八十條 此ノ憲法公布ノ際現行スル所ノ法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ抵觸セサルモノハ遵由ノ効力ヲ有ス

第八十一條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス

第八十二條 皇室典範ノ変更ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要セス

資料 22 二月草案

第一章 天皇

第二章 臣民一般ノ権理義務

第三章 帝國議會

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五章 司法

第六章 會 計

第七章 總 則

第一章 天 皇

- 第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ一切ノ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ條規ニ依リ之ヲ施行ス
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會及停會ヲ命シ及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ニ緊急ノ必要アル場合ニ於テ内外ノ事情ニ由リ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス
此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ
- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第十條 天皇ハ內閣諸大臣ヲ任免ス
- 第十一條 天皇ハ行政各部ヲ構成シ及文武官ヲ任ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥シ軍制軍政及軍令ニ関シテ最高命令ヲ下ス
- 第十三條 天皇ハ交戰ヲ宣告シ和親并ニ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十五條 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章及其他ノ榮章ヲ賜與ス
- 第十六條 天皇ハ赦免減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條 攝政ヲ置クノ場合ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル
攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大權ヲ施行ス
- ### 第二章 臣民一般ノ権理義務
- 第十八條 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第十九條 日本臣民ハ法律ニ對シ平等トス又法律命令ニ由リ定メタル資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得
- 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス
- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ拿捕監禁及糾治ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セラルハコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除クノ外其承諾ナクシテ住所ニ侵入シ及檢探セラルハコトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外郵信ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルハコトナシ
公益ノ為ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三十一条 本章ニ掲クル條規ハ戰時又ハ事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二条 本章ニ掲クル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三条 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四条 貴族院ハ皇族華族及勅任セラレタル者ヲ以テ組織ス其資格選任特權及其他ノ制規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五条 衆議院ハ議員撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六条 衆議院ハ議長副議長ヲ議員中ヨリ選舉ス

第三十七条 何人モ同時ニ兩院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十八条 凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ経ルヲ要ス

第三十九条 帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス

第四十条 兩議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ關スル意見ヲ建議スルコトヲ得但其採納ヲ得サルモノハ同會期ニ於テ再タヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一条 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス

第四十二条 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

第四十三条 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アルニ當テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十四条 臨時緊急ノ必要アルニ當テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十五条 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會スヘシ

第四十六条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十七条 兩議院ハ各其總議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス

第四十八条 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十九条 兩議院ノ會議ハ公行ス但政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得

第五十条 兩議院ハ其意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十一条 兩議院ハ人民ヨリ呈出スル請願文書ヲ受ク

請願文書ヲ受クル條規ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第五十二条 兩議院ハ必要ナリトスル場合ニ於テ政府ニ對シ文書ヲ以テ質問ヲ為スコトヲ得

第五十三条 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外其會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ制定ス

第五十四条 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及投票ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十五条 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ

第五十六条 内閣大臣各省次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及討論スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十七条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ及法律勅令其他國務ニ関スル詔勅ニ副署シ其責ニ任ス

第五十八条 樞密院ハ天皇ノ諮問ヲ應フ

第五章 司法

第五十九条 司法権ハ法律ニ依リ構成シタル裁判所之ヲ施行ス

第六十条 裁判官ハ懲戒ニ由ルノ外其職ヲ免セラルハコトナシ其懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 裁判所ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但安寧秩序及風俗ヲ害スルノ虞アル者ハ法律ニ依リ又ハ裁判官ノ決議ヲ以テ其對審公行ヲ禁スルコトヲ得

第六十二条 行政官聽ノ違法ノ處分ニ由リ権理ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ハ行政裁判所ノ裁判ニ属ス其裁判所ノ構成権限及訴訟規則ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十三条 行政官聽ト通常裁判所ト又ハ通常裁判所ト行政裁判所トノ権限爭議ハ特別ノ裁判ヲ開キ之ヲ裁決ス其裁判所ノ構成権限ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六章 會計

第六十三条^{ママ} 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

第六十四条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徴収ス

第六十五条 歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

豫算ニ超過スル支出アリタルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第六十六条 豫算及其他會計ニ関スル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全体ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ス

第六十六条^{ママ} 帝室費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除クノ

外帝國議會ノ承認ヲ要セス

第六十七条 憲法上ノ權利ニ基キ又ハ法律ノ効果ニ由リ又ハ帝國議會ノ議決ニ依リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ毎年帝國議會ノ承認ヲ經ルノ限ニアラズ

第六十九条 國家ノ須要ニ應シ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ議會ノ承認ヲ經ルコトヲ得

第七十条 豫算ニ於テ避クヘカラサル不足ヲ補フ為ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ル為ニ豫算中ニ豫備費ヲ設クベシ

第七十一条 國家ノ危難ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為シ國債ヲ起シ又ハ臨時ニ新税ヲ課スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ証明シテ其將來ニ法律上ノ効力ヲ要スルモノハ
議會ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十二条 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算
ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十三条 歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト共ニ之ヲ帝國議會
ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及権限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十四条 将来此ノ憲法ノ條項ヲ變更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下附
スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其総員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ何等ノ變更モ之ヲ決議スコトヲ得ス

第七十五条 皇室典範ノ變更ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要セス

第七十六条 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十七条 此ノ憲法公布ノ際現行スル所ノ條規ハ法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘
ラス總テ遵由ノ効力ヲ有ス

資料 23 淨寫三月案

第一章 天 皇

第二章 臣民一般ノ権理義務

第三章 帝國議會

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五章 司 法

第六章 會 計

第七章 補 則

第一章 天 皇

第一条 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四条 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ條規ニ依リ之ヲ施行ス

第五条 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

第七条 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會及停會ヲ命シ及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八条 天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法
律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ之ヲ承認セザルトキハ將來
ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル
命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十条 天皇ハ此ノ憲法ニ定メタル特例ヲ除ク外官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス

第十一条 天皇ハ文武官ノ俸給及恩給年金ヲ定ム

第十二条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三条 天皇ハ交戦ヲ宣告シ和親并ニ條約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章及其他ノ栄章ヲ賜與ス

第十六条 天皇ハ赦免減刑及復権ヲ命ス

第十七条 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大権ヲ施行ス

第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス

第二十三条 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ拿捕監禁及糾治ヲ受クルコトナシ

第二十四条 日本臣民ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セラル、コトナシ

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除ク外其承諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及檢探セラルルコトナシ

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七条 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ為必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十条 日本臣民ハ相當ノ敬礼ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三十一条 本章ニ掲クル條規ハ戰時又ハ事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二条 本章ニ掲クル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三条 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四条 貴族院ハ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス其資格選任特權及其他ノ制規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五条 衆議院ハ撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六条 衆議院ハ議長副議長ヲ議員中ヨリ選舉ス

第三十七条 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十八条 凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス

- 第三十九条 帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス
- 第四十条 兩議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ関スル意見ヲ建議スルコトヲ得但シ其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再タヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十一条 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス
- 第四十二条 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス
- 第四十三条 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アルニ當テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十四条 臨時緊急ノ必要アルニ當テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第四十五条 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
- 第四十六条 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第四十七条 兩議院ハ各其總議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第四十八条 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十九条 兩議院ノ會議ハ公行ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得
- 第五十条 兩議院ハ其意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得
- 第五十一条 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願文書ヲ受ク
請願文書ヲ受ルノ條規ハ法律及議院規則ノ定ムル所ニ依ル
- 第五十二条 兩議院ハ必要トスル場合ニ於テ政府ニ對シ文書ヲ以テ質問ヲ為スコトヲ得
- 第五十三条 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノノ外其會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ制定ス
- 第五十四条 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及投票ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但議員自ラ其言論ヲ演說刊行筆記又ハ其他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
- 第五十五条 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ関スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ
- 第五十六条 內閣大臣各省次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及討論スルコトヲ得
- 第四章 國務大臣及樞密顧問
- 第五十七条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス
凡法律勅令ヲ以テ之ヲ定ムル其他國務ニ関スル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
- 第五十八条 樞密顧問ハ重要ノ國務ニ就キ天皇ノ諮詢ニ由リ集會審議ス
- 第五章 司法
- 第五十九条 司法權ハ法律ニ依リ構成シタル裁判所之ヲ施行ス
- 第六十条 裁判官ハ懲戒ニ由ルノ外其職ヲ免セラルハコトナシ
懲戒ノ條則ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六十一条 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公行ヲ停ムルコトヲ得

第六十二条 行政官聽ノ違法ノ處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキ者ハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會 計

第六十三条 新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

第六十四条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十五条 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

豫算ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アリタルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第六十六条 豫算及其他會計ニ關スル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全体ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ス

第六十六条^{ママ} 皇室費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除クノ外帝國議會ノ承認ヲ要セス

第六十七条 憲法上ノ權利ニ基ツケル歳出及法律ノ効果ニ由リ又ハ帝國議會ノ議決ニ由リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ帝國議會ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ既定ノ額ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十九条 國家ノ須要ニ應シ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ帝國議會ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第七十条 豫算外ニ生シタル緊要ノ費用ニ充ル為ニ毎年豫算中ニ豫備費ノ一款ヲ設クヘシ

第七十一条 國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ事情ニ由リ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ政府ハ勅裁ヲ經テ財政上必要ノ處分ヲ為シ時宜ニ依テハ國債ヲ起シ又ハ新ニ租税ヲ課スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ之ヲ次回ノ議會ニ提出シ其承認ヲ求ムヘシ

第七十二条 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十三条 歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其検査報告ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及權限ハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十四条 将来此ノ憲法ノ條項ヲ變更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下附スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其總員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ何等ノ變更モ之ヲ決議スコトヲ得ス

第七十五条 皇室典範ノ變更ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要セス

第七十六条 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十七条 此ノ憲法公布ノ際現行スル所ノ條規ハ法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス總テ遵由ノ効力ヲ有ス

資料 24 憲法草案

第一章 天 皇

第二章 臣民一般ノ権理義務

第三章 帝國議會

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五章 司 法

第六章 會 計

第七章 總 則

第一章 天 皇

第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ條規ニ依リ之ヲ施行ス

第五條 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其開會閉會及停會ヲ命シ及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若シ議會ニ於テ之ヲ承認セザルトキハ將來ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法ニ特例ヲ掲ケタルハ各々其條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ文武官ノ俸給及恩給年金ヲ定ム

第十二條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 天皇ハ交戰ヲ宣告シ和親并ニ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章及其他ノ榮章ヲ賜與ス

第十六條 天皇ハ赦免減刑及復権ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大權ヲ施行ス

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ従ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

- 第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス
- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ拿捕監禁及糾治ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ正当ノ裁判所ヨリ阻隔セラル、コトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除ク外其承諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及檢探セラルルコトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サル、コトナシ
公益ノ為必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ
- 第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス
- 第三章 帝國議會
- 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四條 貴族院ハ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス其資格選任特權及其他ノ制規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十五條 衆議院ハ撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス
- 第三十九條 兩議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ關ル意見ヲ建議スルコトヲ得但シ其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス
- 第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル
- 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
- 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第四十六條 兩議院ハ各其總議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公行ス但シ政府ノ要求又ハ其院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得
- 第四十九條 兩議院ハ其意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願文書ヲ受ク

請願文書ヲ受ルノ條規ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第五十一條 兩議院ハ必要トスル場合ニ於テ政府ニ對シ文書ヲ以テ質問ヲ為スコトヲ得

第五十二條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外其會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ議定シ勅裁ヲ經テ之ヲ施行ス

第五十三條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十四條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ關スル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ

第五十五條 内閣大臣各省次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及討論スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十六條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ス

凡ソ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十七條 樞密院ハ重要ノ國務ニ就キ天皇ノ諮詢ニ應フ

第五章 司法

第五十八條 司法權ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フルモノヲ以テ之ヲ任ス

裁判官ハ刑法ノ處断又ハ懲戒ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公行ヲ停ムルコトヲ得

第六十一條 行政官聽ノ違法ノ處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキ者ハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

豫算ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アリタルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算及其ノ他會計ニ關ル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其ノ議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全躰ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ズ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ承認ヲ要セス

第六十七條 天皇ノ憲法上ノ大権ニ基ケル歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ帝國議會ノ議決ニ由リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歳出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ帝國議會ハ政府ノ承諾ヲ經ズシテ既定ノ額ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 國家ノ須要ニ應シ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ帝國議會ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ為又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ル為ニ豫算中ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 國家ノ危難ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ由リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為シ國債ヲ起シ又ハ臨時ニ新稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ證明シ其ノ將來ニ法律ノ効力ヲ要スルモノハ議會ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 将来此ノ憲法ノ條項ヲ変更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下附スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其總員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ何等ノ変更モ之ヲ決議スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ変更ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要セス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ変更スルコトヲ得ス

第七十六條 此ノ憲法公布ノ際現行スル所ノ條規ハ法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ラス總テ遵由ノ効力ヲ有ス

資料 25

樞密院官制

第一章 組 織

第一條 樞密院ハ天皇親臨シテ重要ノ國務ヲ諮詢スル所トス

第二條 樞密院ハ第一議長一人第二副議長一人第三顧問官十二人以上第四書記官長一人及書記官數人ヲ以テ組織ス

第三條 樞密院ノ議長副議長顧問官ハ親任書記官長ハ勅任書記官ハ奏任トス

第四條 何人タリトモ年齢四十歳ニ達シタルモノニ非サレハ議長副議長及顧問官ニ任スルコトヲ得ス

第五條 議長ハ書記官ノ内ヲ以テ秘書官ヲ兼ネシムルコトヲ得

第二章 職 掌

第六條 樞密院ハ左ノ事項ニ付會議ヲ開キ意見ヲ上奏シ勅裁ヲ請フヘシ

- 一、憲法及憲法ニ附屬スル法律ノ解釋ニ關シ及豫算其他會計上ノ疑義ニ關スル爭議
 - 二、憲法ノ改正又ハ憲法ニ附屬スル法律ノ改正ニ關スル草案
 - 三、重要ナル勅令
 - 四、新法ノ草案又ハ現行法律ノ廢止改正ニ關スル草案列國交渉ノ條約及行政組織ノ計畫
 - 五、前諸項ニ掲クルモノ、外行政又ハ會計上重要ノ事項ニ付特ニ勅令ヲ以テ諮詢セラレタルトキ又ハ法律命令ニ依テ特ニ樞密院ノ諮詢ヲ經ルヲ要スルトキ
- 第七條 前條第三項ニ掲ケタル勅令ニハ樞密院ノ諮詢ヲ經タル旨ヲ記載スヘシ
- 第八條 樞密院ハ行政及立法ノ事ニ關シ天皇ノ至高ノ顧問タリト雖モ施政ニ干與スルコトナシ
- 第二章 會議及事務
- 第九條 樞密院ノ會議ハ顧問官十名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 第十條 樞密院ノ會議ハ議長之ニ首席シ議長事故アルトキハ副議長之ニ首席ス議長副議長共ニ事故アルトキハ顧問官其席次ニ依リ首席スヘシ
- 第十一條 各大臣ハ其職權上ヨリ樞密院ニ於テ顧問官タルノ地位ヲ有シ議席ニ列シ表決ノ權ヲ有ス又各大臣ハ委員ヲ差シテ會議ニ出席シ演述及説明ヲ爲サシムルコトヲ得但シ表決ノ數ニ加ラス
- 第十二條 樞密院ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス但可否平等ノ場合ニ於テハ會議首席ノ決スル所ニ依ル
- 第十三條 議長ハ樞密院ニ屬スル一切ノ事務ヲ總管シ樞密院ヨリ發スル一切ノ公文ニ署名ス副議長ハ議長ノ職務ヲ輔佐ス
- 第十四條 書記官長ハ議長ノ監督ヲ受ケ樞密院ノ常務ヲ管理シ一切ノ公文ニ副署シ會議ニ付スヘキ事項ヲ審査シテ報告書ヲ調製シ會議ニ列シ辨明ノ任ニ當ル但シ表決ノ數ニ加ラス書記官ハ會議ニ於テ議事ヲ筆記シ及書記官長ノ職務ヲ輔佐シ書記官長事故アルトキハ書記官之ヲ代理ス
- 前項ノ筆記ハ出席員ノ姓名會議ノ事件質問答辨及議決ノ要旨ヲ記載スルモノトス
- 第十五條 特別ノ場合ヲ除クノ外豫メ審査報告書ヲ調製シ其會議ニ必要ナル書類ト共ニ之ヲ各員ニ配達シタル後ニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 議事日程及報告ハ豫メ各大臣ニ通報スヘシ

資料 26

大日本帝國憲法

原案(諮詢案)

第一章 天 皇

- 第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ條規ニ依リ之ヲ施行ス
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ承認ヲ經テ立法權ヲ施行ス
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ國家ノ危難又ハ國民ノ災厄ヲ避クル為ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承認セサルトキハ將來ニ向テ法律タルノ効力ヲ失フヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ官制ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法ニ特例ヲ掲ケタルハ各々其條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ文武官ノ俸給及恩給年金ヲ定ム

第十二條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

陸海軍ノ編制ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 天皇ハ交戦ヲ宣告シ和親并ニ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位ヲ授ケ勳章及其他ノ榮章ヲ賜與ス

第十六條 天皇ハ赦免減刑及復権ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ヲ以テ大権ヲ施行ス

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住ヲ移轉スルノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ拿捕監禁及糾治ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ正當ノ裁判所ヨリ阻隔セラルハコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ指定シタル場合ヲ除ク外其ノ承諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及檢探セラルハコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外郵信ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルハコトナシ

公益ノ為ニ必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ事變ノ場合ニ於テ天皇大権ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

- 第三十四條 貴族院ハ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス其ノ資格選任特權及其ノ他ノ制規ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第三十五條 衆議院ハ撰擧法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス
- 第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 帝國議會ハ政府ノ提出スル議案ヲ議決ス
- 第三十九條 兩議院ハ新法ノ制定又ハ現行法律ノ改正廢止ニ關ル意見ヲ建議スルコトヲ得但シ其採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス
- 第四十條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ再議ニ提出スルコトヲ得ス
- 第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅令ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ
- 第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テハ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ
臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅令ニ依ル
- 第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ
衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ
- 第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅令ヲ以テ新ニ議員ヲ撰擧セシメ解散ノ日ヨリ五個月以内ニ之ヲ召集スヘシ
- 第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス
- 第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第四十八條 兩議院ノ會議ハ公行ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト為スコトヲ得
- 第四十九條 兩議院ハ其ノ意見ヲ天皇ニ上奏スルコトヲ得
- 第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願文書ヲ受ク
請願文書ヲ受ルノ條規ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第五十一條 兩議院ハ必要トスル場合ニ於テ政府ニ對シ文書ヲ以テ質問ヲ為スコトヲ得
- 第五十二條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外其ノ會議及内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ議定シ勅裁ヲ經テ之ヲ施行ス
- 第五十三條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ
- 第五十四條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其院ノ承諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ
- 第五十五條 內閣大臣各省次官及政府ノ委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及討論スルコトヲ得
- 第四章 國務大臣及樞密顧問
- 第五十六條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス
凡ソ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス
- 第五十七條 樞密院ハ重要ノ國務ニ就キ天皇ノ諮詢ニ應フ
- 第五章 司 法

第五十八條 司法權ハ法律ニ依リ天皇ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判官ハ法律ニ依リ定メタル資格ヲ具フルモノヲ以テ之ヲ任ス

裁判官ハ刑法ノ處断又ハ懲戒ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公行ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公行ヲ停ムルコトヲ得

第六十一條 行政官聽ノ違法ノ處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキ者ハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承認ヲ經ヘシ

豫算ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算及其ノ他會計ニ關ル議案ハ前キニ衆議院ニ提出シ其ノ議決ヲ經タル後貴族院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全体ヲ議スルニ止マリ逐條修正スルコトヲ得ズ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ承認ヲ要セス

第六十七條 天皇ノ憲法上ノ大權ニ基ケル歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ帝國議會ノ議決ニ由リ生シタル政府ノ義務ヲ履行スルニ必要ナル歲出ハ之ヲ豫算ニ掲クルモ帝國議會ハ政府ノ承諾ヲ經スシテ既定ノ額ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 國家ノ須要ニ應シ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ帝國議會ノ承認ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ル為ニ豫算中ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 國家ノ危難ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ由リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為シ國債ヲ起シ又ハ臨時ニ新稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ證明シ其ノ將來ニ法律ノ効力ヲ要スルモノハ議會ノ承認ヲ求ムヘシ

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議決セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ニ依リ之ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ變更スルノ必要アルトキハ上諭ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ下附スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其總員三分ノ二以上出席スルニアラサレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニアラサレハ何等ノ變更モ之ヲ決議スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ變更ハ帝國議會ノ承認ヲ經ルヲ要セス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 此ノ憲法公布ノ際現行スル所ノ條規ハ法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス總テ遵由ノ効力ヲ有ス

資料 27 議院法諮詢案

議院法(諮詢案)

第一章 帝國議會ノ召集及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ日時ヲ指定シ少クトモ集會ノ期日ヨリ四十日前ニ之ヲ發布ス

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スベシ

第三條 憲法ニ定メタル議員ノ員數集會シタルトキ衆議院ノ議長副議長ハ其ノ第一任期ニ於テハ議員ヨリ之ヲ勅任シ第二任期以下ニ於テハ議員之ヲ互選シ勅許ヲ請フヘシ

第四條 各議院ハ其ノ必要ニ從ヒ部ヲ設ケ抽籤法ヲ以テ議員ヲ分配スヘシ

各部長ハ各部ニ於テ部員ヨリ之ヲ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第七條 各議院ハ詔命ニ奉對スル為ニ上奏書ヲ作り議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシ宮内大臣ニ依リ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スヘシ

第二章 議長書記官長及經費

第八條 衆議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第九條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第十條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ闕位トナリタルトキハ繼續者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十一條 兩議院ノ議長ハ各議院ノ秩序ヲ整理シ議決ヲ宣告シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス議長ハ議會閉期ノ間ニ於テ仍各議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 貴族院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アリテ勅旨ヲ以テ代理議長ヲ命セラレサルトキ及衆議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ臨時假議長ヲ推選シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條 衆議院ノ議長副議長ハ任期滿限ノ後ニ於テ新議員集會ノ期日ニ至ルマテ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ総堤シ公文ニ署名ス

書記官ハ諸般ノ文書及事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ定額ニ依リ國庫ヨリ之ヲ支辨ス

第三章 衆議院議員年俸

第十九條 衆議院ノ議長ハ年俸 圓副議長ハ 圓議員ハ 圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク

議長副議長及議員ハ年俸ヲ辞スルコトヲ得ス

第四章 委員

第二十條 委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員會ト為スモノトス

常任委員ハ一定ノ事件ヲ審査スル為ニ各部ニ於テ平等ニ議員ヲ互選シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル為議員ノ互選ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ議員之ヲ互選ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議員三分一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半数以上出席スルニ非サレハ議決ノ効力ヲ有セス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但委員會ハ其ノ議決ニ由リ委員ニ非サル議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ経過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ認可ヲ經テ議會閉期ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第四章 會議

第二十六條 議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ承諾ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但政府ノ要求若クハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニアラス

第二十九條 第四十一條ニ掲クル場合ヲ除ク外政府ヨリ提出シタル議案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 政府ノ議案ニ關ル議決ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ内閣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可ヲ予ヘラル、者ハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 休會停會閉會

第三十三條 各議院ハ非常ノ場合ヲ除ク外休會三日ヲ超ユルコトヲ得ス

政府ハ何時タリトモ三日以内ニ於テ議院ノ休會ヲ命スルコトヲ得

第三十四條 議院停會ノ命ヲ受ケタル場合ニ於テハ前ノ議事ヲ繼續セス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅令ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スルコト開會ノ式ニ同シ

第七章 秘密會議

第三十七條 議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ議院ハ討論ヲ用キスシテ可否ヲ決スヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取タル日ヨリ三十日以内ニ其ノ調査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題トナスコトヲ得ス

第九章 國務大臣次官及政府委員

第四十二條 國務大臣次官及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但之カ為ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員會ニ附シタルトキハ國務大臣次官及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述ルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣次官及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議又ハ委員會ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ毎會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣次官及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關スル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣次官各員及政府委員ニ交付スヘシ

第十章 質 問

第四十八條 政府ニ對シ質問ヲ為サントスルノ發議者ハ二十人以上ノ賛成者ト共ニ連署シタル簡明ナル主意書ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ朗讀セシメ演說及討論ヲ用キスシテ直ニ議決ニ付シ其ノ可決シタルトキハ議長ヨリ之ヲ政府ニ送付ス國務大臣ハ直ニ答辨ヲ為シ又ハ答弁スヘキ期日ヲ定メ又ハ答辨ヲ為サ、ルノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 議院ニ於テ答辨ヲ得タル時ハ其ノ事件ニ付キ討論スルコトヲ許サス但更ニ建議ヲ提出スルコトヲ得

第十一章 兩議院關係

第五十一條 豫算及會計ニ関ル者ヲ除ク外政府ノ議案ハ先ツ兩議院ノ一ニ附スルコト便宜ニ依ル

第五十二條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ決議ニ依リ可決シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ政府呈出スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

第五十三條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ其ノ理由ヲ付シテ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ直ニ之ヲ政府ニ呈出スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議会ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議会ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十四條 兩院協議会ハ一ノ成案ヲ調製スル為兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ撰派ス委員ノ協議案成立スルトキハ原案ヲ政府ヨリ受取りタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議会ニ於テ調製シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲナスコトヲ許サス

第五十五條 各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議会ニ出席シテ意見ヲ述ルコトヲ得但表決ノ數ニ預ラス

第五十六條 兩院協議会ハ傍聽ヲ許サス

第五十七條 兩院協議会ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ニ依ル

第五十八條 兩院協議会ノ議長ハ兩議院選派委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ各會ニ更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ節目ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十二章 上奏及建議

第六十條 各議院其ノ意見ヲ上奏セントスルトキハ宮内大臣ニ依リ豫メ勅許ヲ請ヒ議長又ハ其ノ代理者ヲ以テ總代トシ謁謁ヲ得テ上奏文書ヲ奉呈スヘシ

第六十一條 各議院ノ建議ハ其ノ文書ヲ以テ政府ニ提出スヘシ

第六十二條 各議院ヨリ上奏又ハ建議ヲ進ムルノ動議ハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト為スコトヲ得ス

第十三章 請 願

第六十三條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介アルヲ待テ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十四條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハストスルトキハ議長ハ紹介ノ議員ニ由テ之ヲ却下スヘシ

第六十五條 請願委員ノ特別ノ報告又ハ議員二十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ附スヘシ

請願委員特別ノ報告ヲ為サハルトキハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

第六十六條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ付シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付スヘシ

第六十七條 法律上法人ト認メラレタル結社ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テ請願スル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ユヘシ若シ請願ノ名義ニ依ラス若クハ其ノ體式ニ違フ者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ各議院又ハ行政及司法官ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キル者ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス但理由ナキ裁判ノ遅延若クハ違法ノ拒絶ニ對スルノ請願ハ此ノ限ニ在ラス

第七十二條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十三條 各議院ハ政府ノ承認ヲ經スシテ全國又ハ一部ノ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ハ審査ノ為ニ人民ヲ召喚スルコトヲ得ス

第七十五條 各議院ヨリ審査ノ為ニ内閣及各省ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ内閣及各省ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十六條 各議院ハ内閣及各省ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス

文武ノ勲功ニ因リ恩給年金ヲ受クル者ハ前項ノ限ニ在ラス

第七十八條 衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失フトキハ退職者トス

第七十九條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ日時ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第八十條 裁判所ニ於テ當選訴訟ヲ判決シ已ニ確定裁判ヲ經タル者ハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトナシ

第八十一條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辨明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 告假辭職及補闕

第八十二條 各議院ノ議長ハ議員一週間ニ超ヘサル告假ヲ許可スヘシ其一週間ヲ超ユル告假ハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキノ告假ハ總テ之ヲ許可セス

第八十三條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十四條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十五條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ欠位ヲ生シタル時ハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選挙ヲ求ムヘシ

第十七章 警察及紀律

第八十六條 各議院開會中内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十七條 政府ハ各議院ノ要求ニ應シ警察官吏ヲ遣シ議長ノ指揮ヲ受ケシムヘシ

第八十八條 會議中議員此ノ法律若クハ議事規則ニ違ヒ其ノ他總テ議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシムヘシ其ノ命ニ從ハサル者アルトキハ議長ハ討論ヲ用キスシテ議院ニ問ヒ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十九條 議場騷擾ナル時ハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第九十條 議長ハ傍聽人ノ會議ノ妨害ヲ為ス者ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十一條 會議中議員及傍聽人ハ軍人ト軍人ニ非サルトニ拘ハラス戎器ヲ携帯シテ場内ニ入ルコトヲ許サス

第九十二條 議場ニ出席シタル國務大臣次官及政府委員又ハ議員ハ議員又ハ傍聽人議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十三條 國務大臣次官又ハ政府委員ハ議席ニ在ルノ間議員ト均シク總テ議場ノ秩序ニ從フヘシ

第九十四條 各議院ニ於テハ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ為スコトヲ得ス

第九十五條 各議院ニ於テハ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十六條 議員議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル者ハ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲 罰

第九十七條 各議院ハ各々其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十八條 各議院ニ於テ懲罰委員ヲ設ケ議長ノ發議ニ依リ懲罰事件ヲ審査シ議院ノ議ヲ經テ議長之ヲ宣告ス

第九十九條 委員會又ハ各部ニ於テ紀律ヲ犯シタル者アルトキハ各委員長又ハ各部長ヨリ議長ニ報告シテ處分ヲ求ムヘシ

第一百條 議員紀律ヲ犯ストキハ其ノ輕重ニ從ヒ左ノ處分ヲ行フ

一、公開シタル議場ニ於テ譴責ス

二、公開シタル議場ニ於テ議院ノ指示スル方式ニ從ヒ謝辭ヲ表セシム

三、一定ノ時間出席ヲ停止ス

四、除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ決スヘシ

貴族院ニ於テ除名ハ勅命ニ依ル

第一百一條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第一百二條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ為スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ為スヘシ

第一百三條 議長ニ於テ議員ノ發言紀律ヲ犯スモノト認ムルトキハ假リニ新聞紙及其ノ他ノ印刷物ヲ以テ公布スルコトヲ禁スルコトヲ得

此禁止ハ其ノ發言ニシテ懲罰ヲ受ケタルトキハ有効タルヘク懲罰ヲ免レタルトキハ無効タルヘシ

議員懲罰ヲ受ケタルトキハ議長ハ其ノ發言ノ全部又ハ一部ヲ議事録ヨリ削除セシムルコトヲ得

第一百四條 議院外ニ於テ前條ニ記載シタル公布ノ禁止ヲ犯シタル者ハ三十日以上三個月以下ノ輕禁錮ニ處ス

第一百五條 議員正當ノ理由ナクシテ開院ノ後八日マテニ仍召集ニ應セサルニ因リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ欠席スルニ由リ若クハ告暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其ノ招状ヲ受ケタル後八日マテニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

資料 28 樞密院再審會議に付議せられた憲法修正條項

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ國家ノ安寧ヲ維持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各々其ノ條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其他ノ榮章ヲ授與ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得ス

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十四條 國務大臣次官及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニアラス

國債ヲ起スハ帝國議會ノ承諾ヲ經ヘシ

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ承諾ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承認ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前キニ衆議院ニ提出スヘシ

貴族院ハ豫算ニ付全體ヲ議決スルニ止マリ修正スルコトヲ得ズ

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上ノ義務ニ屬スル歲出ハ帝國議會ニ於テ政府ノ承諾ヲ經スシテ之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ得

第七十條 國家ノ危難ヲ避クル為ニ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルニ非サレハ何等ノ改正モ之ヲ決議スコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名称ヲ用キタルニ拘ハラズ此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

資料 29 大日本帝國憲法(1889年2月11日發布)

大日本帝國憲法

第一章 天皇

第一條 日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ニ條規ニ依リ之ヲ行フ

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ之ヲ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルハ各々其條項ニ依ル

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルハコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルハコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルハコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルハコトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ抵觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定メル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 帝國議會ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得ス

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

第四十一條 帝國議會ハ每年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各々其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

第四十九條 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルハコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡ソ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ之ヲ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルハコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官聽ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ由リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ特ニ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ由リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補 則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス

歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

資料 30 議院法(1889年2月11日公布)

議院法

第一章 帝國議會ノ召集成立及開會

第一條 帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル日時ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スベシ

第三條 衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各々三名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ之ヲ勅任スヘシ

議長副議長ノ勅任セラル、マデハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第四條 各議院ハ抽籤法ニ依リ總議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條 兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ
開院式ヲ行フヘシ

第六條 前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第二章 議長書記官長及經費

第七條 各議院ノ議長副議長ハ各々一員トス

第八條 衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第九條 衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ依リ闕位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ
仍前任者ノ任期ニ依ル

第十條 各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條 議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條 議長ハ常任委員會及特別委員會ニ臨席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條 各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條 各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ選舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘ
シ

第十五條 各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マデハ仍其ノ職務ヲ
繼續スヘシ

第十六條 各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス

第十七條 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ埤理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス

書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被撰及勅任議員及衆議院ノ
議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セサル者ハ歳費ヲ受
クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多カラサル手當
ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ全院委員常任委員及特別委員ノ三種トス

全院委員ハ議院ノ全員ヲ以テ委員ト為スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ平同數ノ
委員ヲ總議員中ヨリ選舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ選舉ヲ以テ特ニ附託ヲ受クルモノトス

第二十一條 全院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ選舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互選ス

第二十二條 全院委員會ハ議員三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聽ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議員ノ傍聽ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ經過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會 議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ省略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第六章 停會閉會

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ開會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサル者ハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅令ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ

二政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取リタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スル者ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニ預ラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質 問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ賛成者アルヲ要ス質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り賛成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辯ヲ爲シ又ハ答辯スヘキ期日ヲ定メ若シ答辯ヲ為サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 國務大臣ノ答辯ヲ得又ハ答辯ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ

第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若シ之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各々十人以下同數ノ委員ヲ選舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サス

第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各々一員ヲ互選シ每會更代シテ席ニ當ラムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請 願

第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ

第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム

請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ録シ毎週一回議院ニ報告スヘシ

請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ヲ除ク外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用ウヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第十四章 議院ト人民及官廳地方議會トノ關係

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ渉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第十五章 退職及議員資格ノ異議

第七十六條 衆議院ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セサレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ選挙法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議院ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超ヘサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ナル理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕選挙ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ其ノ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十條 議場ノ秩序ヲ紊ル者アルトキ國務大臣政府委員及議員ハ議長ノ注意ヲ喚起スルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第十八章 懲 罰

第九十四條 各議院ハ其ノ議員ニ對シ懲罰ノ權ヲ有ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク

懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス
各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ議長ニ報告シ處分ヲ求ムヘシ
第九十六条 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ
第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再選ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得
懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第一條 第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週間内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招状ヲ發シ其ノ招状ヲ受ケタル後一週間内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ處分ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ

資料 31

衆議院成立規則

第一條 議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ノ午前九時衆議院ニ集會スヘシ

第二條 集會シタル議員ハ當選證書ト俱ニ名刺ヲ事務局ニ通スヘシ書記官ハ當選人名簿ニ各員ノ當選證書ヲ對照スヘシ

第三條 午前十時ニ至リ集會者總議員三分ノ一ニ充チタルトキハ書記官長ハ議員ヲシテ議長候補者ノ選舉ヲ行ハシムヘシ

第四條 議長候補者ノ選舉ハ無名投票ヲ以テシ候補者三名ヲ連記スヘシ

第五條 議員ハ點呼ニ應シ議長席ノ前ニ設ケタル投票函ニ投票ヲ投入シ其ノ名刺ヲ名刺函ニ投入スヘシ

現在議員投票ヲ終リタルトキハ書記官長ハ投票函ノ閉鎖ヲ宣告スヘシ閉鎖宣告ノ後ハ投票スルコトヲ許サス

第六條 投票終リタルトキハ書記官長、書記官ト俱ニ議員ノ面前ニ於テ投票ノ數ヲ計算シ投票ノ數名刺ノ數ニ超過シタルトキハ更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

第七條 投票ノ點檢終リタルトキハ書記官長各候補者ノ得點ヲ議員ニ報告シ投票ノ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

第八條 投票ノ過半数ヲ得タル者ナキトキ又ハ過半数ヲ得タル者三人ニ滿タサルトキハ最多數ノ投票ヲ得タル者ニ就キ選舉スヘキ定員ノ倍數ヲ取り決選投票ヲ行ヒ過半数ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス

同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 當選人ニシテ當選ヲ辭スル者アルトキハ更ニ其ノ選舉ヲ行フヘシ

第十條 議長候補者ノ選舉終リタルトキハ副議長候補者ノ選舉ヲ行フヘシ

- 第十一條 議長候補者ハ副議長候補者ニ選舉セラル、コトヲ得
- 第十二條 選舉ニ付キ疑義ヲ生スルトキハ書記官長ハ集會シタル議員ニ諮ヒ之ヲ決スヘシ
- 第十三條 議長副議長ノ候補者定マリタルトキハ書記官長ハ内閣總理大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ
- 第十四條 議長副議長任命ノ翌日午前九時議員ハ議場ニ集會スヘシ
書記官長ハ議長及副議長ヲ議院ニ紹介シ議長ヲ導キテ議長席ニ著カシムヘシ
- 第十五條 議長ハ議長席ニ著キタルノ後書記官ヲシテ抽籤セシメ總議員ノ議席及部屬ヲ定ム
- 第十六條 議員ノ議席ハ毎會期ニ之ヲ定メ各席ニ號數ヲ付ス
- 第十七條 議員ノ部屬ハ毎會期ニ之ヲ定メ各部ニ號數ヲ付ス
總議員ヲ九部ニ配分シ均分スルコト能ハサルトキハ第一部ヨリ以下毎部一員ヲ加フヘシ
議長副議長ハ部員ノ中ニ入ラス
- 第十八條 臨時會ニ於テハ前會ノ議席及部屬ヲ繼續スヘシ
- 第十九條 各部ハ年長部員ヲ以テ管理者トシ無名投票ヲ以テ部員中ヨリ部長一名ヲ互選シ其ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス
最多數ヲ得タル者同數者二人以上アルトキハ年長ヲ取り同年月ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ
- 第二十條 部長ハ部ノ事務ヲ整理ス
- 第二十一條 各部ハ部員中ヨリ理事一名ヲ互選ス
理事ノ互選ハ部長互選ノ例ニ同シ
- 第二十二條 理事ハ部長ヲ輔ケ部長故障アルトキハ之ヲ代理スヘシ
- 第二十三條 議席及部屬定マリタルトキハ議長ハ議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ
- 第二十四條 議員一任期ノ第二會期以下ニ於テハ召集ノ期日午前十時ニ至リ議員總數三分ノ一ニ充チタルトキハ議席及部屬ヲ定メタル後議院成立ノ由ヲ政府及貴族院ニ通報スヘシ

参考文献

- 衆議院・参議院『議會制度百年史 議會制度編』大蔵省印刷局、1990年
- 明治文化研究會『明治文化全集 第1卷 憲政編』日本評論社、1928年第1版、1967年第3版
- 稲田正次『明治憲法成立史 上卷』有斐閣、1960年
- 稲田正次『明治憲法成立史 下卷』有斐閣、1962年
- 伊藤博文文書研究会（2011年）『伊藤博文文書 第55卷 秘書類纂 議會 一之四』ゆまに書房
- 大石眞『議院法制定史の研究』成文堂、1990年
- 政党政治研究会『議會政治100年』徳間書店、1988年
- 坂野潤治『日本憲政史』東京大学出版会、2008年

<http://www.ndl.go.jp/modern/utility/chronology.html>

[http://ja.wikisource.org/wiki/%E6%94%BF%E4%BD%93_\(%E6%85%B6%E5%BF%9C%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E5%A4%AA%E6%94%BF%E5%AE%98%E9%81%94%E7%AC%AC%E4%B8%89%E7%99%BE%E4%B8%89%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%8F%B7\)](http://ja.wikisource.org/wiki/%E6%94%BF%E4%BD%93_(%E6%85%B6%E5%BF%9C%E5%9B%9B%E5%B9%B4%E5%A4%AA%E6%94%BF%E5%AE%98%E9%81%94%E7%AC%AC%E4%B8%89%E7%99%BE%E4%B8%89%E5%8D%81%E4%B8%80%E5%8F%B7))

<http://ja.wikisource.org/wiki/%E9%9B%86%E8%AD%B0%E9%99%A2%E8%A6%8F%E5%89%87>

http://www.furuyatetuo.com/bunken/b/65_gikai_seiritugaiyo/01_.htm

<http://www.japanpen.or.jp/e-bungeikan/sovereignty/aikokukoto.html>